

2020 (令和2) 年 2月 28日刊

Aún aprendo

それでもまだ学ぶぞ

—西村稔先生追悼集

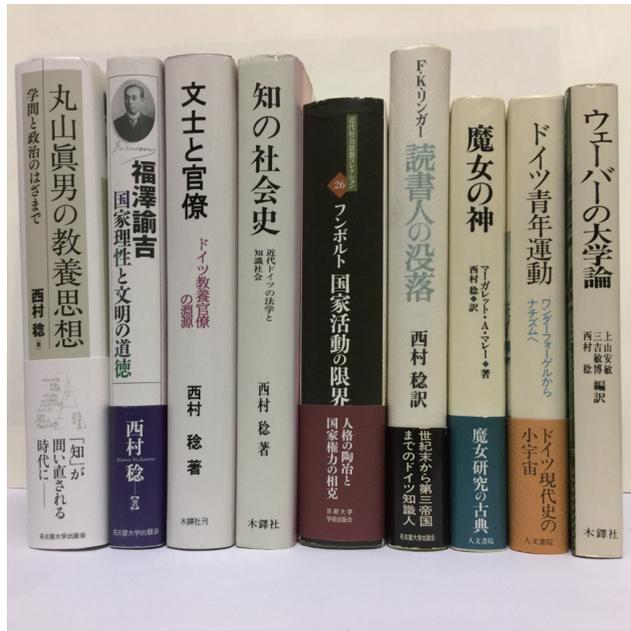
阪本 尚文 編

2020 (令和2) 年 2月28日刊

Aún aprendo

それでもまだ学ぶぞ

——西村稔先生追悼集



阪本 尚文 編

表題の由来

本追悼集表題「Aún aprendo それでもまだ学ぶぞ」は、歩くのがやっとなのであるにもかかわらず、個人的成長をなお続ける高德の老人を描いたゴヤの素描に由来する。鷗外や丸谷才一と並んで堀田善衛を好まれた西村稔先生は、堀田の大作『ゴヤ』を通じてこの画家の晩年の素描の存在を知り、コピーを書斎の壁に掲げておられた。表題の和訳は、関静雄先生の追悼文中にあるように西村先生御自身が使われたものである。





三重県松阪市
2011（平成 23）年 3 月（63 歳）
本居宣長記念館・鈴屋にて



上山安敏先生を囲む会
1979（昭和 54）年 1 月初め（31 歳）
上山先生宅にて
（後列右から三番目が西村先生）



上山安敏先生を囲む会
2001（平成 13）年 3 月（53 歳）
キャンパスプラザ京都にて
（前列左から三番目が西村先生）



岡山大学 HP（2003（平成 15）年度、教員紹介）から



「今は昔」『京都大学総合人間学部広報』第 49 号、2012 年 3 月から



『山陽新聞』1998 年 11 月 22 日付朝刊、第 23 面
から



上山安敏先生の米寿をお祝いする会
2013（平成 25）年 1 月（65 歳）
京都市左京区・聖護院御殿荘にて
（前列左から二番目が西村先生）



上山安敏先生に御祝記念品を
贈呈する西村先生

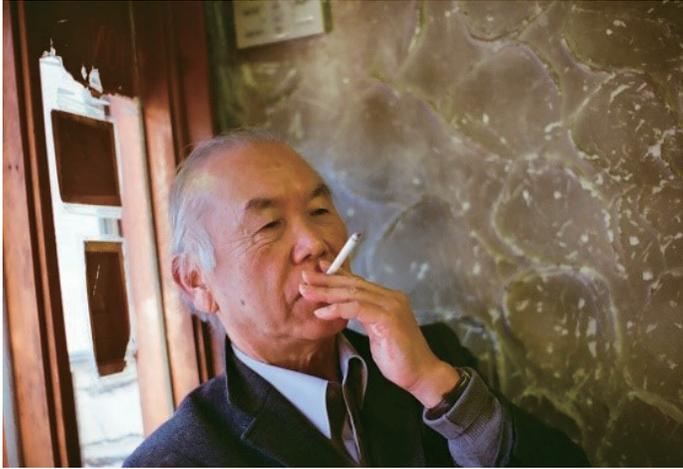


2014（平成 26）年 12 月（67 歳）
京都市左京区・BAR 喫茶探偵にて

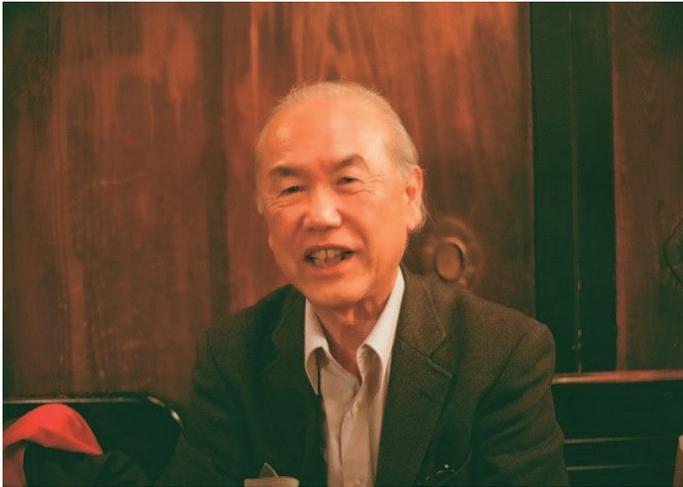


フンボルト研究会
2015（平成 27）年 3 月（67 歳）
京都大学附属図書館共同研究室にて

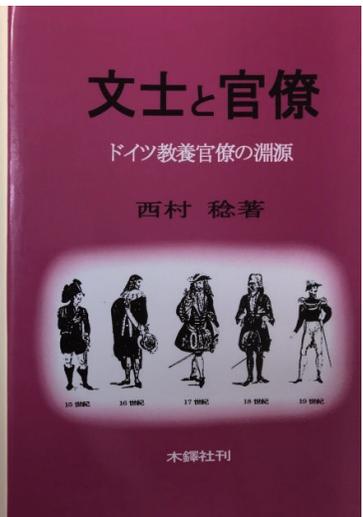
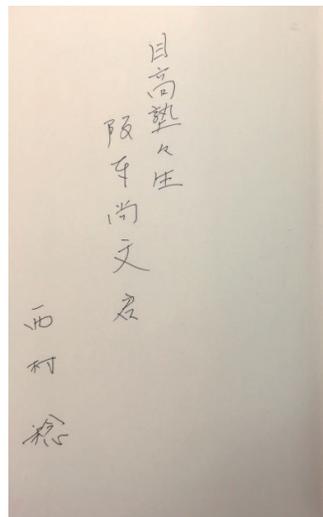
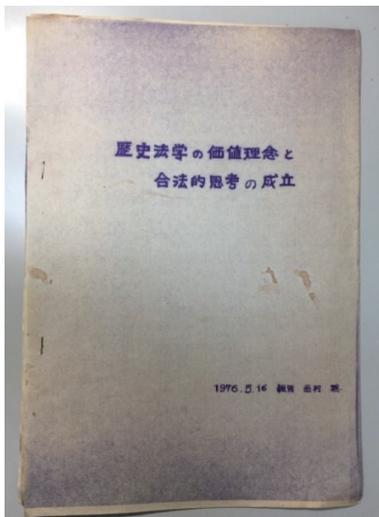




2015（平成 27）年 3 月（67 歳）
京都市左京区・cafe collection にて



2015（平成 27）年 3 月（67 歳）
京都市左京区・おむら屋にて



左：法制史学会第 168 回近畿部会報告レジュメ 1976（昭和 51）年 5 月 16 日、京大楽友会館にて
（本資料は、西村先生が 2012（平成 24）年春に京大を退職される際に研究室を整理された折に、編者が譲り受けたものである。）

右：『文士と官僚』の扉に編者がいただいたサイン。「目高塾」という名称は、童謡「めだかの学校」の二番の歌詞（めだかのがっこうのめだかたちだれがせいとか せんせいかだれがせいとか せんせいかみんなでげんきにあそんでる）を、先生が教育の範とされていたことに由来する。



上山ゼミ（卒業アルバムより）
1969（昭和44）年4月（21歳）
封鎖中の京都大学旧教養部構内
（現吉田南構内）から時計台を望んで
（前列右端が西村先生）



1969（昭和44）年 京都大学時計台（左）
京都大学旧法経一番教室（右）



上山安敏先生の卒寿をお祝いする会 2015（平成27）年3月28日（67歳） ホテル日航奈良にて
（前列左端が西村先生）

目 次

表題の由来

追悼文

西村稔兄の思い出	上山 安敏	1
〔参考〕上山安敏先生の西村稔先生著作等書評抄		2
西村稔兄を偲ぶ	小林 宏	4
西村稔先生の教養思想をめぐる覚え書	阪本 尚文	5
交遊断想と永別の日のこと	関 静雄	10
あの笑顔——西村稔君を偲ぶ	中西 輝政	14
言葉の力——西村さん、ありがとうございました	深尾 裕造	17
西村先生の思い出一、二	吉原 達也	18
「西村稔先生、『有難う』ございます」	佐野 誠	20
西村先生のこと	波多野 敏	21
西村先生をしのんで	伊藤 孝夫	23
前略、西村先生。	井上 琢也	24
西村稔先生の思い出——アスコナ会でのご指導を中心に	林 智良	26
西村先生の思い出	中山 竜一	28
西村先生との思い出	黒神 直純	30
西村稔先生を偲んで	小田川大典	31
西村先生のこと	佐々木 健	33
西村先生から授けられたもの	石澤 将人	34
西村稔先生の思い出	上野 大樹	37
西村先生のお人柄	貝瀬 拓彌	39
先生からの学び——おもろいやんか	萩野 仁志	41
西村稔氏の御逝去を悼みて	吉原 丈司	43

西村稔先生のエッセイその他

創意を生かすゼミ〈上山ゼミ〉（西洋法制史）	45
教養とは何か	46
〔参考〕岡山大学法学部 HP「教員紹介」欄掲載事項	47
今は昔	48
竹下君の思い出	50
書簡 1 2013（平成 25）年 1 月 7 日	51

書簡 2	2017 (平成 29) 年 1 月 11 日	53
	ボーヤとジーヤと「風」	54
資料 1	島根大学法文学部集中講義「ドイツ法」レジュメ目次	58
資料 2	法学部とは何か——歴史的考察	59
資料 3	公德について	63
資料 4	法・大学・官僚	66
資料 5	丸山眞男と「法学部」——教養との関わりから	70
西村稔先生年譜・著作目録 (阪本尚文編)		
	西村稔先生年譜	77
	西村稔先生著作目録 (2019 (令和元) 年 12 月現在)	78
跋		89

追悼文

西村稔兄の思い出

上山 安敏（京都大学名誉教授）

西村稔兄の業績については多くの方々が書いておられるので、ここでは私が西村兄らと初めて翻訳したウェーバーの大学論についての話を記すだけにしたい。

当時私は科研費の制度が始まって法学部の域を超えて中山茂さんを代表に、潮木守一、天野郁夫、寺崎昌男さんらが集まった大学史研究会に参加していたが、途中でドイツのハイデルベルク大学に行ったとき、偶然に図書館でウェーバーの大学論関係の資料に出会い、日本に持ち帰りその編集を始めた。当時法学部の助手であった西村兄に声をかけ、三吉敏博さんに加わって戴き、三人の共訳の作業をした。

ところが当時忙しかった私はばらばらの資料を一冊の本に纏めるのに苦労した。その時行動的に働いて呉れたのが西村兄だった。訳文を読み易くし、訳注と解題を率先して引受け、私は後尾の解説を書いただけであった。西村兄にとってこの資料は心の琴線に触れたに違いない。

これらの論説は、伝統的な学術雑誌に載った論文ではなく、「フランクフルト新聞」を始め民間の新聞紙上に投稿された論文であり、その発言の母体となったのは若き研究者が集まった「大学教員会議」である。

そして西南ドイツのバーデンのハイデルベルクを拠点にして、ベルリンの文部官僚の頂点に立つアルトホフ体制を批判するという構図になっている。だから学^{グレイルテン}者離れの感覚が紙面に溢れ出ている。

おそらく西村兄の気持の上で共感を持ったのは、彼がかつて新聞記者のキャリアを経て大学人になったということも考えられよう。

ただあの頃私自身将来の研究にも確定したラインが見出せず迷っていた。それだけに西村兄とも方法論についてやり合った時があった。ただ思い出すのは西村兄が研究室を訪れ、もう一度弟子にして貰いたいと懇願された記憶がこびりついている。

一辺は断絶した危機は、西村兄の決断で収まった。その後彼が学界に新風を吹き込んだ『知の社会史 近代ドイツの法学と知識社会』（1987年）や『文士と官僚 ドイツ教養官僚の淵源』（1998年）には彼自身が心底好んだ教養という独自の地平が息づいている。

〔参考〕 上山安敏先生の西村稔先生著作等書評抄

(後掲 78 頁以下所収「西村稔先生著作目録」参照。)

上山安敏先生は、みすず書房刊行の PR 誌『みすず』に掲載される読書アンケートに毎年ご寄稿されているが、それらの中で西村先生の著作ないし訳書に触れた箇所を抜粋する。

1987 (昭和 62) 年読書アンケート

『知の社会史』につき、「近代法学の流れを著者の独特の社会史的方法で描き切った出色の作品である。贅肉を削ぎ落した筆さばき、知の射程の広さ、徹底した文献跋涉に圧倒される」(『みすず』第 30 巻第 1 号、1988 年 1 月、59 頁)。

★上山先生の手になる同書の書評として、他に『週刊ポスト』第 20 巻第 30 号、1988 年 7 月、116-117 頁があり、3 頁に全文転載させていただいた。——編者

1991 (平成 3) 年読書アンケート

リンガー著『読書人の没落』につき、「近代ドイツの知識社会をアメリカ人の目から叙述しただけに思想の社会史の方法が光っている」(『みすず』第 34 巻第 1 号、1992 年 1 月、41 頁)。

1995 (平成 7) 年読書アンケート

マレー著『魔女の神』につき、「マレーは、キリスト教のヨーロッパに残る異教の儀式を探索した。魔女と魔女裁判の古典の書だが、高橋論文[高橋義人『魔女とヨーロッパ』(岩波書店、1995 年)——編者]とも同じ系列の作品である」(『みすず』第 38 巻第 1 号、1996 年 1 月、40 頁)。

1998 (平成 10) 年読書アンケート

『文士と官僚』につき、「学識官僚を焦点に捉えているが、文学、哲学、官僚、メディア、サークルの視角を織り交ぜた知識社会のパノラマがそこにある。最近稀に見る力作である」(『みすず』第 41 巻第 1 号、1999 年 1 月、46 頁)。

2006 (平成 18) 年読書アンケート

『福澤論吉』につき、「二十年前丸山眞男が『「文明論之概略」を読む』を発表したとき、彼の透徹した視野と思考の滑脱さに魅了させられたが、それに触発された著者は政治学者丸山眞男による政治的福澤論を微妙にずらしながら、道徳論に重心を移している。西洋における社交、礼儀作法も文明の比較のための鍵概念にしようと思図した著者の叙述は後半部にいくにつれ、綿密な資料に補完されながら、その音調を高めている。現代の教養観を模索している読書界に一石を投じたといえるだろう」(『みすず』第 49 巻第 1 号、2007 年 2 月、91 頁)。

2019 (令和元年) 読書アンケート

『丸山眞男の教養思想』につき、「身近に接して来た著者が最近亡くなって感慨に耽る昨今だが、著者は福澤論吉論に次いで丸山眞男論を世に問うた。丸山眞男を教養思想から追うという意表をついた追跡の原動力が何であったか考えさせられる。彼は日本人の心性に宿る「作法」と「教養」というモチーフを持ち続けた。それと記者出身の彼の筆致の裏にはジャーナリズム＝編集者の感覚がある。偉大な日本人の成し遂げた業績を学者として丹念に資料操作していくと同時に編集していく技術には脱帽する他ない」(『みすず』第 62 巻第 1 号、2020 年 2 月、91 頁)。

上山安敏「書評 法学界の閉ざされた扉を開く異色の書 西村稔著『知の社会史——近代ドイツの法学と知識社会』」（『週刊ポスト』第20巻第30号、1988年7月、116-117頁）

法学界から異色の本が飛び出した。そういう躍動感を感じさせる作品である。従来の科学知に立脚してその正統化に腐心していた思想史に対して、知の組替えを迫っている新しい遠近法に敏感に反応を示している。法学の中にも漸くこの潮流が滲透して橋頭堡が作りあげられた。それだけ法学史は他の学問分野の研究者から見れば、近寄り難い聖域だったのだ。襟を正した謹厳さをもって加入儀礼をするか、それとも余程下司の勘ぐりのな穿鑿心を宿さなければ素人が中に入り切れない性格をもっている。

その点で、この本は大胆に法学界の閉ざされた扉を開こうとしている。著者は科学史家のクーンのパラダイム論から示唆を受け、「科学者集団」の枠組を設けて法学と他の知的領域の間に存在する壁をとりはずした。法学者と経済学者、自然科学者と民俗学者、政治学者が往来して交差し合う遊歩道の空間をつくり出している。この学際的性格を支えているのは、正統講壇科学による異端の征服というパースペクティブで叙述されてきた従来の法学史を軌道修正して、葬り去られて来た異端の法学を掘り起して、復権し、その上で法学の流れの立体像をつくろうとする方法論である。中心と周縁の視角がそこに生きている。孤立した法学の「科学者集団」の動態を、どうぞ裏側から御覧下さいと、秘密の扉の鍵をはずしたに等しい。昔古代ローマの訴訟技術を独占していた神官団からその密儀を秘かに民衆に開示した行為に似ている。偶然か、本書の最後の二章は、正統講壇法解釈学に対して異端の集団として対峙した自由法運動に当てられており、彼らは古代ローマ法の密儀の開帳を、20世紀初頭の法曹社会に再現しようと図ったグループだったのだ。

そういう訳で、著者は19世紀初頭のサヴィニーの歴史法学派とヘーゲル学派の相剋から始まって、三月前期のゲルマニステンの政治的教授への変身、通常科学の中での概念法学の成立、産業の発展による社会問題の登場を契機とした講壇社会主義と社会政策学と法律学との相互関係性、ドイツ民法典の編纂過程に見る社会問題の影響、産業構造の変化にともなう中等、大学の教育体制の変化とそれと連動する官僚養成のための国家試験制の生態、周縁の学としての民族学の浮上と古代社会への法律学取組み、ダーウィニズムを始めとする自然科学の法律学方法論への滲透とそこから生ずる自由法学と伝統的法解釈学との確執。

ここから推測できるように、当然マックス・ウェーバーの価値判断論争も射程に入っている。わが国のウェーバー研究者が価値判断論争を倫理的経済学を場にして理論の掘り下げに懸命になっているのに対して、倫理的経済学をめぐる論争だけでなく、人種論、エネルギー論をめぐるの疑似自然科学への対決の場にまで視野を広げるなど、ウェーバー研究にとって意表をつく提言をしている。これなどは、思想史と科学史とを交配させて来た本書にして始めて可能であるといつてよいだろう。（上山安敏＝京大教授）

[一部の漢数字を算用数字に改めた。——編者]

西村稔兄を偲ぶ

小林 宏（國學院大學名誉教授）

西村稔兄が逝去されたよし、まことに痛恨の極みに存じます。老生は西村兄とは専攻も異なり、親しく御交誼を頂いたものではありませんが、今から四十年程前、隔年毎に岡山大学に集中講義に訪れた際、兄とお会いすることができました。集中講義が終了すると、今は亡き植松秀雄教授が毎回、岡山周辺の史跡を御案内下さり、また御自宅にもお招き頂きました。その際、西村兄も同席されることがあり、兄と直接、お話しすることができました。何を話したか、その内容はすっかり忘れてしまいましたが、西村兄は大変気さくなお人柄で飄々とした風格があり、いわゆる学者らしくない学者という印象を強く受けました。当時確か倉敷にお住まいのように伺いました。植松教授も西村兄の学問、人物を高く評価されており、「大学の人事にいくつか携わったが、岡山大学に西村君を招いたことは、自分の唯一の功績だ」と語って居られたことを思い出します。西村兄から頂戴した高著『知の社会史』は、今なお老生の書架にあって、その学恩に深謝しております。ここに生前の西村兄を偲び、謹んでご冥福をお祈り致します。

西村稔先生の教養思想をめぐる覚え書

阪本 尚文（福島大学行政政策学類准教授）

筆者が学んでいた当時の京都大学の共通教育では、総合人間学部・大学院人間環境学研究科（旧教養部）所属の教員が、基礎ゼミナールという名前のゼミを開講していた。その中に高校世界史で耳にしたウェーバーという人の本を読む演習があるのでのぞいてみようと思い、2004年春に着任されたばかりの西村稔先生の基礎ゼミに出席した。先生との最初の出会いである。先生の授業を正式に履修したのは基礎ゼミだけだが、爾来、演習室のほか、A号館（現：吉田南総合館）の研究室、百万遍の喫茶店（禁煙になると別なお店に移ることを繰り返した）と旗亭、そして岩倉のご自宅で、先生から学んだことは数限りない。

しかし逆説的だが、お話する機会がいつそう増えたのは、筆者が福島に来た2013年以降だった。夕方に勉強を切り上げた先生と無料通話アプリ Skype を用いて雑談をするのが恒例行事となったからである。先生はたいへんに規則正しい生活をなさっていて、散歩とご趣味の園芸の後は、ほぼ毎日遅くとも9時前に勉強を始められて12時半ごろに昼食と休息に入り、また14時過ぎから勉強を再開されていた。18時前後にお疲れになると「とくに用事はないんだが」と言いながら、しばしば電話をかけてこられ、奥様が夕食の準備が整った旨をお伝えになる19時ごろまで「ダベリ」が続いた。

話題は、ご研究から、スポーツ、床屋政談、新聞の書評（週末には主要4紙の書評欄に目を通されていた）、テレビ番組、筆者の学内行政の愚痴など、あまりに多岐にわたった。朝日新聞西部本社時代の上司が高橋和巳の旧制松江高校時代の悪友だった、などといった意外なエピソードもあったが、大方はわざわざこの場を書くことにも思われない。が、全体として振り返れば、次の二点は言えると思う。つまり、先生が、時には意地になってでも、世間一般で流通している「わかりやすい」説明とは違う視点で物事を観ようとされていたこと、にもかかわらず筆者に対する私生活や大学行政に関する具体的助言は、今日の時点から振り返るといずれも最適なものであったこと、である。先生は「書斎の人」でありながら同時に優れて「賢慮の人」（『福澤論吉』（2006年）の結語）であった。あるとき筆者は先生のことを本来の意味のモラリストだと申し上げたところ、珍しく（？）嬉しそうにされていた。先生は人間を深く見つめられており、このことがおそらくは実生活における状況判断の適切さにもつながっていた。

しかし、これらは本題ではない。まえおきが長くなったが、以下はそうした会話の中で蓄積された記憶の断片（私の主観的解釈の混入やそもそもの記憶違いもあろう）と若干の文献に基づく、先生のご研究の来歴と未完の学問構想をめぐる素描である。

19世紀ドイツ法制史から出発された先生の研究対象は、思いつくままに列挙しても、カント、ウェーバー、福澤論吉、新渡戸稲造、丸山眞男と幅広く、脈絡がないという印象さ

え与えかねないかもしれない。だが、その遍歴は突飛なものではなく、むしろ時代・地域を超えて基本的な問いは持続していたのではないかというのが、筆者の仮説である。

先生のご研究を俯瞰する際には、さしあたり、①ラサールおよびエールリッヒを研究対象とされていた 1970 年代、②知識社会史的アプローチを採用し、『知の社会史』および『文士と官僚』を上梓された 1980 年代～90 年代、③舞台を近現代の日本に移し『福澤諭吉』および『丸山眞男の教養思想』を執筆された 2000 年代～2010 年代、という 3 つの時期に分けて考えると、見通しがよくなるかもしれない。

①の時期には、社会史の台頭を強く意識しつつも、主たる研究手法は「一思想家を通じて歴史構造を見る」（「合法的思考の歴史的成立」（1977 年）のむすび）というものだった。しかし、岡山大学に就職された 1979 年ごろには、思想家のテキストを「内在的」に比較・分析する方法に限界を感じられていたようである。就職直後の時期を「スランプ」という言葉で表現されたこともあった。このように「内在的」的手法からの脱出を模索する中で、先生は恩師、上山安敏先生の知識社会学的手法を自覚的に選び直し、8 回にわたって「近代ドイツにおける法学と知識社会」を『岡山大学法学会雑誌』に連載された（1981-84 年）。1 回分の掲載だけで 100 頁を超えることもある大論文であり、②の時期の到来を告げる先生の真の意味での処女作である。

西村先生はむしろ上山先生を心の底から敬愛されていた。上山先生の無限の好奇心に感嘆して「自分も勉強が好きだがあの先生にはかなわない」とこぼし、2019 年 1 月に西村先生にとって最後となったアスコナ会（上山先生とその門下生の方々を中心とする研究会）に出席された直後には、「これからは西村君ももっと大胆に書けばよい」と上山先生に言葉をかけられて「おおいに元気づけられた」として、『丸山眞男の教養思想』の校正中のあとがきを全面的に書き直してしまわれた。「上山氏の学風を最もよく継承している」（望田幸男氏）ことも周知のとおりである。

しかし、若き日の先生は、恩師の方法を無批判に模倣したわけではなく、誤解を恐れず書けば、葛藤と主体的な再選択のはてに「知の社会史」にたどり着かれたのであり、だからこそ、西村先生の上山先生への尊敬の念は、いっそう深く揺るぎのないものとなったのではないか。換言すれば、「弟子が師の掌上から出ないことほど不幸なことではない」と語っておられた西村先生の精神の内面において斥力と引力が生み出したダイナミズムこそが、半世紀に及ぶ幸福な師弟関係を生んだのではないか——こう筆者には見えるのである。

さて、「紀要に連載したものを圧縮し、さらに加筆することでいい本になることを上山先生から学んだ。どう字数を増やすかを考えているうちは駄目で、どう削るかを考えるようにならなければならない」という趣旨のことも西村先生はおっしゃっていた。実際、この 19 世紀ドイツの知識社会全体を視野の入れた壮大な論文は、相当な換骨奪胎をへて最初の単著『知の社会史』（1987 年）にまとめられる。もっとも、次作への種は、すでに紀要連載の段階で蒔かれていた。すなわち「近代ドイツにおける法学と知識社会」のあとがき

は「教育」問題への関心を表明しており、1980年代半ばまでには、後半生を貫く「教養」とは何かという問いが、すでに先生の中で胚胎していた様うかがえる。

『知の社会史』に続いて先生は、「学識」ないし「教養」概念が歴史的にいかなる変貌を遂げたのか、という形で前述の問いを深化させ、立花隆氏が「京大法学部出身の教養人とはかくもあるかと思わせるような中身たっぷりの本」と称賛した『文士と官僚』（1998年）を公刊された。紙幅の都合上「中世から19世紀末に至るドイツの「知」を多方面から楽しませてくれる、前人未到の社会史」（田村栄子氏）の内容に、これ以上は触れない。ここで注目したいのは、複数の論者がこの本の筆致について一致した評価を下している点である。他の評者のものも引けば——「記述内容は精緻をきわめ、またときにユーモアをも交え、圧巻というほかない」（佐野誠氏）、「知的世界の歴史的動向を「知ること」自体に、あたかも「陶醉」しているかのようである […]」。著者の営みは、あたかも奥地に進めば進むほど新たな発見に心躍らす学問的探検家の姿そのものを彷彿とさせる」（望田幸男氏）、「西村自身は、展望の悲観性とはまるでよそごとのように、その軽妙な筆致が実に楽しげなのだ」（坂昌樹氏）。

先生は晩年の闘病をへて、ご自身の学問観が「丸山のいう「遊びとしての学問」に近い」という結論に至った、とお書きになっている（『丸山眞男の教養思想』（2019年）のあとがき）。しかし、「知ること」それ自体を楽しんでいる、という『文士と官僚』の一致した評価に鑑みれば、実際にはそう自覚されるずっと以前から、先生は「遊びとしての学問」を遂行されていたのではないか。そういえば、早くも「近代ドイツにおける法学と知識社会」のはしがきは、「歴史研究の動機としての„interessant“」を語っていた。

ところで、論文「一八世紀の文芸と法」（1991-92年）が『文士と官僚』に結実するまでには6年の月日が流れている。この間に西村先生は植松秀雄先生を研究代表者とする共同研究「法とレトリック」（1993-96年）に参画しながらカントとウェーバーについて4本の論文を生み出し、とくにカント研究を深められている。西村先生はのちに「カントを読むように福澤を読むことの問題点」（河野有理氏）を指摘されることになるけれども、いわゆる実践哲学の復権の潮流に棹差してカントと対質されたこの時期に、具体的な文脈の下で具体的な個人に求められる状況的方法と「教養」を結びつける発想を醸成させたのだろう。このままドイツが研究対象に据えられていたならば、続く著作のテーマはカントとウェーバーになっていた可能性が高い。事実、少なくとも京大を退職される前後までは、このテーマの著作を江湖に問うことも視野に入れておられた。

しかし、外的環境がそれを許さなかった。先生は1998年に岡山大学評議員に就任され、学内行政に奔走されることになった。このころの作品には誤字・脱字が多いとこぼされたのを別にすれば多くを語られなかったので、詳細は筆者には知る由もない。しかし、先生が法科大学院設置のために相当な時間と労力を払われたであろうことは、「司法改革ウォッチング 岡山大学法学部の法科大学院構想」（2000年）に容易に看取できる。過渡期の作品「教養と作法」（2000年）、「作法の欠落」（2001年）を境として、ご本人の証言では

「もともとの日本のこともやりたいと思っていた」ところに「横文字を読む時間がなくなったという事情」が重なり、日本を主な研究対象とする③の時期が始まった。

当初は唐木順三の「修養の世代と教養の世代」という二項対立図式を手がかりに大正から昭和前期にかけての教養思想をターゲットとされたが、唐木の福澤評価への疑念を端緒として、ご関心は福澤の思惟様式の解明に傾いた。

では「教養への旅」は中断されたのか。話はそう単純ではない。先生が最終的に福澤に見いだされたのは、「ことの大小軽重と緩急前後をわきまえ、目的と状況を冷静に見据え、同時に自己と相手を可能な限り知ったうえで、説得に努める」という「議論の仕方」であったからである（『福澤論吉』のあとがき）。ご自身で「「教養」の勧め」と呼んでいるように、兎を撃ちに行きつて遭った鹿は「福澤論吉の教養思想」そのものであった。

福澤が近代日本教養思想史研究という長いトンネルの入り口であったならば、出口になったのが丸山眞男である。京大退職後に丸山研究に本格的に着手し、丸山と教養主義との関係を研究する過程で、先生の中では、日常的な物事を面白く見るちから、自分なりのもの見方なり問題なりを設定する能力という、身体的な「教養」イメージがいよいよ固まっていたようである。これは『福澤論吉』のあとがきで示された「教養」概念に通じる。

しかし、両者は直接的に結びつくわけではない。2006年に『福澤論吉』を出版されてから2012年に本格的に丸山研究を開始するまでに取り組みされていたのは、和辻哲郎、阿部次郎のほか、新渡戸稲造、内村鑑三、夏目漱石、森鷗外、そして井上哲次郎の教養思想と「公共道徳」の関係のご研究であり（「Sitte 論」と総称しておられた）、丸山は全体の「最終章」となるはずであった（「知識人と『教養』」（2014年）のはしがき）。この間に大学院のスクーリングでポーコックを扱われることがあったのも、「徳」の思想史へのご関心のゆえかもしれない（余談だが、先生はいわゆるケンブリッジ学派の思想史方法論と上山先生の研究手法との間に親和性をお感じになっていた）。

上述の一群の思想家・文学者の中では、京大退職直前は和辻を集中的に勉強されており、この段階では和辻研究を論文化することを構想しておられたようである。しかし、東京女子大学丸山眞男文庫が閲覧可能になったことを耳にされて、2013年には丸山研究を先行する決断を下された（『丸山眞男の教養思想』のあとがき）。結果、鷗外や和辻などを主題とする膨大な草稿が残され（重複もあるが約100万字）、一部は『丸山眞男の教養思想』に反映されたが、新渡戸論を例外として、大半は公表されないままとなった。

もっとも、先生は丸山研究の途上で、新たな変化、いや、より正確に書けば、ある種の原点回帰を志向していたようにも見える。『丸山眞男の教養思想』が仕上がるころには、いわば『知の社会史』の日本版としての「法学部の歴史」、とくに「知識社会史としての政治学史」を次の研究テーマとするお考えを固めていた。その一端は、アスコナ会でのご報告「丸山眞男と『法学部』」（2015年）で示されたようである。『丸山眞男の教養思想』執筆の最終段階で吉野作造についての記述を充実させ、また上山先生の「知の資格制」（1981年）と並んで第一作『知の社会史』執筆の原動力になったという中山茂氏の『帝国大学の

誕生』(1978年)を再読されていたのも、次なるご研究への布石ゆえ、とのことであった。だが、これらは打ち上げられることのないロケットの発射台となってしまった。

ちなみに、『知の社会史』のはしがきは「フンボルト的理念」と並んで「知の成層モデル」に言及し、丸山の論文「思想史の考え方について」の参照を指示しているが(「啓蒙期法思想と知識社会」(1983年)のはじめにもしかり)、フンボルト『国家活動の限界』の翻訳(2019年)と並ぶ遺作『丸山眞男の教養思想』の表紙と帯を飾ったのは、丸山自身の手になる「知の成層モデル」の素描であった。生前にご本人に確認したところ、この表紙と帯は名古屋大学出版会の編集者の方が作成したものであり、偶然の一致にすぎない、とのことであった。しかし、これらの符合は、先生の「教養への旅」が一筋の道を倦むことなく歩み続けるものであったことを示唆しているように、筆者には思われる。

もちろん先生はこの道のどこかの地点で歩みをやめることなど企図されていなかった。ゴヤ晩年の自画像「それでもまだ学ぶぞ」のコピーを書斎の壁に掲げられた先生は、「死ぬまで勉強する。凡人がどこまでいけるかやってみる。論文が書けなくなったら翻訳をする」と口にされていたが(内心で、凡人ならその発想は採らないと思ったのを覚えている)、実際に、2019年夏に倒れる直前まで石澤将人氏とアルフレート・ウェーバー研究会を続けられた。「今日「人格」であるための唯一の方法は、ひたすら「仕事」に没頭することである」というマックス・ウェーバーの命題(『文士と官僚』)を、それこそひたすら実践されたのである。かくして「死ぬまで勉強」されてそのままこの世界の外に旅立ってしまった先生は、自らの思想と行動を一致させるという稀有な生き方をお示しになった。

いま「稀有な生き方」と書いたが、このような生涯を送った生来の学者の心当たりが、身近なところにひとりある。戦後経済学史の泰斗にして歌人であった小林昇氏(1916-2010年)である。一切の権威主義や官僚的なものへのほとんど生理的な不信、文学への憧憬(とくに鷗外への傾倒)、卓越した実務的手腕、求道者的な孤高の学問姿勢、締切の厳守、紀要に連載して単著にまとめるスタイルなどなど。筆者の勤務先の喪われて久しい学風を築き、「ぼくはあらゆる地上の欲望を絶って学問をする」(『回想 小林昇』)と水田洋氏に語ったというこの碩学を知れば知るほどに、「紅旗征戎吾ガ事ニ非ズ」という藤原定家の言葉を好む文人的法学者(Dichterjurist)であった西村先生と小林氏の精神の在り方は深いところで響き合っている、という印象を受ける。しかし、これでは先生が厳に戒められていた「想像を交えた内在的理解やきわめて大まかな「精神史的」説明」(『国家活動の限界』第三部解説)である。それでも、回復された先生とお話する際には、「先生と小林昇って、似ていませんか」という話題をふるつもりであった。その機会が永久に訪れないことがただ残念である。

以上書き散らしたのはむしろ筆者から見た西村先生の人と学問であり、引用した発言も私的な会話でなされた筆者のうろ覚えにすぎない。本稿が連なる峰々を想起させる先生の数多の作品の理解をかえって歪めてしまい、その価値を貶めないことを祈るばかりである。

交遊断想と永別の日のこと

関 静雄（帝塚山大学名誉教授）

「西村、お前の追悼文を書けといわれたんやけど。」

「そんなん書かんでええ、書かんでええ。」

「そうもいかんしなあ。」

「そんなら好きなようにしい。」

西村君もこう言ってくれたので、一文を認めます。

君とは、君の高校時代からの親友中西輝政君と学部時代からの親友竹下賢君を通じて、大学院の時に知り合ったね。その初めから何となく馬が合って4人で時々会っては、河原町三条の「アサヒ・ビヤホール」などで飲んだり駄弁ったりしていたけど、より親しくなったのは、君が岡山から京都に帰って来て、「例会」に顔を出し始めてからやった。「例会」は、夏と冬、年2回、京都の色んな飲み屋で開き、君と僕に加えて中西、竹下両君、そして戸部良一君、伊藤光利君、佐古丞君が集まり、歓談、放談したね。

時間にルーズな中西、竹下とは違って、君と僕はパンクチュアルな方で、ある時、僕が会場に早く着き過ぎて時間つぶしにあたりをぶらぶらしていると、先斗町の細路地の向うから君が満面の笑顔で近づいてきて「おー！」と手を挙げて、「早く着き過ぎて、ぶらぶらしてるんや」と言ったことがあったけど、こんなことが何度かあったね。君の口癖の一つ「どうでもええことや」じゃないが、こんな「ささいな、どうでもええこと」が今は懐かしくてしょうがないよ。

君と僕がさらに親しくなったのは、君が胃ガンになって、ガンの先輩としての僕が、入院中そして退院後の君を慰めようと、毎日のようにメールを送り始めてからや。僕のメールが長くなると、君は「倍返し」のように長い長いメールをくれたが、この膨大な量のメールは全部今も大事に保存してある。他の人にも君の人柄の一端を知ってもらうために、ここに一つだけ引用してみるね。

☆「西村大兄

菜園をやっているとは知りませんでした。京都の岩倉で文字通りの晴耕雨読、優雅でうらやましいです。是非、どんなものを育てていて、今の育ち具合はどうなのかなど教えて下さい。

（中略）

「小さいことからコツコツと」という西川きよし師匠の教えに従って、目下、ドイツの外交文書、1939年3月あたりを「コツコツと」読み続けています。外交文書故、特にナチ・

ドイツの外交文書故、紹介したくなるような優雅な、風雅な文章に出会うことはまずないのですが、たまたま今朝読んだばかりのところから、一節紹介してみます。

ブルガリアの首相が駐ブルガリア独公使に、「私とブルガリアは本当にドイツと一心同体なのですが、四囲の情勢から、今直ぐにこれを公けにするのは憚れるのです」と言訳がましいことをいうと、独公使は、「両国の仲はそのような時期はもう過ぎたのではないですか、もう少し二人の仲を世間に鮮明にしましょうよ」というようなことを言いますが、その際、公使は、ブルガリア首相の言訳をたとえて、次のような詩の一節を引用しています。

“I love you true, oh maiden fair,
But greet me not 'neath the lindens”

ちなみに菩提樹の花言葉は「夫婦の愛」だそうです。

それではまた、

京野菜のよい収穫を祈っています。

関 静雄 拝

☆「関大兄

公使の詩、いいですねえ。neath でわからないのですが、beneath のことでしょうね。すなわち「ウンター・デン・リンデン」。だとすると、「ベルリンでは」の隠喩なのじゃないかしら。

うまく訳せないけど、

誠にお慕ひ申します、恥じらふ乙女よ

されど菩提樹の下では見知らぬ他人で通しませう

うまくないね。だけど、でもこんな暇つぶし大好きです。また機会を与えてください。なお、京野菜はそんなに簡単に作れないと思います。多分、苗が高いことでしょう。ゆえに挑戦したこともありません。悪しからず。

ではまた。

西村

☆「西村大兄

私の読んでいるのは独文英訳ですから、原文は「ウンター・デン・リンデン」かもしれませんが、そうすると、やはりかけことばでしょうね。まったく思いつきませんでした。

またロマンチックな名和訳も有難うございました。

また何かおもしろそうなことがあれば、中々ありませんが、書きます。

早々

関 静雄 拝

続けてもう少し書くね。君と僕とは、学問の畑は違うが、互いに切磋琢磨しあった。単著が 3 冊ずつの後、僕が 4 冊目を出したら、君は「宇治川の先陣争い」で後れをとったと切齒扼腕し、その後巻き返しを図り、今年 7 月に『丸山眞男』で追いつき、8 月には『フンボルト』で追い越して、そのまま 10 月に僕を置き去りに旅立ってしまった。

この二著を貰ったときのメールから抜粋するが、こんなやりとりをしたのを覚えている？

『丸山』を送ってくれたとき、「やっと宇治川の先陣争いのやり直しができる資格ができたと思っています」と、君は言い、僕はその返礼に次のメールを送った。

☆「西村大兄

兄と僕の学問人生、兄は「西洋から日本へ」、僕は「日本から西洋へ」、まさに兄同様僕も「兎を撃ちに行つて鹿に遭つた」次第ですが、兄は見事「鹿」を撃ち当てたようですね、僕はまだ撃ち当てたという手応えがないのですが、下手な鉄砲で狙い続けます。

闘病中にこれほどの大著を仕上げられたことに敬意を表します。「すごい根性ですね、すごい執念ですね」と言えば、的外れでしょう、「学問が楽しいから、他にすることがないから、他に学問以上に楽しいこともないから」というところが本音ではないかと、兄の「あとがき」から推察いたしました。

以上、取り敢えず、御礼まで。

頓首多謝

関 静雄」

その1カ月後に『フンボルト』を貰ったときは、次の「吾が驚嘆のメール」を送つたね。

☆「西村さん

「すごい！」の一言です。

二年前、拙著をお送りしたとき、「先を越された」と齒軋りされていましたが、先に『丸山』で追いつかれ、今『フンボルト』で追い抜かれてしまいました。

兄に追いつくためにさらに老体に鞭うち、全共闘よろしく「まだまだ勉強するぞ！」と雄たけびをあげるか、それとも、潔く敗北宣言をするか迷っています。

(中略)

大病にも負けずに、立て続けに二つの大きな学問的成果を世に問えたわけですから、こちらで一度ゆっくりと静養され、次の例会へは元気な顔をお見せ下さい。

以上、取り敢えず御礼まで。

頓首多謝

関 静雄」

それでは最後に、君が亡くなった翌朝、君に最後の別れを告げんと岩倉へ行ったときのことを、「例会」仲間に報告したメールからここに抜粋するよ。君はもう知っていることだが。

☆「皆さま（註：中西、伊藤、戸部、佐古の4氏）

昨日午前10時、岩倉の西村家にて畏友に最後の別れを告げることができました。

ご遺体を囲まれていたのは、奥様とお子様たちだけという全く身内のみの集まりでした。そのご遺体の側で1時間ほど、百合子様から逝去に至る西村さんの病状をお聞きし、また、彼の思い出話を交わして来ました。

7月初めに胃ガン再発を告知されたあと、病状の進行は早かったそうです。(中略)10月の初めには自宅に帰り療養することになりました。彼が大好きだった自宅での最後の1月足らずの間も本当に苦しい、しんどい日々が続いたのですが、意識ははっきりしていて、ずっと会話はできたそうです。そのような苦しい中でも、意志力抜群の彼は、最後まで奥さんへの思いやりを忘れず、疲れるといけないから早く寝よ、と言いつつ、亡くなる寸前までトイレは自分で行ってました。

寸前まで、奥さんの話は理解できていたようですが、最後には彼が発する言葉は奥さんにも聴き取れなくなったとのことでした。奥さんの話の端々から、いかに西村さんが奥さんのことを大事にしていたかを窺い知ることができて、感動しました。

帰り際に私が奥さんに、「西村君の分まで長生きして下さい」というと、奥さんは、「もう早く彼のところに行きたいくらいです」と、また泣かれたので、私は、「彼は奥さんのことを待っているが、今は早すぎると追い返されますよ」と言いました。

ご遺体のお顔は闘病の後が窺われ、本当に痩せられていました。お棺の上方には元気なころの西村君の写真と一枚の素描のコピーが飾られていました。その画は、日頃彼の書斎の壁に掛けて、彼はこれを眺めてはもともと旺盛な向学心をさらにもっと高めようとしていたようです。彼がガンの再発を知ったあとすぐに彼から私がもらったメールに、その画のことが次のように書かれています。

「前に言ったと思うんだけど、ゴヤの晩年の作(スケッチ?)に『それでもまだ学ぶぞ』と題した自画像があり、僕はこれをコピーして前から壁にぶら下げています。」

闘病中に大著二冊を完成させ、それを置き土産にするかのように、直ぐに旅立ってしまった彼ですが、あの世でも「それでもまだ学ぶぞ」と言い続けていると思います。

先に竹下大兄、今、西村大兄がいなくなり寂しさが増すばかりです。

皆さま、お互いに健康に気をつけ、できるだけ長く楽しい交遊を続けたいものです。

以上、簡単な西村家弔問のご報告まで。

関 静雄

西村、お前が逝ってから1ヶ月後に、僕等より五つも若い、あの元気の塊のような佐古君がまるで君の後を追うかのように突然旅立ってしまったよ。「例会」会員7人のうち、先に竹下が逝き、今、君と佐古が相次いで逝ってしまった。本当に寂しくなったよ。残された我々4人も遅かれ早かれそっちへ行くので、その時、あの賑やかな和気藹々の「例会」を再開しような。しばらく待っててや。

(2019(令和元)年12月14日)

あの笑顔——西村稔君を偲ぶ

中西 輝政（京都大学名誉教授）

五〇年来の畏友、西村稔君が昨年秋、逝去されました。その訃報を耳にしても、しばらくは現実とは思えず、今も心にぽっかり大きな穴があいたような喪失感を感じています。それゆえ、まだ気持が定まらず、通例のような気の利いた追悼文は書けないのが現状です。そんな事情で、以下、ごく客観的な事実に基づくかたちで同君と私の長い交友のあとを綴って役目を果たしたいと思います。

西村君と私は大阪の北野高校在学中に友人となって、昭和 41 年（1966 年）、一緒に京都大学法学部に進学し、そして途中それぞれの道を歩みつつも、平成 24 年（2012 年）、共に京都大学の大学院人間・環境学研究科を停年退職した間柄でした。実に半世紀を超える親交を続けたこととなります。京大の学部学生時代、私たちはよく授業をサボって下宿で、あるいは百万遍周辺の喫茶店で、そして今も鮮明に覚えています、鴨川の河原や御所の芝生にねそべて何時間も議論し、取りとめもなくダベったりしていました。もちろん、その前後にはマージャン卓を囲むこともしばしばでしたが。専門課程に進むと同時に始まった「大学紛争」の季節においては二人は、ときに激しく議論を戦わせましたが、大体において我々は「全共闘」的なスタンスからの意見では一致していました。しかしその間、私は彼の、あの独特の論理の鋭さに、時に閉口し、時に大いに魅了されたものです。

他方、法学部の学生として西村君は上山安敏教授の下でドイツを中心とする西洋法制史に関心を深め、一方の私は政治学の高坂正堯助教授（当時）の担当する国際政治学に魅力を感じ、そのまま大学院に進学しイギリス留学をめざして研究生活をスタートさせました。その間、一旦は朝日新聞社に就職した西村君は、しかし向学の念止み難く、数年後には同じ法学部大学院の上山研究室に入り、我々は再び合流し、専門分野は異にしつつも共に研究者の道を歩むことになったのでした。

その年、西村君は学生時代に出会った、そして終生の伴侶となられる奥さんの百合子さんとの結婚に踏み切り、新居を阪急沿線の総持寺駅近くに構えました。実は、その結婚式の司会役をさせられたのが、サッチャー首相登場前の政情不安でイギリス留学を先延ばしされていた私でした。そんなことで、まだ大学院生で定収入のなかった西村夫妻と私は三人で学習塾を総持寺の駅前に開設し、「共同経営者」として我々はさらに親交を深めることになりました。この塾の授業を終えた後、よく西村宅に寄って夕食を御馳走になり議論と四方山話を続けたものでした。今、思い出しても、あの頃のことをまさに「走馬燈」のようによみがえってきます。

その後、私はイギリスに、そして西村君は大学教員として定職を得た岡山の地に移ることになりました。こうして、我々はそれぞれの地で、学究の道を志す人間として最も集中

しそして最も充実した日々を送ることになったわけですが、当然ながら、親交はやや間遠なものになりました。

イギリスから帰国後、私は東海地方の大学に勤めることになりましたが、折からの「冷戦終焉」の国際情勢を受けて、在外研究や外国出張、メディアへの関わりなどに忙殺の日々を送っていましたので、その間、西村君が岡山の地で研鑽を続け法制史研究者として大成されてゆく過程については殆ど間近に見る機会はありませんでした。そして、ある日突然、大著『知の社会史——近代ドイツの法学と知識社会』、そしてしばらくすると同様の大著『文士と官僚——ドイツ教養官僚の淵源』を始めとする、旺盛な研究成果が次から次へと私の手元に送られてくるではありませんか。もちろん、全く畑の違う私には、それらをきちんと評価することはできませんでしたが、「あの西村が、本当にこんな大著をコツコツと書き上げ次々と上梓しているとは」と驚くばかりでした。それというのも、一方で舌鋒するどく論理づくめで議論を仕掛けてくるかと思えば、他方で太宰治を気取ったような露悪口調で自己と世評を語り出す、というのが十代の学生時代からの私の「西村像」であったからです。しかし、これらの大著から浮び上る、堅実な実証の積み上げと共に広闊にして独自の視野を随所に感じさせる、今や知識社会学の第一人者としての西村稔教授の、私にとっては予想外の「変身ぶり」に大いに感嘆したものでした。そして、そう言えばかつてよく自らを「律義者」と、私にとっては意外な自己評価を口にしていたことを思い出したりしました。つまり、そのことが研究者としての西村君の大成を支えた、（私にとっては）隠れた支えだったのだと思い至ったわけです。

その西村君が、平成 16 年（2004 年）岡山大学から、私の勤めていた京都大学大学院に転籍され、我々は再び京都の地で合流したのでした。しかし同じ研究科の教員になっても、当時の“行方定めぬ波枕”よろしく、漂流する「大学改革」の奔流の中で二人とも多忙を極め、ゆっくり話す機会も思っていたほど持てなかつたのですが、しかし会えばやはりそこは「俺、お前」の旧友同士、いつも時間を忘れ話の尽きない間柄に戻っていました。

二人の退職後は互いに余暇も増え、しばしば祇園や先斗町で何人かの親しい友人たちを交えた恒例の「飲み会」の席では、西村流のあの鋭い論理でやり込められるのが、私にとって相変わらず得難い楽しみの一つでした。

けれども、たしか一昨年のことと思いますが、西村君がその「飲み会」に欠席されるようになり、やがて癌に冒されているとの報せを受けて、心配していましたが、そんな中、またもや突然に、二つの堂々たる大著が大学出版会から相次いで送られてきました。言う迄もなく、遺作となっただけでも浩瀚な丸山真男論とフンボルトの編訳でした。「ああ、病をおして、ここまでやるのか。」と感嘆すると同時に、彼の健康状態に懸念を深めざるを得ませんでした。今となつては、何という研究者魂であったのか、と深く感じ入るばかりです。

それにしても今、くり返し思い出すのは、昨年、早春の岩倉の田園地帯を二人で散歩しつつ喫茶店をハシゴしながら久しぶりに長時間、あれこれと語り合い、別れ際にはわざわざ

ざ国際会館のバス停で見送ってくれたときの、我が畏友、西村稔君のあのやさしさの溢れた笑顔です。

心より御冥福を祈りたいと思います。

言葉の力

——西村さん、ありがとうございました

深尾 裕造 (イギリス法史研究者)

西村さんとは、奇妙にも大学院同期で、今から考えても恥ずかしい話ですが、初めて出会った頃、学生気分の抜けない私は『資本論』の勉強会でもしませんかと声をかけてしまいました。西村さんから「英語でやるのならいいよ」と返され、愚かな私が一瞬言葉をつまらせてしまったことがあります。大学院で研究者を目指して学ぶということはこういうことなのだよと教えられたわけです。それ以来、西村さんには、一目も二目もおいて接するようになったと思います。

西村さんの御仕事振りで、一番印象の深かったのが、ホイットマン『ドイツ・ロマン主義時代のローマ法遺産』の抄訳です。実は、私自身も原著に興味をもち、授業でも参考にしていたのですが、せいぜい拾い読み程度でした。ところが、西村さんは一早く見事な抄訳として岡山大学法学会雑誌に連載されたのです。「版權の関係があるのでね」と仰っていたように、全訳されたうえでポイントを掴みやすく抄訳されたのでしょう。その仕事の速さは尋常ではありません。抄訳を読んで気付かされた点も多く、原著の理解を大幅に深めることができました。

『知の社会史』、『文士と官僚』と次々と大作を世に出された西村さんにとっては、一向に研究の進まない深尾は何をしているのだというところがあったのだらうと思います。業を煮やされて、「研究者として生きるのかどうかはつきりさせなさい」という趣旨のことを命令口調ではなく、西村さん独特の言い回しで仰ったことがありました。おそらく、上山先生の実質的な一番弟子としての責任感から苦言を呈されたのでしょう。四〇過ぎの頃で、習性とはおそろしいもので、直ちに心改まったわけではないのですが、その言葉は胸に突き刺さったままでした。暫く後、研究一筋にと心を入換え、古稀を迎え、ようやく上山先生に「深尾君は遅咲きのタイプだね」と評していただけるようになりました。怠惰で要領の悪い私が、何ほどのことが成しえたとするなら、西村さんに研究者のあるべき姿について自覚を促して戴いたからと心の底から感謝しております。

このような西村先生ですから直接の御弟子さんのみならず、将来の社会を担う多くの学生さんを育てられたであろうことは想像に難くありません。彼らの中に、また数え切れない読者に西村先生が伝えられた言葉は今後とも生きていくでしょう。そうでなければ、日本の未来も危ういといえるのかもしれない。

[深尾裕造先生には西村先生が島根大学法文学部で行った集中講義「ドイツ法」のレジュームをご提供いただいたが、その目次を 58 頁に掲載している。——編者]

西村先生の思い出一、二

吉原 達也（日本大学法学部教授）

西村稔先生のご訃報に接し、まことに悲しみにたえません。心より哀悼の意を表します。

2019年11月26日夕刻、京都駅新幹線ホームで突然の電話は先生の御逝去を告げるものでした。東京に戻る列車の中で二時間半ほどの間、先生の思い出が頭の中を駆け巡るばかりでした。

西村先生は法学部・上山先生ゼミの4年先輩にあたります。先生のお名前を初めて知りましたのは、大学入学前にまで遡ります。当時発行されたばかりの『有信会誌』に掲載された上山ゼミ報告「文責 N」氏としてでした。大学紛争当時バリケードの築かれた教養部構内から時計台を背景にしたゼミ写真が掲載されていました。若き上山先生が左端におられ、ゼミ生がバリケードを背景になぜかリヤカーを囲んでそれぞれが思い思いの方向に目を向けた斬新な構図がとても印象に残りました。そして「文責 N」氏の文章は写真と相まって、紛争時代に、大学とは何か、学問するとはどういうことなのかを問いかけた若者の緊張感を伝えるものだったと記憶してきました。数十年ぶりにこの文章を読み直すことができましたが、『丸山眞男の教養思想』に至る道の初めにすでに揺るがぬ学問への決意を示されていたことをあらためて知ることとなりました。

西村先生に直接お目にかかったのは、それから5年後のこと、上山先生の大学院スクーリングにおいてでした。先生は1年前に大学院に戻っておられました。当時上山先生のスクーリングは文献講読を通じて先輩諸氏からいかに外国語を読むかを実見できた場所でした。その中でも西村先生の厳密にして緻密、明晰にして格調高い読み方がとくに印象に残ります。当時（そして今も）懸命に真似をしようと思いながら、決してその域に達することできないもどかしさをいつも感じるばかりでした。そうした先生のスタイルは『ウェーバーの大学論』からフンボルトに至るまで変わることなく貫かれていて、つねに私にとって導きの星であり続けてきました。

大学院当時のものはほとんど散逸してしまいましたが、手元に一つだけ1978年度スクーリングで講読した、フリッツ・ロース『マックス・ウェーバーの価値論及び法論について』（Fritz Loos, Zur Wert-und Rechtslehre Max Webers, 1970）の記録が残っています。当時西村先生は助手3年目を務めておられ、上山先生のスクーリングをご一緒できた最後の年にあたります。すでに色あせ判読しにくくなったコピーを繙いてみると、参加者6人の分担訳で、本文142頁のうち、先生は「第2章 事実と価値の二分と価値判断の学問的基礎づけの問題」第1節から第3節と「第4章 社会学的法概念と法律学的法概念」全体と「第5章 合法性と正当性」第1節と第2節を合わせて45頁分ほど、ほぼ全体の三分の一を担当されておられ、このようなところにも先生の真摯なお姿を思い出さずにはおれませ

ん。先生の訳文を読み返してみると、難解な内容が考え抜かれて、含蓄に溢れた言葉に移し替えられ、40年経った今あらためてその完成度の高さに驚きを感じざるをえません。

上山先生が歩くことを好まれたこともあって、当時スクーリング参加者も加わって京都周辺の散策行に何度か出かけることがありました。手元に残る数枚の写真からは、ある年は、京都北山の花脊峠から貴船神社、鞍馬寺周辺を、ある年は、高槻の神峯山寺からポンポン山を経て大原野の善峯寺へ抜けるコース、またある年は、奈良の石上神宮から山辺の道を経て大神神社に至るコースなど、ご一緒させていただいた西村先生の思い出がよみがえってきます。

その後も岡山時代には亡くなられた植松秀雄先生を代表とする「法とレトリック研究会」を通して、また、上山先生ご退官後先生を囲む会として今も続いているアスコナ会を通して、折に触れて先生から多くのことを学ばせていただきました。本棚にはその折々に先生から教えていただいた書名が多く並んでいます。大佛次郎『天皇の世紀』、鷗外『知恵袋』…。ポール・ニザン『アデン・アラビア』「僕は二十歳だった。それが人生でもっとも美しいときだなんて誰にも言わせない。」もまた先生を通じて知ることができた世界の一齣です。「紅旗征戎吾ガ事ニ非ズ」も先生が好んで口にされる言葉でした。この言葉の由来をめぐる先生の語りは、京都から帰路岡山までご一緒したグランドひかり二階の食堂でチーズをあてにビールを傾けた記憶と結びついています。

今年初め奈良での研究会に先生が出席され、久しぶりにお会いする機会を得ることができました。帰途電車で30分ほどをご一緒させていただいたときにも、長く厳しいご闘病生活の中、最終段階にかかっていた『丸山眞男の教養思想』とフンボルトの翻訳を何としてでも完成させるという強い意志を語られておられました。数ヶ月後いただいた二冊の大作は最後まで精力的に推敲を重ねられた、緊張感のある文章で綴られています。先生のお仕事は「フィロロギーの厳密な文献批判」という方法の実践であったと考えています。先生の福澤論も丸山論もフィロロギシュに徹底したテキスト解釈に裏打ちされつつ（私にとってはまさに驚異でしかないのですが）、それぞれの言説を構成する論理を縦横無尽に論じられ、まさにこれこそが学問の実践にほかならないことを確認させる作品であると考えています。

西村先生との思い出は尽きることはありません。もはや先生から直接にお話をうかがえる機会はなくなってしまいました。わずかに思い出を綴ることで、生前のご厚情への感謝の気持ちとさせていただければと思います。先生のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

(2019年12月29日)

[吉原達也先生には、「法とレトリック研究会」を特集した新聞記事（『中国新聞』1997（平成9）年5月14日付朝刊）、西村先生が2012（平成24）年6月30日開催のアスコナ会で報告された「公德について」の資料、そして書簡（2017（平成29）年1月11日）をご提供いただいた。報告資料の一部および書簡を、それぞれ63-65、53頁に掲載する。——編者]

「西村稔先生、『有難う』ございます」

佐野 誠（奈良教育大学・西洋法制史、ヴェーパー研究）

西村稔先生と最後にお会いしたのがいつ頃であったのかは覚えてはいない。しかし、最後にいただいたメールについてはその内容をはっきりと覚えている。それは10年ほど前のメールで、「佐野君、何か面白い丸山眞男についての書物はないか」というものであった。私は「面白い」という条件がついていたので、即座に埴谷雄高の『幻視者宣言』（三一書房、1994年）を推薦した。この中に掲載されている埴谷の丸山についてのエッセイが極めて面白く、いたく感動したからである。この著作を西村先生が手に取られたかどうかはわからない。ご逝去の直前に公刊された丸山眞男論（『丸山眞男の教養思想』、名古屋大学出版会、2019年）には引用されていないので、さほど重要性を感じられなかったのかもしれない。いずれにしても、西村先生がずいぶん以前から丸山眞男論の構想を練っておられ、丸山の文章に惚れ込んでおられるのを言葉の端々から伺うことができた。

西村先生の今一つの思い出は、1998年に『文士と官僚』（木鐸社）をいただき、書評をさせていただいたことである。書物をいただいたとき、これは読まなければならないと思ったが、大著のために脇へ置いていた。その内に、『文藝春秋』の記事の中で評論家の立花隆氏がこの著作を絶賛されていた。益々読まなければならないと思ったが、別件の仕事があり、またもや脇に置いたままになってしまった。それから少し経った頃、『週刊読書人』の編集部からこの著作に対する書評依頼が来た。これは「しめた」と思い、一つ返事でお引き受けした。引き受けたのはいいものの、ページが多く（全456ページ）、西村先生の教養の豊かさや広がりがあると顔を出すので、読むのには正直苦勞した。地下鉄の中で、バスの中で、そして新幹線の中で読み続け、結局読み終わるのに1ヶ月近くかかったらどうか。無事書評にこぎつけたのである。西村先生からの書評に対するご反論はなかったが、お会いした折、一言「佐野君、有難う」と言っていた。

「有難う」、この言葉をいま私は西村先生にお返ししたい。これまでの幾つもの貴重なアドバイス、本当に「有難う」ございました。

西村先生のこと

波多野 敏（岡山大学大学院社会文化科学研究科教授）

西村先生に初めて親しくお話しさせてもらったのは、私が大学院生の頃、先生が『知の社会史』で博士号を申請され、その口頭試問の日だったような記憶がある。口頭試問のあと、さすがに試験官の上山先生らと食事に行くのはばかられるというので、大学院の研究室に相手をしてくれる院生を探しに来られたのではないかと思う。この時は、既におつきあいのあった佐野先生がおられ、珍しく院生の研究室にいた私にも声をかけてもらった。西村先生は、私が大学院に進学したときには既に岡山大学へ赴任されており、書かれたものを通してしか知らなかった。このときは緊張もしたが、思いがけず有名人に出会ったうきうき気分もあって、おつきあいさせていただいた。先生は、私のことなどよくご存じなかったはずなのだが、お酒も入って、最終の新幹線の時間ギリギリまで、率直な物言いで気さくにいろいろな話をして帰って行かれた。

その後、上山先生が退官されたときに、そのままスクーリングを継続するような格好で定期的に研究会が開かれるようになった。最初の頃は、上山先生の退官時のスクーリングのメンバーが中心だったが、そのうちに西村先生をはじめとした年長組も参加するようになった。おそらく、最初のメンバーだけではいかにも雰囲気だれてしまって、危惧された上山先生が、年長組に声をかけられたのではないかと考えている。その後、いろいろな経緯でメンバーも増えたが、上山先生を中心として、「アスコナ会」と称してこの研究会はつづいている。

この会は、最初の頃は普通に「上山会」と呼んでいたが、当時の上山先生が精神分析運動などに関心を向けられていたこともあって、誰からともなくエラノス会などと言いかけたことがあった。しかし、これは本家のエラノス会議があるのでまずいのではないかと、エラノス会議の開かれていたアスコナにちなんで「アスコナ会」と呼ぶようになった。アスコナ・コロニーについては上山先生が『神話と科学』で詳しく論じられているが、上山先生を中心にして、領域にとらわれない知的刺激を求める参加者の思いがこうした名前に込められているのだと私は思っている。西村先生も、この会の中心的なメンバーとして、研究会だけでなくその後の懇親会も含めてほとんど欠かさず出席され、会を盛り立てられていた。

2003年に、私はフランスのディジョンで在外研究をしていたが、ここのノートルダム教会に、左手で撫でると幸福になると言われているフクロウの像がある。ある日これを撫でて帰ると、西村先生から自分は京都に移るので、岡山に来ないかというメールが入っていた。法科大学院設置で日本中の法学部が大騒動になっていた時期だったが、なんとか人事手続もうまく進み、西村先生が京都へ行かれて一年後に私も岡山大学に異動することにな

った。

はじめてお会いして以来、30年以上大変親しくおつきあいいただいたように思っていたけれども、こうやって振り返ってみると、学会にもあまり熱心に参加されていなかった先生とお話ししていたのはいつも上山先生を囲んだアスコナ会の時ばかりだった。これ以外には、まれに大学の用務であったほかは、プライベートでおつきあいいただくようなこともほとんどなかったのも、実はそんなに長い時間お話しはしていなかったのかもしれない。

西村先生の物言いはいつも率直で、ときには辛辣であったけれども、それでも私のようなはるか年下の後輩にたいしても、いつも相手に対する思いやりや、それ以上に敬意のようなものを感じさせる接し方をしていただいたので、厳しい言葉も素直に受け取ることができた。西村先生からは、テキストの読み方から、論文の書き方、著作へのまとめ方など、いろいろなことを教わり、さらに個々の論文に対する的確な批判もいただいた。教わったことはほとんどできず、西村先生のまねをして、とりあえず勉強したことを全部突っ込んで長大な論文を書こうとして、結局うまくいかなかったこともあった。けれども、こうした西村先生からの刺激があっただけで、私も曲がりなりにも大学の教員としてやっていけているのだと思う。

これからは書き残されたものを通じてしかお話ししていただけないけれども、いつまでも、いっそう率直に、厳しく、思いやりを持って、叱咤激励してもらえなこととと思っている。

西村先生をしのんで

伊藤 孝夫（京都大学大学院法学研究科・教授）

「アスコナ会」という集まりは、1989年に上山安敏先生が京都大学を御退職された折、その時点での大学院演習に参加していたメンバーが、今後も引き続き上山先生のご講筵に列させていただきたいという虫のいいお願いをして、先生を囲んで開き始めたささやかな研究会が出发点であった。楽友会館の一室などが最初期の会場であったと記憶している。日本法制史専攻の私もその中に混ぜていただいていたのだが、やがて西村先生をはじめ年長世代の上山門下の先生方にもご参加いただけるようになり、西村先生からもその目下の御研究の報告を聞かせていただくという機会を得て、終了後の懇親の場も含め、私も西村先生と親しく接しさせていただくようになった。西村先生が京都大学（人間・環境学研究科）に着任されてからは、学内でばったり会ってランチをご一緒させていただく、ということもあった。

西村先生の面影からいま「熱血漢」という言葉が私の心に浮かぶ。先生の御著書の一つ一つを手にとってみると、まず研究対象そのものへのザッハリヒな学問的探求の「熱量」に打たれることはいうまでもないが、さらにそれらの重厚な研究成果の背後には常に、現在の世界・日本の社会の現実に向けられた「義憤」ともいうべき問題意識が強力な動機付けとして作用していることを、多く的人是決して見逃がすことはないであろう。実際のところ研究会の後、食事の席に移り、少々お酒も入った西村先生から毒舌も交えた小気味の悪い時評が飛び出してくるのをお聞きするのも、私にとってこの会の楽しみの一つであった。思えば西村先生が傾倒されたウェーバーも福沢諭吉も丸山眞男も、まさしくこの「知的熱血」の系譜に属する人々だったと評して不当ではあるまい。

体調を崩されて以来、この会への御出席もしばらく途絶えておられたが、2019年1月12日に開かれた会にご参加いただき、また私にとっては、それが先生に最後にお目にかかる機会となった。しかしその後、同年夏に大著『丸山眞男の教養思想』が刊行され、そのご寄贈をいただいて御礼の葉書をお送りしたのが、私から先生に向けた最後の言葉になったかと思う。その葉書の中で、このような趣旨のことを書いたと記憶している。・・・私は常々自分が、西村先生をはじめとする、上山先生門下の学問集団に交わりを持たせていただいていることを誇りにしている、そしてこの御本であらためてその思いを新たにしたい。

西村先生、ひとまずはゆっくりにとお休みください。一服したら、いつもの毒舌で叱咤・激励を下界にお送りください。

前略、西村先生。

井上 琢也（日本大学法学部非常勤講師）

先生、いつもお世話になっております。最新作の『教養思想』を読んで感じたことを記した手紙、無事に届いたかなと空を仰いでいた矢先に、急なお知らせをいただいて、驚いております。

膨大な資料を読み込んで、怜悯な思考を叩きつける文体の圧力に、今回も圧倒されてしまいました。上山先生に教えを乞う隊列の最後尾あたりに加わった私ですが、挑戦的なまなざしできりりと前を向いて先陣を切る先生の姿に、この三十年、圧倒され放しでした。

『神話と科学』に触れて、考えることを仕事にしようと、この世界に入ったのですが、当初、西村先生のことを、広大な学問世界を巡る上山先生の余りにも深淵な旅を支える、怜悯な従者サンチョ・パンサだと、勝手に考えておりました。それなりに水にも慣れて、先生の『知の社会史』を読み進めるにつれて、これはとんでもない作品だと、鈍感な私もようやく気づきました。そして、若気の至りなのでしょう、これに挑戦してみようと思いました。

しかし、私には『知の社会史』は余りにも重すぎました。私には力がなく、挑戦者にすらなれませんでした。あのまなざしですべてが見透かされてしまうことに怖じ気づいてしまって、リングに上がることすらできていないのが現状です。酒席において論戦に挑みたいのですが、先生の鋭い指摘に二の句が継げず、口ごもってばかりです。これでは余りに悔しすぎます。勇気を出して、今度お会いしたときは、ノーガードでお酌に伺います。

次の酒席でご報告したいことがあったのですが、この際お話ししておきます。

この四半世紀、どんどん先を行かれる先生が次々と紡がれていく言説と懸命に格闘して、西村先生こそが私にとってのドン・キホーテだったという解に最近ようやくたどり着きました。皆さん、疾うの昔に、先生こそが、空虚な言説を吹き起こす風車に突進する知の勇者だと見えていたのに。自分の愚かさに無性に腹が立ちますが、ようやく正解にたどり着いたことをお知らせしておきます。

劇場に閉じこもって、イドラに惑わされてしまってばかりで、愚かな私は自分の Sache が何なのか、まだ見えていません。しかし、自分の Sache をきちんと認識をして、誠実に背負って、着実に歩まれている先生の姿は、こんな私にも見えていますし、その姿を誰がなんと言おうと、私は「推し」続けます。

ファンレターをお送りするつもりが、結局は、私事ばかり記した手紙になってしまいました。

最後に、私にとって、永遠の「知のアイドル」である先生に、この場を借りて、お願いがあります。積み上げられた業績の重みに、よろよろとした歩容でしか答えられない駄馬

ですが、先生の「見果てぬ夢」を背負って、美しき学問の旅、懲りずにご一緒したいのですが、よろしいでしょうか。どうしても、お願いします。

先生が使い初めの矢立を置いて、また先の里程に向かわれてしまったことを聴いて、いつもの通りに、ただおろおろするばかりです。でも、まだ、語り足りないことがあります。行く道、なお進まずですが、また、お便りします。

草々

ロシナンテより

西村稔先生の思い出

——アスコナ会でのご指導を中心に

林 智良 (大阪大学・ローマ法)

西村稔先生は、私にとりまして京都大学法学部・大学院法学研究科の先輩にあたります。私自身は1985年に大学院修士課程に進学しましたので、大学院で直接ご指導いただく機会をえられず、もっぱら、上山安敏先生を囲む研究会であるアスコナ会で懇切なご指導ご助言をいただきました。

この会は、上山先生が1989年に京都大学を退官されて奈良産業大学に移られてからも、大学院での最後の受講生たち（記憶では、佐野誠さん、波多野敏さん、井上琢也さん、伊藤孝夫さん、中山竜一さん他が主要メンバーでした）が自発的な勉強会を上山先生にお願いして発足したもので、当初は名も無い集まりであったと記憶しております。その後上山会を名乗る時期があり、エラノス会という新名称候補などもあがりながら、当時の上山先生の関心内容に沿ってアスコナ会という名前に定着し、メンバーも増えて今日に至る次第ですが、この会に上山先生が西村先生を招かれて御縁が出来ました。当時、西村先生はすでに岡山大学で教鞭をとり健筆をふるっておられ、会の関係者は畏敬すべき大先輩としてそのお名前のみ伺っておりました。これは推測になりますが、うちうちの会から相互批評と緊張感のある研究会へと会の性格を変えようという上山先生のご配慮が、お招きの背後にあったかと思えます。それから西村先生は、本当に熱心に参加して下さい、発表者への率直なコメントと助言を下さいました。手元にある記録は不備なものですが、1996年9月から最近の2019年10月までは出席者もほぼ記録できています。それによりますと、西村先生はこの期間を通じて87回開かれた集まりのうち63回に出席され、そのうち6回(1998年3月、2001年12月、2003年9月、2008年5月、2012年6月、2015年5月)ではご自身でご発表下さっています。一度は痛風の発作が収まりきらぬ中をあえて会場にお運び下さいました。私自身も、検討対象のおかれた社会的・思想的文脈への視点や史料の解釈態度を軸に、さまざまなかたちで鍛えていただきました。西村先生のコメントは歯に衣着せぬ辛口の時も多かったですが、根底に相手を育てようという親心を敷いて下さっていたと思えます。最後にご参加下さったのは2019年1月12日奈良市北部会館にて開催された会で、病をおしてご参加下さいました。終了後は近鉄高の原駅までお送りしましたところ、ご家族に付き添われながら手を振ってお帰りになり、これが最後のお別れになってしまいました。

はじめの時期では、アスコナ会はおもに当時の楽友会館、京大会館で開かれていましたが、休憩時にロビーでおいしそうに煙草をくゆらしておられたお姿を生き生きと思い出します。そして、雑誌連載を終えられますと、ほとんど一冊の単行本になりそうな分量の抜き刷りをしばしば配られていたことを畏敬の念と共に思い起こします。

西村先生は常々「研究者は書いたもので勝負してなんぼ」と言う評価軸を後進の者に広言され、そして、それをご自身のお仕事で示されました。学内の行政・管理業務、学会の立ち上げ・運営、各種審議委員職などに労力を割くことには批判的でした。その点で、基礎法学専攻者も学内管理職などに動員され、アスコナ会参加者さえ多数が部局長職を経験するような現状を、天上で苦笑されつつ煙草片手にご覧になっているかも知れません。

これほど早くに西村先生を喪うことは、アスコナ会にとってはもちろん、ひろく学界にとって痛恨事であります。いまはただ、先生の背中を思い起こしながら自分の器で筆を進めてゆきたいと考えるばかりです。西村先生、まことにありがとうございました。

(2020年1月7日)

西村先生の思い出

中山 竜一（大阪大学大学院法学研究科教授）

変な書き出しとなり恐縮ですが、今も西村先生が亡くなったということに実感がともなわない、というのが正直な気持ちです。

私と西村先生とのつながりのほとんどは、アスコナ会を中心とするものでした。他の皆さんも書かれているように、1989年の春に上山先生が京大を退官された後も、まずは当時の西洋法制史スクーリング参加者で先生を囲むインフォーマルな勉強会が継続され、その後、それが拡大するかたちで現在のアスコナ会として続いています。西村先生が——おそらくは上山先生のお声がけに答えて——この会に参加されたのは、1990年代の初め頃でなかったかと思われます。というのも、西村先生による報告レジュメが私の手元に残っており、その日付が1992年5月16日となっているからです（ちなみに、ご報告の内容は、ジェイムズ・Q・ホイットマンの著書『ドイツ・ロマン主義時代のローマ法の遺産』の紹介でした）。

西村先生のお名前を初めて知ったのは、それよりずっと以前、私が大学院に進学した年、スクーリングの際に上山先生が「（同門の先輩である）西村先生が『知の社会史』という大変な本を出した」といったお話をされたときだと記憶します。学者としても別格の、そうしたすごい先輩と、せっかく同じ研究会で接する機会を得たのだから、その博識と、学問に対する厳しい態度をこそ学ぶべきだったと今では後悔しますが、私にとっての西村先生の思い出は、学問的な側面もさることながら、どうしても研究会終了後の飲み会で交わしたとりとめのない会話や、世間のあり様や大学業界に対する手厳しい論評、そして、そうしたときに先生が見せる様々な表情が中心となってしまいます。

アスコナ会は長らく楽友会館や京大会館、それらの閉館後は芝蘭会館などの京大付近の施設を、そしてここ数年間は、上山先生がお住まいの近鉄高の原駅すぐ横の奈良市北部会館市民文化ホールをその会場としてきました。そして、研究会終了後は必ず場所を変えての飲み会となり、西村先生もほぼ毎回、最後までお付き合いくださいました。農学部東門近くの「みそら」（もっとも、この時代すでに西村先生がご参加だったかどうかは記憶が定かではありません）、近衛通りバス停付近の「よろずや」、荒神口の「くれない」、百万遍北西角の「琢磨」と「門」、高の原に会場を移してからは、駅近くの焼き鳥「朱雀」といった具合に、飲み会の場所は転々としましたが、和気藹々とした会の雰囲気はずっと変わらなかったように感じます。飲み会の終了後に、百万遍や京都駅付近でさらに「もう一軒！」とハシゴすることも多々ありました。

上山門下の最年少ということで、私は入口に近い幹事席に座ることが多かったのですが、西村先生（と波多野さん）もタバコを吸うということで入口付近に陣取られることが多く、そのおかげで、率直にいろいろなお話をうかがうことができました（西村先生が高校の先

輩だったことも、そうした機会に知りました)。西村先生から「君はそれやからアカン
のや」と言ってもらえることを毎回の密かな楽しみとしていましたが、私の方でもそのうち
慣れてきて、少なからぬ失言や暴言で先生にご迷惑をかけたのではないかと反省します。
2016年に入ってから西村先生がアスコナ会に出席されない時期が長らく続きました。2018
年1月に竹下賢先生のご葬儀で久しぶりにお会いし、「そんなんじゃないから」と言ってい
ただくまで、私の失言のせいに違いないと考えていました。その後、昨年1月12日のアスコ
ナ会に西村先生は病を押して出席されましたが、それが先生とお会いする最後の機会とな
ってしまいました。

10年ほど前、柄にもなく一種の法学入門を書かせていただいたときに、西村先生からい
ただいた電子メールを今でも残しています。そこには、おおよそ次のような言葉がありま
した。「中山君が何を考えているのかよくわかったのが面白かった。どうも法学、ひいて
は学問一般に対する不信感が強く、君のように書けるのがうらやましい。」そもそも学部
時代からこの方、いわゆる「法学」には全く馴染みを感じてこなかったばかりか、最近で
は(西村先生が最も嫌悪されていた)管理運営業務に追われて、ますます「学問」から遠
ざかりつつあるわが身を振り返ると、「全てお見通し」の西村先生のこの言葉は、ますま
す重く感じられます。もっと多くの事柄を学んでおくべきだったという思いが募ります。
謹んで先生のご冥福をお祈りいたします。

西村稔先生との思い出

黒神 直純（岡山大学大学院社会文化科学研究科教授）

西村先生とのお付き合いは、私が岡山に赴任した 1998 年に遡ります。当時、数年後に控えたロースクール設置の激しい動きの中で、西村先生は、日々学部の改組に奔走しておられました。先生ご自身は、決して執行部として表に出られることはないのですが、実質上は、会議を仕切り膨大な行政文書をまとめ、中心的役割を果たしておられました。飲みに行けば、「この行政文書を書いた時間と労力を研究に費やせたら、少なくとも本 3 冊は書けたで」といつも苦笑しておられました。

そのようなお忙しい中、我々若手教員にも常に温かい言葉をかけて下さり、よく飲みに来て行って頂きました。そうこうするうちに、ご自宅にもお邪魔させて頂くようになり、いつの間にか、先生の奥様にもうちの家内まで懇意にして頂くようになりました。

私の専門は国際法ですので、専門も違う私がなぜ懇意にして頂けたのだろうと未だに不思議ですが、逆に、たまにはたわいもない話で息抜きできる相手を望まれたのかもしれませんが。そんな間柄ですので、お会いすれば決まって園芸（「ガーデニング」のようなハイカラなものではない！）の話題で盛り上がりました。先生は、倉敷時代も京都に移られてからも、常にご自宅は植木鉢で足の踏み場がなくなるくらいの大の園芸家です。道端の花を手折って持ち帰り挿し木で育てることが醍醐味で、よく「あの花の根がついた！こっちは難しい」などと盛り上がりました。「黒神くん、盗人は盗人でも、花盗人は風流やろ」と茶目っ気たっぷりにおっしゃっていました。

先生から頂いた柚子がどういうわけか、昨年元気がなくなりました。それまで何年も元気いっぱい青々としていた木が急に葉を落とし新枝を出さなくなりました。梅雨時期のそんな折、先生から最後となったご著書を頂きました。あとがきを読んで慌ててお電話し、お話をさせて頂いたのが最後になってしまいました…。

諸雑事をこなしながらも、最後までブレずに研究に専心された西村先生。私が先生に出会った年齢に今ちょうど差し掛かりました。先生を見習って、ここからさらにギアを上げて研究に邁進しなければなりません。「研究、ちゃんとしいや。」先生から頂いた学問の木、「樺（かい）の木」がそう語りかけているように思います。

西村稔先生を偲んで

小田川 大典（岡山大学大学院社会文化科学研究科教授）

わたしが岡山大学法学部に赴任したのは1995年の秋だったが、西村先生と話すようになったのは2002年度に法学部のカリキュラム改革ワーキンググループで一緒してからだったと思う。もちろん赴任以前から先生のお名前もお仕事も存じ上げていたし、思想史担当教員の公募だったので、もしかすると面接にいらっしゃるかもしれないと、先生のご論文を岡大法学会雑誌からコピーして読んで対策を考えたりもしていた。しかしながら政治学講座の採用人事だったので、当然のことながら、基礎法講座にご所属の先生は面接には現れなかったし（院生だったわたしは講座制というものをまったく理解していなかった）、赴任してからも、しばらくは言葉を交わす機会がなかった。考えてみれば、学生の頃から先生の本を読むのを読んでいたので、わたしにとって先生は「先生」だったのだが、先生にとってわたしはただの面倒な同僚であったのかもしれない。以下はそんな面倒な元同僚のまとまらない回想としてお読みいただきたい。

同ワーキンググループは、法科大学院の設置申請に向けて、設置後の法学部のカリキュラムの素案を作成するためのもので、西村先生、小畑隆資教授、松村和徳教授、わたしの四名が週二回程度のペースで会合を開き、設置後も学部に残ることになっている教員（これがなかなか確定しなかった）の担当予定科目一覧を睨みながら、素案の手直しを何度も行なった。当時の先生は、設置申請のための膨大な書類の作成でご多忙を極めていたはずなのに、夕方の会合が終わると「一杯やって帰るか」と誘って下さるようになった。おそらく先生には、このものを知らぬ未熟者には法学部のこれからをめぐらるあれこれについて指導の必要があるというご判断があったのだろうが、思想史の雑談に飢えていたわたしは、大喜びで先生についていった。

雑談の話題は、法学部の現状に関することと、思想史に関することが半々ぐらいだったと記憶している。法科大学院設置後の法学部には、法曹養成のための専門教育は求められなくなる。しかし専門性を手放して法学部の看板を下ろすという選択肢はなかった。ウェーバーをもじりつつ、「ピューリタンは専門家たらんと欲した。われわれは専門家たらざるを得ない」と地口を飛ばすほど専門性にこだわりをお持ちの先生が、従来のような専門教育だけではなく、象牙の塔的な教養教育とは異なる、法学部でしか提供できない、実践的な教養教育を構想しなければならぬとおっしゃっていたのは、そうした過酷な現実の要請への応答だったのか、あるいは「教養と作法」についてのご自身の研究に由来するものであったのか。おそらくは、どちらでもあったのだろうと思う。

思想史の雑談では、ありがちな楽屋落ちや噂話を除くと、鷗外や漱石など明治の作家の話が多かった。少しずつ福澤についてお話しになることが増えたのは、既にご研究を始め

ていたからだろうと思われる。丸山眞男については、わたしが持ち上げ、先生が批判するということが多かったので、当時はあまり高い評価をなさっておられなかったのではないかと思う。その後、学内の共同研究で一緒した際、丸山の著作集と座談の発注のお手伝いをした覚えがあるので、その頃から集中的にお読みになったのではないかと推測しているが、確かめたくても、先生とはもうお話しをすることができない。

西村先生と、わたしが指導を受けた小野紀明先生とでは、思想へのアプローチは対照的であったが、どちらも団塊世代で、研究者としての歩みにも似たところが多かったように思う。授業のない期間も在外には出ず、書斎にこもり、ひたすら文献を読み、学内紀要に長大な論文を定期的に寄稿して、ご本におまとめになっていた。「論文を書くなら涼しい季節に限る。夏は暑いから、涼しい格好でねじり鉢巻をして、ひたすら翻訳ばかりやってるんだよ」とおっしゃっていた。倉敷のご自宅にお邪魔した際には、「コゼレックの翻訳（『批判と危機』）が出たときには落ち込んだね。ちょうど自分用の全訳が完了した直後だったから」と笑ってお話しになっていた。「一年生向けの演習で、ちゃんとした訳で読ませようと思ってウェーバーの『職業としての学問』を全訳して配ったら、ゼミ生の何人かが当日に岩波文庫の尾高邦雄訳を持ってきたんだよ。こっちの方がよさそうだからって。その訳ではダメだからわざわざ全訳して配ったのに」という愚痴もこぼしていらした。最後に頂いたメールには「どういうわけか、いまブロッホを訳している」とあった。

教務委員時代に、先生には「法学部とは何か」という文章を初年次演習のテキストにご寄稿いただいたことがある。振り返ってみれば、学恩もさることながら、同僚として、法学部の教員としての作法をたくさん教えていただいた。会議では強面の先生だったが、雑談のときのあのなんとも優しい笑顔とユーモアは、いまでも忘れられない。

西村稔先生の偉業に対し、心から尊敬と感謝を捧げるとともに、謹んで先生の御冥福をお祈り申し上げます。

[小田川大典先生には本文中に登場する「法学部とは何か」の電子データもご提供いただいたため、その一部を 59-62 頁に掲載した。——編者]

西村先生のこと

佐々木 健（京都大学法学系教授）

西村稔先生に初めてお会いしたのは、2003年頃の、法制史学会総会か近畿部会であったか、記憶は定かでない。その年、私は博士課程1年で、学会入会を許されたばかりであった。或いは、先生が京都へ転籍された2004年4月以降かもしれない。同年秋の第52回研究大会が京都大学で開催されるため、先生にも準備委員会にご尽力頂いた。ただ、同大会で学会報告デビューを予定した私は、学会のことも総会・大会のことも、会員の先生方のことも、よく分からぬまま、準備委員会でお会いする西村先生がおっしゃったことを理解し整理できていたか、今となっては心許ない。それでも、どこからか『文士と官僚』を出版されていたことは聞きかじっており、学識ある文士とは西村先生ご本人のことであろうと感じていた。その後、2006年4月からは、法制史研究の編集委員会が京大関係者で組織され、4号分を担当した。私自身は、途中の2009年8月で海外逃亡したが、それまで、3号分と半分くらいは、文献目録作成、原稿の査読手続、書評対象選定と評者への依頼といったサイクルを担当した。西洋法制史については、林信夫先生と私が古代、中世以降は西村先生と佐藤団君で分担した。当初私は最後の「(院生)助手」で、2007年4月からは「助教」という聞き慣れない職名に変わった。そんな中、先生は『福澤論吉』を出版され、学者たるもの、10年に一度位のペースで書き溜めたものを書籍にする意気込みを持って、と忠告された気分であった。

2011年夏に帰朝した後は、アスコナ会でお会いするのが常例となった。私の報告に際しても、温かい、建設的なご質問を頂いた。何より、懇親の席で、中山先生と忌憚なく議論される姿が印象的であった。フクシマ以降、話題は大学紛争から世代論、環境問題にまで及んだ。それでも、依然として「文士」たる風情・姿勢を堅持された。改めてご経歴を見るに、新聞社を退職されたことは、そのお姿の因果いずれであるか、判断がつかない。ただ、上山先生と談笑されつつ、後輩にあたるアスコナ会参加者との闊達な談義を楽しんでおられる様子を眺めていた。

先生の訃報に触れる直前、出版案内の類で、『丸山眞男の教養思想』と訳書『国家活動の限界』が刊行される旨を知った。大学を去られた後も、10年に一冊を継続しておられるのかと、驚嘆し敬服した。遠く仰ぎ見る存在であった先生の、ご冥福をお祈りする次第である。

西村先生から授けられたもの

石澤 将人（京都大学非常勤講師）

西村先生の訃報に触れてからひと月が過ぎても、ショックと喪失感をなお引きずっている。この場をお借りして先生との個人的な思い出を語り、その消化を多少なりとも試みることをお許し願いたい。

西村先生に初めてお目にかかったのは、2006年のはじめのことだった。京都大学の文学部から、人間・環境学研究科の修士課程に進学するための試験を受けた際、面接試験の副査を務めていただいた。

いわゆる「ドイツ的教養」を研究テーマとしようと考えていた私の周囲では、この前年度に岡山大学から移ってきた西村先生のお名前は、既に非常に高いものになっていた。あの『読書人の没落』の訳者、あの『文士と官僚』の著者が、人環に移ってきた……。私自身がまだお会いする前だが、既に先生の授業を受けていた年上の知人が、その深い学識に「あれはバケモノやで」と、京大独文の学生らしい品のよろしくない言葉遣いで敬服していたことを、なぜか鮮明に覚えている。

入室した私を主査とともに迎えてくださったのは、精力的なお仕事のイメージとはややそぐわない、小柄な体の先生であった。日本の教養思想をテーマとした卒業論文の内容に触れた先生から、「僕はあなたとは反対の立場ですけどね」とおっしゃられたときには、体に震えが走った。それでも頭ごなしに否定することなく、こちらの立論に寄り添うような先生と少しばかり言葉を交わし、面接自体はつつがなく終えられた。

進学した私は西村先生の授業にも当然のように出席した。テキストはエルンスト・ブロッホの“*Naturrecht und menschliche Würde*”で、ドイツ語初学者の私はもちろん、他の院生もひどく苦戦していた。先生は、「僕のドイツ語は独学だから、君ら専門家にはかなわん」と謙遜するのが常であった。この後も先生とドイツ語のテキストを読む機会が続いたが、先生の謙遜は、今から思うとたしかに一抹の真実を含んでいた。例えば形容詞の格変化などの微細な文法事項を、ご本人も完璧には覚えていないとおっしゃっていた。しかし、細かな字句に四苦八苦し、文中で何が語られているのかをしばしば見失う私たちにとっては、すらすらと文意を読み解いていく先生は、一種の魔術師のごとく思われるのであった。それから十年以上も経った今でも、本当にテキストを読める人というのは、先生のような人のことを言うのだろう、と思っている。先生との読書会の度に、自分が単なる文法教師に随しているのではないかという不安を抱かされたものである。

西村先生との関係をひとことで言い表せば、「親炙」が最も近いだろう。翌年度以降も同じように授業に出席した。授業後には、この追悼集にも寄稿されている阪本氏や荻野氏がしばしば合流し、茶話会のような雑談が繰り広げられ、ときには店に移って話を続けた。

そんな折に、先生はたいいおっしゃるのであった。「ここは僕が出すから、将来君が偉くなったらおごってな。楽しみにしとるから」と。これが果たせなかったことが、大きな心残りとなっている。

2012年に退官された先生からのお声がけもあり、同年からヴィルヘルム・フォン・フンボルトの『国家活動の限界』の読書会を始めた。この間の事情は、先生ご自身の筆になる同書の翻訳の「編訳者あとがき」に詳しいので、ここでは繰り返さない。先生は退官後も研究心がまったく衰えず、私や私の後輩の院生たちにもときおり研究や執筆中の論文の内容を発表させ、コメントをくださった。「“ザッへ”に就くこと」を信条とする先生からのコメントは、ときに思い込みに走ることのある私たち文学畑の者には、どれほどありがたかったか。

先生の最後の日々、ご家族の方々を別とすれば、私はおそらく最も頻りに顔を合わせた者の一人ではないかと思う。2019年夏に『国家活動の限界』の訳書と、絶筆となった『丸山眞男の教養思想』を立て続けに上梓することになる先生は、次の翻訳を見据え、2018年11月から、私と二人でアルフレート・ウェーバーの“Kulturgeschichte als Kulturosoziologie”の読書会を提案してくださった。

二週間に一度、場所は先生の書斎。五ページほどの訳を私が一文一文たどたどしく読み、先生が訂正する。決して易しい内容の本ではなく、もちろんこのやり方では、いつまでかかるかわからない。先生がおひとりで進めれば、もっとずっと早く進んでいたことだろう。私をつき合わせてくださったのは、先生の教育的配慮だと、痛いほど身にしみていた。だいたい3時間ほどの時間の中で、奥さまの手作りケーキとコーヒーが休憩の合図だった。読み終わってからの雑談もまた楽しみであった。そんなときに先生は最近読んだ本を紹介してくださり、「こういう手法も面白いかもわからんね」と、まだまだ旺盛に研究を続ける意志を示されていた。

思えば夏に入った頃から、先生はお痩せになっていた。「食えないんよ」とそれでも先生は快活に笑っておられた。最後の読書会は8月4日だった。この日の日記に私はこう書いている。「西村先生はだいぶお痩せになっていた。食欲が出ないのだという。あまり読み進めていないということで、普段より短めに終わった。心配である。私の食欲を分けて差し上げたいものだ。いつもより少し早めに辞去。」非常勤講師の身で試験と採点を控えた私を気遣い、先生は次回を8月26日としてくださっていた。

その先生から、8月17日に電話をいただいた。入院することになったから、次回は退院後にしよう、と。7月にいただいた『丸山眞男の教養思想』をちょうど読んでいたところだった。門外漢には歯ごたえのある内容だったが、付箋を貼りメモをとりつつ読み進めていたものである。研究者の端くれとして、正直に言って圧倒された。これはとても叶わない、と悄然となることもあった。それでも大いに発憤させられた。次回の読書会では是非感想を伝えようと考えていたのだが、これも果たすことができなかった。

こうして二人だけの読書会は、結局冒頭の数十ページで終わった。それなのに今でも読

書をすれば、「何か面白い本があれば教えてくれな」とおっしゃっていた先生に、この本を紹介しようか、などと考えてしまう。この出来事に先生はどうコメントするか、などと思ってしまう。その度に大きな喪失感を覚える。まだしばらく消えそうにない。

振り返れば、西村先生からは学恩を受けられる一方で、何もお返しできていないのがかえすがえす残念である。それでも先生の学問を継ぐなどとはとても言えないが、せめて西村先生の教え子と胸を張って言えるくらいには、勉強を続けていきたいと思っている。まとまりのない個人的な思い出をつづってきたが、分野違いの者から見た西村先生のお姿の一端なりとも留めたいという思いもあり、ささやかな恩返しの第一歩としてこうして筆を執らせていただいた。

西村稔先生の思い出

上野大樹（一橋大学研究員）

西村先生とはじめてお目にかかったのは、たしか2007年に京都大学人間・環境学研究所の院試面接を受けた際だったのではないかと思う。私はそのとき理論社会学の世界に関心があり、卒論でもそういったことを扱ったので、面接官だった大澤真幸先生と佐伯啓思先生から卒論についていろいろ質問を受け、その後西村先生からも随分丁寧にコメントをいただいたのを思い出す。試験なので質問に答えられなかったらどうしようといま緊張していたと思うが、西村先生はその緊張の面持ちを察してか、質問というよりはアドバイスのような形でお話くださり、内心ほっとしたのを覚えている。いま考えれば、壮大ながらも着実に厳密な研究を重ねられてきた西村先生をまえに誇大妄想を語るようなことをしていたと怖くなるが、その後大学院に入学してからも、折に触れて研究相談に乗ってくださり、なかなか方向性が定まらず空理空論に走る傾向のある院生に対し、たいへん辛抱強く話に耳を傾けてくれていたのだといまになって思う。

振り返ってみて非常に恵まれていたと思うのは、修士課程の二年間は西村先生の演習形式の授業に出ていたが、少人数のことが多く、ある学期などは途中先生と二人だけの授業になったこともあった。西村先生はそのまま授業を続けるか迷われたのではないかと思うが、せつかくレジメを準備されていたし、その内容が思想史家の J.G.A.ポークックを中心に扱うもので私もぜひ続けてお聞きしたいと思っていたこともあってか、結果続行しようということになった。そのときは佐伯先生や大澤先生、大黒弘慈先生など人環の人文思想系の教員のあいだでもポークックやその周辺の思想史家の名前が挙がるようになっており、私は大いに興味をもつようになって、修士論文ではルソーを中核としつつケンブリッジ学派の共和主義研究をレビューしてみようと考えはじめていた。徳や作法をめぐるポークックの議論に、西村先生ご自身のそれまでの研究の観点から検討・批評を加えられていく授業の内容はきわめてスリリングで、講義の後もたつぷりと議論をさせていただき様々な刺激を得られる時間があつたので、考えてみれば私の修論、博論、現在の研究にいたるある種の原体験はこのときの会話にあつたのではないかとも思われる。むしろ、西村先生の訃報に接して呆然としながらも吉田南総合館（私はもっぱら院生室のある人環の大学院棟で過ごしていたので、総合館の景色は西村先生の記憶と結びついている）での記憶に思いを巡らし、いまさらながらにそういったことを自覚した自分の不明を恥入らざるをえない。私事ながら、博論から PD にかけては 18 世紀の徳論と自由論の問題系を探ってきたし、現在は GIS Sociabilité というグループに関わってまさに徳と作法の問題を考えているので、研究室や喫茶店での西村先生との会話が、想像以上にいまの自分の関心を規定しているような気がしている。

もう一つ思い出したのは、先生の福澤諭吉研究である。修論について東一条通りの喫茶店であらためて丁寧に講評くださり非常に嬉しく感じたことも覚えているが、その後、博士課程に進学してからは西村先生とゆっくりお話しする機会はほとんどなくなってしまった。ただ、佐伯ゼミで福沢について卒論を書きたいという学部生がいて、その流れで西村先生の『福澤諭吉——国家理性と文明の道徳』を学部生と一緒に読む集まりを何度か開くことになった。その後、キャンパスで西村先生とすれ違った折に、その話に少し触れたのではなかったかと記憶しているが、結局、それを肴にまた西村先生とじっくりお話しするような機会を得ることはなかった。最近では、明治知識人たちが西洋化の荒波のなかで社交や人間交際のヨーロッパ的モデルと日本の伝統のあいだで試行錯誤する姿についても関心を持って少しずつ調べはじめているが、あときは博論を早く出さねばという気持ちもあり目の前のことに一杯いっぱいの状態だったのかもしれない。また、修士課程のときと比べれば、西村先生と議論させていただくからにはしっかりと本腰を入れて福沢に取り組んでからでなければいけないだろうという感覚もあったし、いまはそのときではないだろうと思ったのかもしれない。それでも、また時機が来れば自分の興味も自ずと回帰してきて西村先生の本を再びひもとき、先生にあれこれ質問できる日がめぐってくるのではないかと、何とはなしに考えていたような気がする。しかし、もうその先生はいらっしゃらない。私のなかで、やはり京都という場所は時間がゆっくりと流れ、過去が自分の個人的な思い出も含めて変わらずに保存されているところという感覚があったようだ。ときは確実に流れ、もうあときの吉田南の校舎での経験は永遠にもどってくることはないだろうという当たり前のことを再確認する。それでも、もう一度あの場所にもどりたいとあときの記憶を手繰り寄せつつ思い返すのを、しばらくは止めることができそうにない。

西村先生のお人柄

貝瀬 拓彌 (2008年3月京都大学法学部卒)

私は大学1回生の時に西村先生のゼミを週1回受講しました。授業での接点はほぼそれだけでしたが、先生にはその後10年余りご厚誼を賜りました。それはひとえに、学生に慕われ、また他学部の出来の悪い学生にまで目を掛けてくださる先生のお人柄の故だと思います。その有り様を書かせていただきます。

先生に初めてお会いしたのは私が大学に入学した2004年春のことでした。先生は教養科目として確か「国家システム論」というゼミを開いていらっしゃいました。初回の自己紹介で先生は「僕もことし岡山大から来たところで皆さんと同じ新入りです。専門は西洋法制史というマイナーな分野」と飾らない関西弁で話していらっしゃったのを覚えています。5人ぐらいの小さなゼミでした。先生の気さくなお人柄のお陰で、格好つけずにアカデミックな会話をできる居心地のよい場所でした。私は新潟から出てきて、当初は学内に知り合いもいなかったの、貴重な居場所でありました。

ゼミではマックス・ウェーバーや福澤諭吉の著作を読みました。先生は学生の議論を聞いて、時折コメントされていました。平易な言葉で話してくださいましたが、正直、私にはよく分からないことが多かったです。その分、自分の表面的な理解とは違う世界があることを垣間見ることができました。例えば、ウェーバーの『職業としての学問』を読んだとき。私は日本語訳を読んで単純に「学者は自らの価値観は脇に置いて事実を語るべきだ」「事実をして語らしめるべし」という程度に解しましたが、先生は「事実をして語らしめるなんて最悪だ」というお話をなさいました。私は当時、首をひねるしかなかったのですが、卒業後に新聞記者の端くれになり、事実と価値を分かちがたい現実と向き合うと、先生のおっしゃることが分かる気がしました。

1年が過ぎゼミが終わった後も、先生はキャンパスでたまたまお会いしたときなどによくお茶に誘ってくださいました。学内の喫茶店にいと、次第に他の学生も増えていき、けっこう長い時間話し込みました。先生は学生に近況を尋ね、それに対して説教するでもなく、頭に浮かぶことを話していらっしゃいました。社会の階層構造やその中での教養といった話題が多かったと思います。こう書くとずいぶん堅いようですが、実際はたいへん親しみやすいお話でした。例えば、先生は学部卒業後、大手新聞社のビジネス部門に就職されましたが、学歴社会の故に「若いのにチャホヤされて、ああすればこう昇進するというのが目に見えた。つまらないから辞めた」というようなことをおっしゃっていました。研究の道に入ってから、悔しい思いもされたそうで、学問に打ち込むエネルギーになったようでした。

先生はお酒にもよく付き合ってくださいました。酔うと、昔の学生生活のことや高嶺の

花であった百合子さんをいかに「ゲットした」（先生談）のかなどを力強く語っていらっしゃいました。

お高くとまらずに本音で相手してくださるので、お付き合いを通して一人の知識人の生き様が存在感をもって伝わってきました。そこには「職業としての学問」というよりは「人生としての学問」といった趣がありました。先生は、社会現実の中での教養の在り方を研究していらっしゃったようですから、ご自身を現代における一例として私どもに示して下さっていたのかもしれませんが。私はちょうど進路を考える時期でしたから、単純に社会的な地位の向上を目指すのとは違った先生の生き方からは、少なからぬ影響を受けました。また、恥ずかしいので詳細は控えますが、先生のお心遣いがなければ、そもそも卒業できなかったことも白状しておきます。

先生は退職後も、たゆまず学問を続けていらっしゃいました。たまにご自宅にお邪魔したり電話したりすると、「最近はどんな本を読んでる」「何か（論文を）書いてみたらいいんよ」などと研究を勧めてくださいました。現実には、私は下っ端の新聞記者としてアカデミックな世界とはかけ離れた生活をしていましたから、返す言葉に困りましたが、そんな私にまで期待を掛けてくださるところに先生の学問に対する深い思いを感じました。

ここ数年は忙しさにかまけて連絡を怠っておりました。そろそろ電話の一つでもしなければ思いつつ延ばし延ばしになっていた中で、訃報に接しました。自らの無精をこれほど恨むことはありません。西村先生、お世話になりました。ご冥福をお祈りします。

先生からの学び——おもろいやんか

荻野 仁志（2009年3月京都大学総合人間学部卒（西村稔ゼミ所属））

私の西村先生（以下、先生）との出会いは、当時、京都大学で同回生だった阪本氏（現福島大学行政政策学類准教授）の紹介で、一般教養科目の基礎ゼミに出席させて頂いたことに遡る。田舎の、普通の公立高校から京都大学に入るため、必死に3年間続けた受験勉強が終わり、今後の進むべき道を決めかねていた1回生の後期に、先生に巡り合ったことは、誇張ではなく、私のその後の人生の方向性を決める橋頭堡となった。教養ある人間になりたい、という方向性である。

先生の一般教養のゼミは、1年を通じ2冊のテキストを輪読した。マックス・ウェーバー著『職業としての学問』、福沢諭吉著『文明論之概略』の2冊である。また総合人間学部の専門ゼミでは、山崎正和著『社交する人間』を輪読した。そこでは、テキストの内容をレジュメに纏めるだけでなく、常に「お前はどうか解釈したんや」、「お前はどうか思うんや」、「テキストにこう書いてあるけど、ほんまに納得したんか」という問いをいつも投げかけられた。自分の頭で考え、もし納得できなければ権威のある人が言っていることであろうが疑問を投げかける、そして、自分の考えを表明すること、これが常に求められた。先生の「知的しなやかさ」を遺憾なく発揮されたゼミのスタイルであり、知的にエキサイティング、このスタイルこそがゼミの本義だと今でも信じて疑わない。

勿論この知的しなやかさだけが先生の特徴ではなく、物事を「それ、おもろいやん」と思うこと（標準語だと、面白いがること）、が先生の知的営為や日常の言説の背後にあったと考える。学問自体を面白いがるのは言うまでもないが、講壇を離れた珈琲や酒場の席では、学問以外の話を幅広くさせて頂いた。先生のスタイルとして、講壇の上に立った時には学者として語りえぬことは語らないが、講壇から離れたら、西村稔氏一人として、どんな話題にでも応じてくださった。もちろん、お酒の席で語られたことはその場限り、という暗黙の了解があるので、ここで披露はしないが、どんな話題にでも関心も持たれ、西村稔氏ご自身の頭で考えられたご意見をおっしゃっていた。そこにはタブーを恐れず、物事を面白いがるご姿勢が見て取れた。

以上、私が先生から学んだことをつらつらと書き綴ってきたが、先生の常日頃からの問題意識である「教養とは何か」という点について、私が先生から学び取った、現時点での回答は以下となる。

第一に、自分の頭で考える力、である。その分野の権威が言っているから正しいのではない、常に疑問を投げかけ、自分の頭で考え抜く姿勢である。誰の言葉だろうか、問いの立て方を学ぶことをもって学問、という言葉もあるが、先生のゼミは、テキスト読解だけではなく、自分の頭で問いを立てることを学ぶ場であった。

第二に、物事を面白いがる感性である。物事を面白いがることができれば、その物事に取り

組む際、「面白いから取り組むのだ」という内発的な動機付けに基づくことになり、周囲の雑音に惑わされることがなくなる。

斯様に深い学びをする機会を頂いたことについて、先生には感謝してもし得ない。

さて、私は大学卒業後会社勤めをしてきたが、日本社会はとても閉鎖的な社会で、特に会社勤めをしていると非常に同調圧力を感じることも多い。例えば、私の趣味の一つは、テーマ設定した上での読書や言語習得、つまり言うなれば「勉強」だが、同調圧力の高い社会・会社の中で、勉強が趣味と表立って言いづらい。ただ、先生の前では、いつも素直に、「趣味は今も変わらず勉強です」と言うことができた。卒業してから、年に2回、乃至、1回（大体12月）、先生にお目にかかる際、何を勉強しているか報告させていただくのが慣例になっており、先生が「おもしろいやん」と思ったださるような時間とするぞ、といつも意気込んでいたものである。実際のところは、向学心旺盛な先生の「おもしろい」話に惹きつけられ、まだまだ全然敵わない（敵うはずもないのだが）と清々しい反省をして帰路に就く、のが定例だったが。

この文章を書いているのはちょうど12月前半だが、今年からはこの時期になっても、先生にお目にかかることができなくなってしまうのかと思うと、深い喪失感を感じざるを得ない。

今後は、先生が講壇上、またその後の私的空間、著作でおっしゃたことの本質をよくよく思い出し、自分の深いところで理解するだけでなく、先生が「わかったこと」を「この先もっとわかるように」していけないといけない。先生が常日頃からおっしゃっていたように、日々の仕事に就き、そこに力を注ぎつつも、専門馬鹿にならず、自分の頭で考え、面白がる感性を持ち続け、先生の考えや思いを少し手でも発展、継承できるような教養ある人間になりたい。アカデミズムの世界に生きてはいない私は、そのような形で、先生の「わかったこと」を継承していきたい。

西村稔氏の御逝去を悼みて

吉原 丈司（1968年上山安敏先生ゼミ同期生）

京都大学、岡山大学各名誉教授西村稔氏には昨 2019（令和元）年 10 月 28 日京都にて長逝された。享年 71。寔に痛惜の念に堪えない。謹んで御冥福をお祈りいたします。

西村氏は 1968（昭和 43）年秋開始の上山安敏先生担当「演習西洋法制史」（上山ゼミ）の同期（第 3 期）になる。上山先生は 1966（昭和 41）年 2 月に教授となられ、同年 11 月には名著『法社会史』を出されているが、その秋に初めてゼミを持たれた。通常は三・四回生配当科目の講義「西洋法制史」には、私どもの年次はたまたま幸いにも翌年 4 月よりの二回生時にその講筵に列することができた。ちなみに学年末試験問題は「ドイツにおける啓蒙絶対時代の法律学の動きを社会的背景を通じて述べよ。」であった。北野の秀才西村氏にはゼミで初めて出会った。同氏とは教養部のクラスや三回生の外国法受講科目が違っていたので、それまでは面識がなかった。爾来交友 50 年、学界その他に多大の影響を与えた御高著、その基となった抜刷類をいただくとともに、御書状、電翰等で折に触れ貴重なお教を賜った。この事に深く感謝するとともに、当然のことながら半世紀にもわたってこちらからはまったく何のお返しもできなかったことをただただ恥ずかしく思う。同氏の御学問、御人柄等については、本書中で上山先生、阪本尚文先生はじめ諸先生、お弟子さん方がそれぞれ言及されておられるので、ここでは、その背景紹介として当時のことを少しばかり記しておきたいと思う。同氏を偲ぶよすがともなれば幸甚である。

この頃の法学部の本ゼミは三回生の 10 月から四回生の 9 月までの 1 年間であった。たしか法学教育のマスプロ講義批判対応か何かで私どもの年次から単位とは直接関係はないが助教授担当の予備ゼミなるものが始まり、それが三回生の 4 月から 9 月までであった（その後も続けて通年の予備ゼミもあったと思う。）。この時は何故か日本法制史の予備ゼミが開講されなかったので、ある有名人気予備ゼミに出願したが、お粗末な事情で早々と脱落してしまった。その後秋に本ゼミで上山ゼミに入れていただいた。場所は既に存在しない古い赤レンガの法経旧館の研究室であったが、高い天井の広い部屋で真ん中に大きなソファースタッフがあり、そこで週一回四時限目の午後 3 時頃からいつも定刻を超えて夕方遅くまでやっていた記憶がある。使用したテキストは、刊行されたばかりの内田芳明『ヴェーバー社会科学の基礎研究』（岩波書店、1968 年刊）や若き日の先生が挑まれたという川島武宜『所有権法の理論』（岩波書店、1949 年刊）その他だったと思うが、ゼミ討議の中で先生の各般にわたる御高説を親しく拝聴できるという実に恵まれた幸せな時を過ごし得たことを今尚感謝の念でもって想起せずにはおれない。西村氏は大変な学識をお持ちの御論客で、ゼミでも大いに活躍され、後代の大学者たる片鱗を既に十分うかがわせておられた。

当時の上山ゼミについては、本書 45 頁に再録されている西村氏執筆に係る「創意を生か

すゼミ〈上山ゼミ〉（西洋法制史）」『有信会誌』第16号（1969年9月刊）のとおりであり、上記予備ゼミとはいささか違ったまさに「創意に満ちた」楽しいゼミであって、懐かしい思い出ばかりが残っている。加えて、単位としてのゼミは1969（昭和44）年9月で終わったが、上山先生がドイツに行かれた翌1970（昭和45）年3月まで先生の御厚意で続けていただけたことも、嬉しいことであった。同じく本書口絵4頁掲載のゼミ集合写真は恒例の有信会制作卒業アルバム掲載用として1969（昭和44）年春に撮影したものであるが、他のゼミが大学の研究室、演習室、京都の名所等で撮っていたのに比して、当時京大最大の「解放区」として有名だった封鎖中の旧教養部構内（現吉田南構内）から本部時計台を背景に撮影しており、ゼミの面目躍如たるものがあつた。この頃は京大闘争の最中で、様々な意味で大変な時期であつた。今頃西山伸教授「京都大学における大学紛争」『京都大学文学部文書館研究紀要』第12号（2012年3月刊）を人に教えられて読んだが、そこに書かれているような大きな流れの中にあつたとはまったく知らずに、学業生活で一番面倒な三回生の学年末試験が実際に実施されるか否かのみが気になって仕方なかつたことは、思想未熟者の無知の極みともいうべきものであつた。尤も、これは試験開始前日だったかに法学部でも「試験中止、レポート提出に変更」ということになり、ノンポリ劣等生にも京大闘争なるものは幾許かの福をもたらしてくれた。本書48-49頁所収の西村氏「今は昔」は、この頃の事を後の時代から鋭く振り返っておられ、教えられることばかりである。

その後、西村氏はこれもいろいろあつたのであろうが上山先生の1989（平成元）年春京大御退官前後に学位を取られ、更に同先生の御期待どおりの驚くべき業績をあげられた。しかるに、様々なこともあつてか岡山、京都両大学御退職時に御著作目録の類を公表されておられなかつた。このことを同氏を知る人は残念に思っていたが、既に阪本先生が先年氏の古稀を祝して立派なものをまとめ奉呈されておられたことを知つた。西村氏も師思いの素晴らしい教え子を持たれたわけで、感動した次第である。それが、今般上山先生も大変感嘆された阪本先生の御力作「西村稔先生の教養思想をめぐる覚え書」とともに、本書に収録されることになり、ここに初めて西村法史学研究の全貌が公けになった。凄いことというほかない。これを機に、今後西村氏研究が進捗することを願ってやまない。

しかし、これらを拝見して熟々思うに、西村氏の御逝去はあまりに早すぎ、悲しく寂しいことと言わざるを得ない。昨年元旦にいただいた御賀状の添え書に「今年は何とか元に戻って頑張りたいと思います。固より無理は禁物ですが、お互い、シコシコと頑張らしましょう。」とあつたが、その夏に『丸山眞男の教養思想——学問と政治のはざままで』及びフンボルト『国家活動の限界』というこれまた世人を驚かした大書2冊を立て続けに刊行された後僅かにして逝かれてしまわれた。もう同氏から新たな年賀状は届かない。同氏はもつとずっと長く活躍され、従前以上の大きな著作を出し後進を導いていただくべきお方であつた。天は非情である。どうしてこのようなことになるのかとただ嘆息するのみである。

最後に恩師西村稔先生を深く尊敬、追慕し、本追悼集を企画、刊行された阪本尚文先生に深甚の敬意を表するものである。（2020（令和2）年1月8日遥かに冬の大山を望んで）

西村稔先生のエッセイその他

創意を生かすゼミ〈上山ゼミ〉（西洋法制史）

「ゼミ報告」『有信会誌』第16号、1969（昭和44）年9月10日、178-179頁

京大闘争が、大学の総ての機構に根底的な批判を提起したことは、僕達のゼミについても同様である。僕達は、法学部に於けるゼミの問題について議論した結果、上山氏とゼミ生との対等の関係を確認し、ゼミ生の資格を問わない自主ゼミとして活動していくという結論を得た。勿論、これで総ての問題が解決したわけではなく就中単位制については、個別ゼミの問題ではなく、全法学部、全大学に及ぶものであるから、僕達はこのことをふまえた上で、更に討論をし、より一層闘争の深化を図らねばならないと考える。

冒頭から若干オカタイことを書いたが、実際には、全員和気霽々と冗談をとばしあっている。法学部共闘会議の諸君曰く「サロントロッキスト」誤解してもらっては困るが、決してゼミ生（7名）全員が、政治が好きなのではない。ローマ法に興味ある者、英文であやしい本を愛読している者、徹底的な怠け者等々、雑多である。ただ所謂法解釈学に生理的嫌悪を感じる、という点が共通なのではないだろうか。

以上が上山ゼミの現状である。これ以上書くこともないが、常識的なゼミ紹介を参考程度に記しておこうと思う。

上山氏の専門は西洋法制史であるが、広く歴史学、社会学に関することならなんでもこいといってもよいであろう。今年は「ヴェーバー社会科学の基礎研究」（内田共朋〔芳明——編者〕著）を、簡単にやった。夏休みには、個人研究を行なって、秋に発表する予定である。4回生の後期もゼミを続けるつもりである。ゼミ生の卒業後の進路は未定だが、大学院進学志望が多く、あとは就職である。ついでなぐらえば、司法試験、公務員試験受験者は一人もいない。

僕達はべつに上山ゼミへ来て欲しい、と宣伝したくもない。ただ勉強が嫌いな人間、法律の嫌いな人間、変人、怠け者も自分の創意を生かせるゼミであることを言いたいまでである。無論これは、僕の上山氏に対する個人的評価である。上山氏の性格だけでゼミの性格が決定されるわけではない。僕はこれまで上山ゼミのことを書いてきたが、それは飽くまで僕達の現状にすぎない。陳腐な言葉だがゼミ生の気持次第である。（文責・N）

[原文には1969年春撮影の上山ゼミ集合写真が併載されているが、口絵に同一写真を載せたのでここでは割愛した。また、漢数字の一部を算用数字に改めた。——編者]

教養とは何か

『山陽新聞』1998（平成10）年11月22日付朝刊、第23面

この春、あまり世間とはかかわりのない研究書を上梓した（「文士と官僚——ドイツ教養官僚の淵源」木鐸社）が、思いがけないことに、評論家の立花隆氏は、東京大学の学生に、したがってまた東大卒の多くの官僚に「教養」が欠けているという文脈の中で、小著を引いて、教養がヨーロッパの伝統の中で官僚の資格として重要な位置を占めてきたことを指摘された（「文藝春秋」五月号）。こういうのを学者冥利につきるというのであろうが、それはともかく、立花氏の所論には首肯できる部分が少なくない。とりわけ、東大に限らず、現在の学生に「教養」に欠けるところあることは、多くの大学教師が実感しているところであろう。

たとえば、私は講義でしばしば外国語の術語に言及するが、その際、ドイツ語やフランス語の第二外国語を「教養」科目としてとった学生に、せめて「私はおまえを愛してる」という文章くらいいえないと外国語を勉強した意味がないじゃないか、といて笑わせることがあるが、実際、たとえば「おまえを」を意味するドイツ語やフランス語の単語を学んでから一、二年のうちに忘れてしまう学生がいくらいるのである。ところが、すでに退職されてあらためて勉学に励んでいるある年配の聴講生がちゃんとそれを覚えておられたのには驚いた。

もちろん、外国語の知識をもっていることが「教養」ではない。外国語はコミュニケーションの手段にすぎない。忘れるのが当たり前の語学なら、ほかのことを学んだほうがよほど合理的である。けれども、年配の聴講生がはるか昔に（失礼！）学んだ外国語を覚えているということは、現在では単位数が少なくなったという事情を考慮に入れても、やはり時代の落差を、学問に対する姿勢の差をじさせる。

話をもとに戻すと、立花氏は、氏が東大で教鞭をとられた際に、学生から「教養って何ですか」「どうやったら身につくんですか」と尋ねられた経験を紹介し、そういう質問をしたらすぐに答えが返ってくると学生が考えることこそが問題である、と指摘されている。つまり、学生たちは、大学とは自分で学ぶ能力を身につける場であって、知識を伝達するものではない、ということがわかっていない、というのである。おそらく氏が相手にした東大生は、ドイツ語やフランス語に関する知識なら、持ち前の暗記力で朝飯前に答えることができるけれども、重要なのは知識ではなく、自分で考えることである。

東大に代表される旧帝国大学はさておき、総じて現在の大学は、進学率の上昇と少子化の影響で、もはや少数のエリートを養成する機関ではなくなっている。したがって、学生に昔ながらの「教養」観念をそのまま押しつけても、あまり効果はないように思われる。むしろ、原点に戻って「自分で考える」ことを、とくに少人数教育を通じて、学ばせるこ

とが重要ではないだろうか。そのためには、何よりも教師自身にこの意味の教養がなければならぬ。

（「私の提言・私の発言」欄、岡山大学法学部教授、西洋法制史）

〔参考〕岡山大学法学部 HP「教員紹介」欄掲載事項

[2004（平成16）年4月24日採録記事。西村先生は同年4月1日付で京大に転じられているが、この時点では岡山大学 HP には同大学での最終年度の紹介が未だ掲載されていたものかと思われる。——編者]

西村 稔（にしむらみのる） 法学部教授〈専門分野〉 西洋法制史 〈研究領域〉 法学史・官僚史〈主要著作〉 『知の社会史』（木鐸社、1987年）、『文士と官僚—ドイツ教養官僚の淵源—』（木鐸社、1998年）

〈ひとこと〉 主としてドイツの近世・近代における法律学と官僚の歴史を研究していますが、最近では魔女論や異端審問などにも関心を持っています。講義はそのような点も含めて古代から中世のヨーロッパ法・国家の歴史を概観するとともに、近世～近代の官僚史を論じています。演習は阿部謹也氏の著作などをテキストにしています。

今は昔

『京都大学総合人間学部広報』第49号、2012（平成24）年3月、8-9頁

「単位制度粉碎！」というのが我々の世代の全共闘運動のスローガンの一つであった。学生当時、その意味は殆ど何もわからず、学問・教育をもっと自由にせよという程度にしただけで理解していなかった。しかし、その後教職に就いていざさか大学の内部を窺い知り、また自分の研究の過程でヨーロッパ（とくにドイツ）の大学の歴史を探った後で、ようやく単位制度なるものの問題性に気づいた。

周知のように、近代ドイツは「大学の自由」、「学問の自由」、「教育の自由」の理念の故郷であり、この理念は戦前から我国で主として「権力」（大学当局も含む）に対する抵抗原理と解されてきた。これは戦前の滝川事件をはじめとして戦後の京都大学でも様々な機会に経験してきたところである。そのことは当時の大学闘争でも明確に意識されていた。というよりもむしろ、全共闘運動はいわばそうした栄えある「伝統」を引き継ぐものだといいてもよい。しかし、他方で「大学の自由」は、放歌高吟、弊衣破帽の旧制高校的な、あるいは新制大学における「京大的」な自由なのだという解釈も連綿として続いてきた。これにも反権力的ニュアンスが含まれていたが、大学の公式のカリキュラムに対する反撥、「サボる」自由、美しくいえば、「自己陶冶」〔原文では「自己陶冶」となっていたが訂正した。以下同様。——编者〕としての教養という色彩が強かった。そしてこの意味の「大学の自由」が教養主義とともに崩壊しつつあったのが1960年代後半であり、全共闘運動をそうしたパースペクティブの下で捉えることも可能である。全国に吹き荒れた大学闘争の嵐が、おりから高度成長に向う日本において大学がエリート的性格を失い、進学率の上昇とともに学生が大衆化していく中でのプロテスト（もはやエリートではない学生の、特権にあぐらをかく教授に対するルサンチマンの現れ）であったとする学者の見解は、部分的にあたっているかもしれない。しかし、これには二つの留保をつけておかなければならない。

一つには、我々の世代はまだ「貧しさ」を知っていた。具体的にいえば極めて優秀な学生が家庭の事情で大学進学はおろか、高校進学ですら諦めたという事実を見聞していた。それは現在の格差社会などという生易しいものではなかった。そうした中でぬくぬくと学問にうつつをぬかしている大学教授に対する批判（「研究室ではマルクス主義、街に出れば資本主義、家に帰れば封建主義」）が繰り返されたが、しかし学生自身も同じようなものであった。教授への攻撃はたちまち自分に撥ね返ってきた。この一種の後ろめたさが社会の矛盾に対する倫理的告発となって現れたのだ。後から歴史を見る人間は、たとえばテレビの普及に貧困の相対的解消を見るが、しかし歴史の中に生きていた学生にとっては、テレビなどあってもなくてもよいものであり、たかだかパチンコと麻雀しかなかった学生の娯楽の一つプラスされただけのものであった。我々はまだ多くの人々と貧しさを共有す

ることができ、それにもかかわらず大学という特権的施設に住まわせてもらっているという「負い目」があった。だからこそ「自己否定」もまた当時のスローガンの一つとなり得たのである。

いま一つの留保は「自己陶冶」という観念に関わっている。本来、大学は一定のカリキュラムの下でその時々最先端の学問的成果を学生に伝授する役割を担い、それを通じて卒業後の進路のための一つの「資格」を付与する機関である。その制度的なあり方は国や時代によって様々である(たとえば19世紀のドイツでは単位制も学年制もなかった)が、日本の場合、戦後アメリカの影響の下で、大学教育はおおむね専門教育と一般教育に分けられ、現在に至っている。後者、つまり教養教育が重要であることは繰返し説かれてきた。しかし、教養教育が如何にあるべきかということについてのコンセンサスは現代の教員の間にはない。現代だけではない。かつてもなかった。そこに「自己陶冶」という観念が大正教養主義あたりから普及する間隙があった。制度化されない教育である。大正時代の教養は古今東西の古典の読書であったが、昭和初期から1960年代に至るまでは主として社会主義がその代替物となった。大学でマルクス主義を講じる教授もたくさんいたが、学生たちは自分らの間でも「学習」したのだ。その背後にエリート臭を嗅ぎ取るのは容易であるが、かの「負い目」と相俟って、社会主義(実存主義や古典を含めてよい)の学習はある程度まで自己陶冶となり得たのである。

さて、こうしたことが単位制度とどのように関わるのか。単位制度は、アメリカ的効率に基づいた大量生産の道具であり、まさに大衆化した大学にふさわしい。しかし、それはとりわけ専門教育にとって不可欠であるように見える。医学教育がその典型である。我々は一定のカリキュラムを消化していない医師に身を委ねるわけにはいかない。それに対して一般教育は単位制度になじまない。現代の教養論でもいまだに、文化系学生に理科系の、理科系学生に文化系の学問・知識を賦与し、それにより「全人」を育成するという構想が語られるが、「博識」な人ならいくらでもいるけれども、真善美を兼ね備えた「全人」にはお目にかかったことがない。一般教育にできることは、知識のほかに思考能力や判断力に関して自己陶冶をバック・アップすることでしかない。我々は天才でもない限り、何かをひたすら追求するという意味の「専門人」を目指すほかないが、この追求こそがかえって人格を磨くことに通じる側面があるように思われる。

「単位制度粉碎」など、大学設置基準がある限り、今も昔も夢物語でしかないが、野暮を承知でいえば、一般教育につき選択科目数を減らし、少数の科目について時間数を増やす工夫は現行制度上充分可能であろう(こういう点でなぜアメリカを模範としないのか理解に苦しむ)。「京大的」自由もよいが、そろそろ「サボる」自由を自己陶冶の充実に変換する時期がきているのではないか。かくいう私は、教養の授業は人並みにサボり、専門の授業はゼミ以外は殆ど出席しなかったが、教師になってから専門知識の不足のためにひどく難儀した。「今は昔」である。

(「特集 ご退任を迎えられる先生方から」。国際文明学系)

竹下君の思い出

竹下賢追悼集編集委員会編『竹下賢追悼集 泰然自若＝悠悠閑閑 「宙の如き字の如き」人なり。』、2018（平成30）年5月12日、110-111頁

竹下賢君とは、昭和41年に京都大学法学部入学の折に教養課程の同じクラス（J2）に属し、また法学研究科でも同じ基礎法学専攻で、授業はもちろんのこと、研究会もいくつかともにし、赤提灯の課外授業でもよく議論をしました。

印象に残る思い出といえば、私が勤めた会社を1年で辞めて行方定めきれなかった昭和47年7月ごろのことだと思いますが、たまたま河原町を歩いていて、同君にばったり出会って話すうちに、法学研究科の入試が9月にあるがどうするのかと聞かれ、その言葉に一押しされ、おまけに法哲学の講義ノートまで拝借して受験に至り、運よく合格することができたのです。

それから、昭和51年ごろかと思いますが、ある夜、関西大学法学部の岡徹先生（西洋法制史）からお電話があり、石尾芳久先生（日本法制史）といっしょに今からそちらに行きたいと告げられ、当時二間のアパートにお出でいただくわけにもいかず、阪急総持寺駅近くの居酒屋のような所に案内したのですが、お話の内容は、法哲学の担当者をとりたいが、誰かいい人を知らないか、ということでした。それで、石尾先生のご意向に沿うのは、竹下君しかいないと申し上げました。もちろん、私の推薦など何ほどの意味をもつわけではないのですが、昭和52年竹下君は関大講師に着任されました。

そういうわけで、私の方がずっとお世話になったのですが、竹下君と私は、いってみれば、それぞれ人生行路の重大な曲がり角で袖振り合ったのです。もとよりそれは学生・院生時代をともにしたからこそ、生じた偶然といえるでしょう。今は亡き竹下君とともにかつての良き時代に乾杯を捧げたい。

[竹下賢氏：1946～2018、関西大学名誉教授、法哲学専攻。なお、漢数字の一部を算用数字に改めた。——編者]

書簡 1 2013 (平成 25) 年 1 月 7 日

[2013 (平成 25) 年 1 月 7 日京都・左京消印、同月 9 日宛先到着の便箋 3 枚の手書き書簡であり、文中「/」は各区切りを示す。なお、漢数字の一部を算用数字に改めた。吉原丈司様のご提供に拠る。——編者]

拝復 早速お便りを頂き痛み入ります。

上山先生と電話でお話していたおり、“吉原君もなかなか熱心に日本の事を研究している” [マ] とうかがい、ふと賀状にあのようなことを書き、結果として非常に御迷惑をおかけしたのではないかと恐縮致しております。

小生の今やっておりますのは、実は和辻哲郎論の前提としての井上哲次郎探索なのですが、やっておりますと矢張、政府の文教政策と井上の主張がどのように絡んでいるかということが気になってきました。今の観測では、どうも国民道徳論以前の井上はさほど文部省乃至政府とぴったり一致していたのではないように思われます。無論、『勅語衍義』の時点ではおぼえめでたかったと思われませんが、明治 30 年前後は違っているように感じられるのです。これは、文部/行政が沢柳政太郎の主導下にあった時期で当時の小学校令、中学校令などは彼の思想で出されています。無論、それ以外に西園寺文相（及び竹越与三郎）の影響や憲政会（及び高田早苗）の関係も気になる所ですが、まだ詰めきれていません。この辺のことを調べていると井上が高等教育会議の委員を務め、又修身教科書調査委（明治 33 年以降）に関わり乍ら、表層にはそれが出てこないのが気になります。当時の発言では、一方で勅語路線を継続しつつ、他方で沢柳的改革にも迎合していると考えられます。

具体的に（思想として）問題にしていますのは、「公德」という観念ですが、これ又色々な人がいって出所が確かめられず苦勞しています。御指摘の国会図書館近代デジタルライブラリーのおかげで、非常に助かっているのですが、又かえって追究のきり/がつかないという憾みもあります。

視点として小生は従来の「天皇制」「国体」を軸にした見方が全く誤っていないとしても、一面的にすぎるということを意識しています。まあどこまでやれるか分かりませんが…。

後になりましたが、御研究になっている貴重な資料を恵与賜り、有難度うございました。小生などアバウトな性格でとてもこのような詳細な探索はできないと感じました。又小生の雑文 [48-49 頁に収録した「今は昔」（2012 年）を指す。——編者]（あれがインターネットに出るなど了承した覚えはないのですが）をお読み頂き、感謝します。ここ数年はまともな論文を書いておらず、お恥しい次第です。

書き出すと色々あるのですが、又の機会にしたいと存じます。

時節柄どうかご自愛なさって下さい。取り敢ず御礼までにて失礼致します。又ご教示下さい。

敬具

1月7日
吉原文司先生

西村稔拝

(メールアドレス
[……………])

(後記)

本書簡は、本追悼集のほぼ編集完了間際の2月下旬に思わぬところで見つかったものである。受け取った本人がまったく失念しており、驚いた次第である。西村氏からは近年は多くの心温まるメールをいただいたが、当時まではこのように時折書状でもって通音していたと思われる。末尾に態々メールアドレスが記載されているところからすると、それ以降の同氏とのやりとりは、メールに変わったものと考えられる。あるいは、往信で当方からアドレスの教示方をお願いしたのかも知れない。その意味からして、本手書き書簡は、この時期の御関心の一端を知り得る貴重なものであることはもとよりであるが、個人的にも懐かしく記念すべきものであるところから、ここに収録させていただいた。西村氏の御生前の御厚情に改めて深謝申し上げます。

(2020(令和2)年2月24日記)

書簡 2 2017 (平成 29) 年 1 月 11 日

[原文に執筆年の記載はないが、「知識人と『教養』——丸山眞男の教養思想」『岡山大学法学会雑誌』の連載時期に鑑みて、2017 (平成 29) 年 1 月 11 日の執筆と推定される。吉原達也先生のご提供に拠る。なお、漢数字の一部を算用数字に改めた。——編者]

拝啓 寒さも厳しさを増して参りましたが、如何お過ごしでしょうか。

さて、このほど研究ノート(5)、(6・完)が刷り上がりましたので、送らせていただきます。青息吐息でようやく終えましたが、もう一度読み直す元気が出てきません。練り直して一書にしたいという希望はありますが、出版事情も厳しく、半ば諦めています。

この長々しいノートは、大体の構想はあったものの、途中で色々脱線したり、迷ったりで、到底、まとまったものとはいえません。自分なりに、「教養」というものを学問・学者との関係で書くことができれば、と思って始めたのですが、はたして結果はどうか、怪しいものです。なぜ丸山を扱ったのか、自分でもよくわからないところがありますが、反省してみれば、現代日本の学問の在り方を考えるための素材を丸山に求めたところがあるように思えます。詳しく言おうすると、また長々と書かなくてはならなくなるので省きますが、要するに、おおむね 1960 年以降の丸山を、それ以前の丸山よりも評価すべきではないかということです。これは世の丸山論への反抗であり、おそらく黙殺されることでしょう。まあ、それでもよいか、という諦観がどこかにあることも確かですが……。

実は、もう少し筋の通ったことを書きかけたのですが、独りよがりになりそうでもあり、波風を立てるようなことにもなりかねず、消去しました。昔々、東大全共闘が「連帯を求めて孤立を恐れず」とかっこいいことをいいましたが、爾来、小生は密かにこれを我が格率としてきたのですが、今や、「連帯は求めず、孤立して終り」ということに相成りました。やつぱり全共闘の成れの果てか？

正月早々、陰陰滅滅の気配漂う話で申し訳ありません。しかし勉強は続けます。こうなると意地みたいなものです(狂わぬように注意しますが)。おっと、また脱線しそうですのでやめます。もし不快を感じられたのであれば、深くお詫び申し上げます。

この研究ノートで何か貴兄のお役に立つところがあればよいのですが、まずないでしょう。人それぞれ関心の在り処が違いますから、お暇な折に、ちらっと斜め読みでもしていただいて、「ほほう」と言っていたか、にやっと笑っていただくことがあれば、それで十分です。なお、礼状は御無用願います。

末尾ながら、厳寒の折、どうかお身体を大切になさるとともに、御研究がますます進展していくことをお祈りいたします。

敬具

1 月 11 日

西村稔

吉原達也様



ボーヤとジーヤと「風」

[本童話は、先生が 67 歳のときにご令孫様のために執筆し、「第 17 回ミツバチの童話と絵本のコンクール」（2015 年、山田養蜂場主催）に応募されたものである。高杉晋作の辞世句「面白きこともなき世を面白く」を折に触れて口にされていた先生の教養思想や職業についての哲学が結実していると考え、西村百合子様のご許可を得て、本追悼集に掲載する次第である。——編者]

ミツバチのボーヤはまだ子どもです。でも、ミツバチは子どものころから仕事をします。朝になるとボーヤはお家を出て、さっと飛びたち、花がいっぱい咲いている野原に行ってみつを集めるのです。

ボーヤのおかあさんもみつをとりますが、いろいろお家の仕事があるので、ボーヤと同じくらいしか集められません。なんととっても、おとうさんが一番たくさん集めてきます。それで、女王さまからごほうびをもらったこともあるほどです。

ところが、ある日、ボーヤはみつを集める仕事をさぼって、おかあさんにしかられました。

「もっとがんばらないとだめよ」

ボーヤはわんわんないて、いいました。

「どんなにがんばっても、ぼくは女王さまにはなれないのにー」

すると、おかあさんはおこらないでやさしい声で話してくれました。

「ボーヤ、おかあさんもおとうさんも、ときにはお仕事がいやになることがあるのよ。でも、それはほんの少しの間だけ。いつもはいっしょうけんめいお仕事をするの。だから女王さまからごほうびをもらったんだけど、べつにごほうびのためにがんばったわけじゃないのよ」

ボーヤには、おかあさんのいうことがよくわかりません。

「じゃ、どうしていっしょうけんめいお仕事をするの？」

「そうね、ひろーい宇宙を考えてみてごらんなさい。お空を飛んでいて、上を見ると、どこまで続いているのかわからなくて、なんだかこわくなることがあるでしょ？ それで、おかあさんは子どものころに思ったの。お空のむこうの、そのまたむこうの宇宙。そこにはいっぱい星があって、その中の一つの星が地球で、地球にはいっぱい生き物がいて、その中の一つがミツバチで、いっぱいいるミツバチの中のひとりがわたしなんだって。わたしがみつをいっぱいとっても、宇宙はなんにも変わらない。だから、がんばってもしょうがない。おかあさんもそう考えたの。でもね、それじゃおもしろくないでしょ。だから、やっぱりいっしょうけんめいがんばろうと思ったの」

「やっぱりよくわからないけど、おもしろくないっていうのはいやだな」

と、ポーヤは思いました。

そしてそのときふとジーヤのことを思い出しました。おとうさんのおとうさんで、いまは仕事をやめて山のむこうでひとりでくらししているのですが、前に会ったとき、

「ああ、たいくつだ、たいくつだ。仕事をしないと、おもしろくない」と、
と、いていたのです。

こんど会ったら、ジーヤに聞いてみよう。いっしょうけんめいすることがなくなると、おもしろくないのかしら。

* * *

ふうわ、ふわ、ふうわ。風の中を飛んでると、きもちいいな。きょうは日曜日。みつを集めるお仕事はお休み。青い空の中をひとりで風にのって、ふうわ、ふわ、ふうわ。下にはひろーい原っぱが見えるよ。山なんかひとつ飛びさ。くねくねまがった川も、なんだか楽しそう。あれっ、川のそばの岩かげにいるのは、ジーヤじゃないかしら。ちょっとおりていってみようっと。

そうっと岩のうえにおりて声をかけました。

「ジーヤ、ジーヤ」

ジーヤはいねむりをしているみたいです。

「ジーヤ、ジーヤ。ジーヤったら」

「ううん。む、む、む。だれじゃ？」

「ぼくだよ」

「ほう、これはめずらしい。ポーヤじゃないか」

「きょうはお休みで、空をぶらぶら散歩してたの。そしたらジーヤが見えたんだ」

「そうかい。あー、あー」

ジーヤは両手をひろげげてのぼし、大きなあくびをしました。

「ジーヤはひまでいいね」

「ふむ。じゃが、ひまでいいというわけじゃない。たいくつでしょうがない。毎日、晴れの日はどこにきて、川の流れるのと雲の流れるのを、こうたいで見ているばかりで、雨の日なんか、もうなんにもすることがない」

「ふーん。そうなんだ」

「じゃがのう、きょうはポーヤがきてくれたので、たいくつしのぎができそうじゃ」

「たいくつしのぎって？」

「それはな、話しができるからさ。ずいぶん長いことだれとも話しをしておらんからな」

「ふーん。それで、どんなお話しをしてくれるの？」

「ふむ。わしは風が好きでな。風のことを考えたり、話したりしていると、それできもちがよくなるんじゃ」

「ふーん。ぼくも風は大好き。いまも風の中を、ふうわ、ふわ、およいでいたんだ」

「ほほお、それはよかったな。じゃあ、風のことを話してみることにしよう」

* * *

「この春のことじゃ。ここに来るとちゅうに、桜がいっぱい咲いている山が目にはいった。毎年見るけれど、やっぱりいいもんじゃ。ちらりほらりと花びらが散ってくる。ひとつ、ふた一つ、みつつ、ゆーっくりと落ちてくる。それからしばらくしてから、また山のそばを通ると、こんどは風が強く吹いて、花びらは下に落ちるんじゃなくて、ななめに飛び散っていく。ひょうー、と風の音がして、ひょうー、と花びらが飛ぶのさ」

「それで？」

「それでおしまい」

「なあんだ。それくらいぼくだって見たことあるよ」

「ふむ。じゃがの一、風はおもしろい。風はひょうーという音をたてた。さっきおまえは、風の中をふうわ、ふわ、およいでいたとittedらろう？ そのとき、風もやっぱり、ふうわ、ふわ、していたのじゃ」

「そうかなあ？ ぼくがふうわ、ふわと風にのっていたんだと思うけど」

「ふむ。そうかもしれないが、風もふうわ、ふわしていたのじゃ。桜はななめにひょーと散ったが、風もひょーと音をたてたのさ。さてと、もうひとつ風の話しをしようか？」

「うん」

* * *

「きのうのことじゃが、森の近くに行ってみると、なんだかこちよくなった。葉っぱがきらきら光っていて、風がそよそよと吹いているのじゃ。よいか。そよそよと、じゃ。葉っぱはゆれて、きらきら光った」

「それで？」

「それでおしまい」

「なあんだ。それも知ってるよ。お花畑にみつを集めにいったときに、風が吹いてきて、きもちよかった。葉っぱもきらきら光っていたよ」

「そうじゃ。だれでも知っていて、だれでもきもちいい。じゃが、それがおもしろい」

「どうして？」

「風は、春にはひょーと吹いていたのに、この前はそよそよと吹いていたからじゃ」

「ふーん。あんまりわからないなあ」

「そうか。では、これはどうじゃ。去年の秋のことじゃ。山は黄色と赤色とだいたい色になり、それはみごとじゃった。しばらくすると、風がひゅー、ひゅー吹いてきた。葉っぱは――編者] 宙返りして飛び回った。風がやむと、葉っぱはゆうら、ゆらとおよいだ。そのつぎに風がまたひゅー、ひゅーと吹くと、葉っぱはまた宙返りして、それから風がやむと、ゆうら、ゆらとおよいだ」

「ふーん。ぼくみたいだね。葉っぱの宙返りっておもしろいね」

「そうだろう？ 風はひゅー、ひゅー吹いて、葉っぱは宙返り」

「すると、つぎは冬の風の番だね」

「おお、だんだんわかってきたようじゃな。じゃが、きょうはもう遅い。その話しはまた
こんどにしよう」

気がつくとお日さまは西にかたむいていました。ボーヤはあわてて

「ありがとう！」

といったかと思うと、来たときとちがって、ジェット機みたいにまっすぐお家まで飛んで
帰りました。でも心の中でつぶやきました。

「おもしろいことって、どこにもあるんだなあ」

資料 1 島根大学法文学部集中講義「ドイツ法」

レジュメ目次

[17頁で触れたように、深尾裕造先生には西村先生が1995（平成7）年度に島根大学法文学部で行った集中講義「ドイツ法」のレジュメをご提供いただいた。以下はその目次である。—編者]

ドイツ法レジュメ

'95,12/SIMANE.J.

序論

1. 考察方法

2. 明治時代のドイツ（法）の影響 (1) ドイツ法の影響 (2) 教育制度 (3) 法典論争 (4) 官僚養成

I. ヨーロッパ法の形成の中でのドイツ法

1. 古代ローマ法 (1) ローマ法の古代法的側面 (2) 十二表法 (3) 共和制の基本制度 (4) 帝政期（古典期）

2. ゲルマン人の法 (1) ゲルマンの国家と法記録 (2) 古代と中世の法

II. ローマ法の継受

1. 市民法大全（Corpus Iuris Civilis） (1) 編纂の経過 (2) 構成 (3) 結果

2. ヨーロッパの成立 (1) 十二世紀ルネッサンス (2) 大学の発生と法律学の誕生

3. ドイツへの継受 (1) ローマ法の伝播 (2) 継受の背景 (3) 学識法律家の進出

III. 近世のドイツ法

1. 普通法学 (1) 定義 (2) 初期の実用化 (3) 現代的慣用の背景 (4) 法学教育の転換

2. 法典編纂の時代 (1) 自然法思想 (2) 絶対主義国家 (3) 司法改革 (4) 行政と司法と国王権力

3. プロイセン一般ラント法 (1) 経緯 (2) 法典の特徴と意義

IV. 近代法と法律学

1. 歴史法学派の成立 (1) Stein-Hardenberg の改革 (2) 法典論争

2. 歴史法学をめぐる学派争い (1) 「歴史」の多義性 (2) 学派の争い

3. 歴史法学の私法理論 (1) カント法理論 (2) 市民法学と国家論

4. パンデクテン法学 (1) 革命後の法律学 (2) 伝統に即した学説 (3) パンデクテン法学と19Cの社会

資料2 法学部とは何か——歴史的考察

[32頁で触れたように、小田川大典先生には西村先生が岡山大学法学部初年次演習（法学基礎演習）の共通テキスト用に執筆された文書（「法学部とは何か——歴史的考察」の2004年度版および2005年度版）の電子データをご提供いただいた。以下に2005（平成17）年度版の冒頭および末尾部分を抄録する。なお、冒頭には、「本資料は、法科大学院設置以前の2004年3月に執筆されたものです。（法学部教務委員会）」とある。紙幅の都合上やむを得ず省略した部分の内容は、「資料3 法・大学・官僚」（66-69頁）と重なる部分が多い。——編者]

法学部とは何か——歴史的考察

西村 稔

岡山大学名誉教授・京都大学教授

1. はじめに

日本の大学には、国公立立合わせて法学部（法学科等も含む）が100弱ある。そのすべてに共通する性格を示すことは容易ではないように思われる。しかし、規模の問題を捨象するならば、どこの大学の法学部でも開講されている基本的な科目にほとんど変りはない。いわゆる「四文字学部」系を別にすれば、文学部であれ、経済学部であれ、「伝統的」な他の学部でも大なり小なり同じことがいえるかもしれない。それはまさに「伝統」の所産であるといってもよい。無論、どの分野でも学問の「進歩」なり「細分化」なりがあることは否めない。たとえば、文学部系では「表象論」という目新しい分野が出てきているし、法学部でも、知的財産法や医事法などはさしずめ「先端的」といってよいであろう。けれども、他学部はさておき、法学部は、どこの大学をとってみても、基本的構成においてほとんど差異がない。「六法」（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法）のほかに行政法、労働法、国際法、法哲学などの法学系科目、それに加えて法に直接関わらない政治学系の諸科目が必ず開講されている。これもまた「伝統」に負うところが大きいといえるが、しかしその「伝統」はどのようにして形成されてきたのであろうか。現在、日本の法学部は、法科大学院の設置によって大きく変貌しようとしているが、どのように変化するかは予断を許さない。その意味では、「伝統」を振り返ることによって新たな展望を切り開くための準備作業が必要となる。

2. 法と法律学

（省略）

3. 法の継受

まず、明治時代には、法のみならずあらゆる文物を輸入し、それが「文明開化」といわ

れたのであるが、とくに法については、不平等条約の撤廃のために国内の法制度の整備が不可欠の作業となった。とりわけ治外法権を廃止するためには、欧米人が日本でも欧米と同じ法原理と訴訟システムに従って裁判される保障を与えることが必要であったから、欧米法をモデルにした法制度の整備は不可避であった。実際、明治19年の司法条約草案では、「日本帝国政府ハ泰西主義（western principles）ニ則リ、……司法上ノ組織及成法ヲ確定ス可シ」とされている。「泰西」の選択肢はそれほど多くはなかった。英米法系は判例法主義であったから、もしそれを採用すれば、一種の伝統主義になり、法の変革は困難になるから、一気に変革を行うために法典編纂という手段をとるとすれば、おのずと大陸法系のフランスかドイツを選ばざるをえなかったからである。民法と刑法は最初フランス法を模範とした（旧刑法典明治13年、旧民法典明治23年）が、のちにドイツ法が採用された（刑法典明治40年、民法典明治29年）。その他の法典（憲法典明治22年、民事訴訟法典明治23年、商法典明治24年）もおおむねドイツ法系であった。

さらに、第二次世界大戦以後は、主としてアメリカ法の影響の下に、憲法が改正され、基本的人権が保障されるとともに、民法（家族法）、刑法、刑事訴訟法、労働法等の改正・立法が行われ、また司法では行政裁判所が廃止され、違憲立法審査権が認められた。

ところで、このように、法を文化や生活習慣の異なった他の地に移植することは「法の継受」と呼ばれるが、世界史上最も大規模かつ広範囲に行われたのは、「ローマ法の継受」である。これは広くいえばおよそ13世紀から16世紀にかけて、ローマ法や教会法がヨーロッパ各地（東はハンガリー、ポーランド、南西はスペイン、ポルトガル、北はデンマーク、スウェーデン〔スウェーデン—编者〕まで）に普及していった現象をいうが、狭くは15世紀から16世紀にドイツ語圏へのローマ法の普及を指している。実は、明治以前の日本でもすでに「法の継受」が行われていた。古代日本では「大宝律令」（701年施行）や「養老律令」（757年施行）によって、中国（当時の「唐」）の「律」（刑法）と「令」（非刑法）を継受していた（なお、律令は、10世紀頃まで法律として妥当していたが、その後武家の台頭により空洞化してゆき、それに代って鎌倉時代には御成敗式目（貞永式目1232年）に代表される武家法が台頭してきた）。

「ローマ法の継受」は法そのものの継受というよりも、イタリアの大学でローマ法を学んだ法律家による「法学識」＝法律学の移入を通じて徐々にローマ法が浸透していった過程を指すが、日本の明治以降の「法の継受」においては、直接法制度そのものが輸入された。無論、法典編纂以後、法学者はヨーロッパに留学し、法律学をも輸入した。けれども、たとえ西洋近代法とは異なっても、日本にも古来「法」が存在していたから、たとえば民法典の親族・相続編では固有の「家督」制度が存続したのに対して、法律学の伝統は日本には存在しなかった。これは、「大学」という制度が日本に欠如していたことと平行関係にある。

4. 大学・試験・官僚養成

（省略）

5. 法科官僚と「競争」

(省略)

6. おわりに

最初に述べたように、法律学は、他の学問と異なった「実践的」性格をもっているが、そのことは、「実学」という言葉と必ずしも重ならない。「実学」は、いわばすぐに役立つという意味で「パンのための学問」であるが、大学で法律学を学んでもほとんどの場合、実際生活に役立つことはないと思われる。ところが、ドイツでは古来法律学は「パンのための学問」とされている。ドイツでは、今も昔も、法学部を卒業した者の大半は、国家試験を受けるから、「パン」とは「官職」という意味と解してよい。日本の場合、これまでのところ、法学部卒業は部分的にしか「官職」に繋がらない。日本の俗諺では「法学部卒はつぶしが利く」という。「つぶしが利く」とは「どこにでも就職できる」という意味である。しかし、このような状態がいつまで続くかは保証の限りではない。かりに法科大学院が数多く設置され、そこに非法学部卒業者が大量に進学することになるならば、法学部の存在意義は今一度問い直されることになるだろう。「法の賢慮」もしくは「リーガル・マインド」は法科大学院でしか涵養されないのか、それとも法学部こそその役割を担うべきなのか。あるいはまた、将来公務員試験についても改革がなされ、行政大学院という形で「資格」化が進めば、法学部の変身は必然的であるとさえいえるだろう。

<参考文献>

◆法と法律学一般について

- ・ 田中成明『法学入門——法と現代社会』（放送大学教育振興会、2000年）
- ・ 田中成明『転換期の日本法』（岩波書店、2000年）
- ・ 亀本洋「法解釈学」（『現代法律百科大辞典』、第7巻、ぎょうせい、2000年）
- ・ 川島武宜『日本人の法意識』（岩波書店、1967年）
- ・ 川島武宜『科学としての法律学』（弘文堂、1983年〔初版は1955年——編者〕）
- ・ 大木雅夫『日本人の法観念』（東京大学出版会、1983年）

◆試験・大学・法学部について

- ・ 野村忠夫『古代官僚の世界』（塙新書、1969年）
- ・ 中山茂『帝国大学の誕生』（中公新書、1978年）
- ・ ジャック・ヴェルジェ、大橋順雄訳〔正しくは大高順雄——編者〕『中世の大学』（みすず書房、1979年）
- ・ 大竹秀雄／牧英正『日本法制史』（青林書院新社、1979年〔正しくは大竹秀男／牧英正編。また初版は1975年——編者〕）
- ・ 上山安敏「知の資格制——法学部の思想」（『中央公論』1981年5月号）
- ・ 天野郁夫『試験の社会史』（東京大学出版会、1983年）
- ・ 西村稔『知の社会史—近代ドイツの法学と知識社会』（木鐸社、1987年）

◆その他

- ・ 『新訂福翁自伝』(岩波文庫、1978年)
- ・ 竹内洋『立身出世主義』(NHKライブラリー、1997年)
- ・ 「岡山大学シンポジウム 地方における法学教育の新しい展開」(『岡山大学法学会雑誌』第49巻第2号、2000年)
- ・ 佐藤俊樹『不平等社会日本』(中公新書、2000年)
- ・ 立花隆『東大生はバカになったか』(文藝春秋、2001年)

資料: 標準的な法律学の分類 [*おおむね法学部開講科目と重なるが、政治学関係は省略]

法 学	実定法学	公 法 学	憲法学
			行政法学(税法学も含む)
			その他(比較憲法学、国法学等)
		刑 事 法 学	刑 法 学
			刑事訴訟法学
			刑事学(犯罪学・刑事政策学)
		民 事 法 学	民 法 学
			商法学(経済法学も含む)
			民事訴訟法学
			その他(国際私法学を含む場合も)
		社 会 法 学	労働法学
			社会保障法学
			その他(経済法学を含む場合も)
		国 際 法 学	国際公法学
			国際私法学(国際取引法学)
	その他(国際機構法学など)		
	基礎法学	法哲学(法理学)	
		法史学	
		法社会学	
		比較法学(外国法学、法文化論等も含む場合も)	
その他(法政策学、医事法学、法人類学、法情報学等)			

資料3 公德について

[19頁で触れたように、吉原達也先生には西村先生が2012(平成24)年6月30日開催のアスコナ会で報告された「公德について」の資料をご提供いただいた。以下はその抜粋である。—編者]

公德について 資料

2012/06/30 アスコナ会(西村)

はじめに 国語辞典: 道德、公德、社会倫理/田中成明『法理学講義: 個人道德と社会道德』
/礼儀、礼、社会道德

I.モデルとしての福澤

福澤『概略』(M.8):「私徳」とは貞実、潔白、謙遜、律儀など一心の内に属するもの、「公德」は廉恥、公平、正中、勇強など外物に接して人間の交際上に現れる働き。/『品行論』(M.18):「パブリック・モラルチ」(外行)は専ら「人間社会の交際」、つまり「報国尽忠」、「政治の思想」、「民利国益の働」など、一身一家以外の利害に関わり、「国のために死し、人のために労苦し、公共のために身を苦しめ、世民の苦楽を喜憂する」が、「プライベート・モラルチ」(内行)は「一身の私」だけに関わる行い、例えば「夫婦親子の間柄、一身の起居眠食逸楽の事等、全く社会公共に縁なき私の働」/公德由私徳生/『日本男子論』(M.21)/「読倫理教科書」(M.23)

『すゝめ』九編・十編(M.7):一身独立のための「内の義務」に尽くされない、日本国の独立のための「外の義務」を果たすべき「人間交際の義務」、「処世の義務」、「世を益するの大義」/「国を思ふの公德心」とか「愛郷愛国の公德」/『時事新報』発刊の辞「本紙発兌之趣旨」(M.15):「我同志社中は本来独立不羈の一義を尊崇するものにして、…勤儉以て一家の独立を謀り、肉体の生計既に安きを得るときは兼て又一身の品行を修め、俯仰天地に恥るなきを勉めて人の毀誉に依頼せず、以て私徳の独立を固くし、一身一家既に独立して私の根拠既に定まるときは、乃ち眼を転じて戸外の事に及ぼし、人を教へて此独立の幸福を共にせんことを謀り、我学問は独立にして西洋人の糟粕を嘗るなきを欲し、我商売は独立して彼の制御を仰ぐなきを欲し、我法律は独立して彼れの軽侮を受るなきを欲し、我宗教は独立して彼れの蹂躪を蒙るなきを欲し、結局我日本国の独立を重んじて、畢生の目的、唯国権の一点に在るものなれば…」

「徳」の地平: ①一身独立と一国独立のための「独立の気概」…「ミル手沢本」: 宗旨や輿論や恥辱や栄誉といった「外物」、あるいは「天命、人心ニ従フ」という「他力ノ誠心」をしりぞけ、「同類ノ裨益ヲ謀ル心」、「独立ノ気象」を高く評価し、「モラルサンクション」ハ人ニシテ人ナリト思フ一点ニテ擇[澤]山ナリ、「忠義モ可ナリ信心モ尤モナリ其際

ニ様々ノ品物が交ルユヘ妙ナ物ナルことナレども〔コトナレドモ——編者〕一片の情誠ハ人心ノ内部ヨリ生スルモノナリ。②「伯夷其心而柳下惠其行」…他者の存在を無視して憚らないほどの激越な不羈独立の気概を内に湛えつつも、世間での交際ではつとめて寛容ないし鷹揚に振舞うようにせよ。③社会秩序の維持…道徳の教えは野蛮時代でこそ必要であったが、文明の世では人に耳目鼻口のあるような自明のものとなり、わざわざ論じるには及ばないが、今日まで世界中の人口のうち八、九割は耳目鼻口に欠ける「片輪」であるから、「徳義の教」も決して等閑にし難い。神儒仏の教えは「下流の民間」では最も緊要であり、無智無術の「愚民」に向かって徳義がさほど尊重に値しないといえ、徳を軽蔑して好智を求め、社会を破壊する恐れがあるから、こうした輩に向かっては徳義の無用について云々すべきではない／「宗教の説」(M.14 頃)…世の中に「片輪」がある限り、神仏、耶蘇は有用。「酔狂立小便にポリス、夜盗に犬、いくじなし愚民に暴政府、馬鹿と片輪に宗教、丁度よき取合せならん」／『帝室論』(M.15)…「国の安寧」、「人民の精神」の収攬／「酔狂立小便にポリス」(「無形の警察」、「精神の法律警察」)…「木石ノ如キ馬鹿者ハ、宗旨トカ世間ノ評判ト云フモノニテ制スルノ外ニ術ナシ」(「ミル手托本〔手沢本——編者〕」)、更に警察／但し『すゝめ』六篇(M.7)…立小便禁止は「貴き国法」

II. 法令

(省略)

III. 修身教育

(省略)

IV. 展望

新渡戸稲造:「西洋人は日本人の如く、所謂お行儀をやかましく仕込まれぬが、目上の人に対すると同時に、目下又は同等の人に対しても、夫々相当の礼節を守ること、恐らく日本人の及ばぬことだらう。従つて西洋人は日本人に比すれば、目上の人に対するのみならず、一般に他人に対する礼節、即ち公德が勝れて居る様に思はれる。」(『帰雁の蘆』M.40)／街頭や公共交通機関での礼儀作法の恥ずべき欠如は、「たがいに知らない同士」の感情に関しては無神経で、そのくせ「顔見知りの人々」に対しては「礼儀作法の外面的な形式」を義務としてやかましくいいすぎること、つまり「公德(public morality)」の意識の欠如に由来する。(『日本』S.6)

川島武宜: 明治以降の日本の儒教的=封建的な家族思想は、父母に孝、兄弟に友に、夫婦相和することを国家によって命令することを矛盾と感せず、むしろ家族の「道義」は国家権力によって強制しないと崩壊してしまうと考えた。蓋し、「内面的な自発性」によってではなく、ひたすら外面的に権力を媒介として「外からの強制」によってのみ維持される家族秩序は、その強制がなくなると崩壊してしまうものだ。「あたかも、いつも人の監視

を恐れて——そのような外からの強制によって——身をつつしんでいる者が、そのような人の目がないところにゆくと、たちまち『旅の恥』をかきすてるのと同じように」（『近代社会と法』S.34）。／前近代社会では「家族外」の関係は、「『秩序』のない人間関係、本来何の必然的つながりのない関係」として現れ、そこでは「人々は、互いに敵であるか、そうでないまでも何のかかわりもない人間」であり、「人格の相互尊重はありえず、社会道徳は存在せず、いわゆる道徳はただ家族のなかにしかありえない。」（『日本社会の家族的構成』S.22）

丸山眞男：前近代社会における道徳は、儒教道徳に典型的なように、身分に拘束された「縦」の関係を規制する「『である』モラル」であり、そこには近代社会の「横の関係に関わる「赤の他人同士」の道徳」としての「いわゆる公共道徳、パブリックな道徳」が存在しなかった（「『である』ことと『する』こと」）。／日本の近代社会は、組織内で身分的な「である」道徳が跋扈しながら、組織外では「赤の他人同士」のつきあいをしなければならないという矛盾を抱えていたが、こうした矛盾は戦前では「臣民の道」への「帰一」によって彌縫されていただけで、戦後「国体」ないし「天皇制」により編成された国家という支柱が取り払われ、しかも「大衆社会」化の急速な進行の中で、「社会教育」を欠いた「全く無定型〔アモルフ〕な、ただ量的な大衆」が登場した（同）。

資料 4 法・大学・官僚

[編者は2013(平成25)年10月17日に西村先生を福島大学にお招きし、憲法Ⅱ(統治)の受講生に対して「法・大学・官僚」の表題でご講義をいただいた。以下はその際の配布資料である。—編者]

資料 法・大学・官僚

2013/10/17

I.序論(現代日本)

- (a) 法の分類 ①法系 大陸法系(独法系と仏法系)と英米法系 ②実定法と自然法 (i) 実定法 法源…制定法(六法他),慣習法(⇔事実としての慣習),判例,条理・社会通念,学説/罪刑法定主義 (ii) 自然法 普遍妥当性/憲法前文/人権/法実証主義/概念法学/自由法論・法社会学…E.Ehrlich:「生ける法」 ③法の内容(→法学の分類)
- (b) 法学の分類 (i) 実定法学と基礎法学 (ii) 法解釈学と法科学:川島武宜(『科学としての法律学』),H.Kelsen,宮沢俊義 (iii) 法教義学・法解釈学(Rechtsdogmatik)と法探求学(Rechtszmetik)/法の賢慮=Jurisprudence
- (c) 現代の社会変動 (i) 東西対立,イデオロギー対立の終焉→価値観の多様化進展 (ii) 消費社会の拡大:「個性的」消費/M.Weber『職業としての学問』(1919年):八百屋の小母さんの野菜 (iii) 経済のglobal化,「護送船団・事前規制」型から「自己責任・事後責任」型へ (iv) バブル崩壊,リストラ・就職難→格差拡大 (v) 少子化 (vi) 情報革命
- (d) 大学固有の変化とその問題 大学システム:「55年体制」,「戦後レジーム」と同様,戦後40年間の安定。しかし変化 (i) 大学の大衆(mass)化:大学進学率1960年以前10.3%→60-75年38.4%/mass化とuniversal化/全共闘 (ii) mass化への対応…新設・増設,定員増,試験制度改革/量的改革?→レジャーランド化 (iii) 大学院大学化/官僚統制と大学の無為 (iv) 戦後改革の問題性…改革:elite教育からcitizen教育へ。旧制高校→教養部/教養教育の空洞化,旧制高校の伝統,市民教育への理解不十分(普通教育general educationと教養liberal arts),教員不足・施設不足等→マス・プロ教育,専門教育の後期化,大学教員の差別意識/専門教育早期化の要求→教養教育の見直し (v) 現代の大学改革…1991年大学設置基準改正(教養部廃止,新学部設置,カリキュラムの自由化) (vi) その後の改革…学生の授業評価,2単位制の実施,教員の自己評価,成績評価の多元化,英語講義,9月入学/law school:法学部の強固な「伝統」

II.日本法の歴史(概観)

- (a) 古代~現代 律令格式,武家法(御成敗式目(1232年)),武家諸法度(1615年),諸藩

法) / 明治維新: 不平等条約撤廃のため国内法整備→「欧化」策: 1877年民法典草案(仏法翻訳) / 「日本帝国政府ハ泰西主義 (western principles) ニ則リ, ……司法上ノ組織及成法ヲ確定ス可シ」(1886年司法条約草案) →どこの国をモデルにするか? →独法系: 刑法(1907年), 民法典(1896年), 憲法(1889年), 民事訴訟法(1890年), 商法典(1891年) 等 / 第二次大戦後: アメリカ法の影響(憲法改正・民法改正等, 行政裁判所廃止, 違憲法令審査権)

- (b) 法の継受 (reception of law, Rezeption des Rechts) …ローマ法の継受 広義 (3C [13C — 編者] ~16C) 伊仏から欧州各地へ。狭義 (15~16C) 独語圏へ→法学の継受 / 明治日本: 法そのものの輸入→現実とのギャップ / 特殊日本的なもの?

III. 大学・試験・官僚養成

- (a) ヨーロッパの大学成立 (12~13C): 教師養成 (doctor) から官僚養成へ / 中世の大学 (神, 法, 医, 学芸学部) / 官僚養成の重心: 大学から国家へ: 1693年プロイセン司法試験 (欧州初) / 世界では科挙が最初 (7C 隋~20C 初頭清朝 (1905年)) →宣教師マテオ・リッチがヨーロッパへ→17Cにイエズス会系の中学校 (コレージュ) で筆記試験 / 大学での試験: 最初は口頭試験のみ, 後に博士論文 / しかし口頭の伝統続く (東洋: 「巧言令色鮮仁」 ⇔ 西洋「弁論術 rhetorica」の伝統→弁護士, 議会。立居振舞・礼儀=紳士の条件→「文化資本」) / 「教養」の伝統
- (b) 日本…①古代~江戸時代「大学寮」, 「四道」(明経道, 紀伝道 (文章道), 算道, 明法道), 卒業試験 / 官吏養成 (「貢奉の制」) →貴族の優位 (「蔭位の制」), 明法道の衰退 / 教育施設: 仏教寺院, 藩校 / 1787年寛政の改革で昌平黌 (昌平坂学問所) に定期試験導入 / 私塾: 緒方洪庵の適塾での競争試験 (『福翁自伝』) ②明治時代 大学の系譜 / 官僚試験: 文官試験試験補及見習規則 (1887年): 帝大卒無試験 / 文官任用令・文官試験規則 (1893年): 帝大卒無試験廃止, 但し司法官は無試験。試験科目 (憲法, 刑法, 民法, 行政法, 経済学, 国際法) →「法科独占 Juristenmonopol」
- (c) Eliteの文明史的概観…古代ギリシャ民主制の「選挙」 / 中世…貴族 (出生身分) →聖職者 (職業身分) へ, 更に法律家身分へ / 議会制→「選挙」 / 中国: 科挙による「選挙」=推挙 / 日本: 武士身分→近代官僚 (官吏任用は「選叙」, 採用は「当選」), 議会の設置議会→議会 elite と試験 elite の二本立て

IV. 法科官僚と競争

- (a) 学部編成: 北独型 (経済学・政治学は哲学部) とオーストリア型 (法・国家学部) / 中世の大学: 実践哲学 (倫理学, 家政学, 政治学) 政治学及理財学科: 東京大学文学部→法学部 (1885年) / 伊藤博文の影響 (オーストリア, L.v.Stein)
- (b) Generalist 法科官僚制の構築 1886年帝国大学令第1条「帝国大学ハ国家の須要[シユヨウ] ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攷究スルヲ以テ目的トス」 / 中山『帝国

大学の誕生』：「法律学という一見,実学にも見えるが,高文試験の課目としての法学は,それほど実学的ではない。…ドイツの国家試験で課される法律学にしても,必ずしも実学とはいえない。それは「法律学的なものの考え方」の訓練によって基礎をやしなうという教養の学であって,パンのための実学とはちがった虚学であった。」／「思考訓練」,legal mind／「つぶしが利く」：官僚養成と企業職員養成との重なり／企業人養成のモデル欠如／後発資本主義国日本：官僚制と企業が同時発足

- (c) 試験と学歴 「実学系知識－資格試験」,「虚学－競争試験」の相関／資格王国／司法試験／公務員試験：国家公務員法 § 36「職員の採用は,競争試験によるものとする」。帝国憲法 § 19「日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ応シ均ク文武ノ官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得」／分限と身分／学歴と資格／入試は資格試験か？／学歴と学校歴
- (d) 法科大学院：日本型 law school→佐久間象山「東洋道德西洋芸術」（和魂洋才）／問題性：3年修了の未習者と2年修了の法学既習者の二本立、定員、ダブル・スクール等。

V. 終りに

パンのための学問・勉学／カント『学部の争い』（1798年）／奴隷市場／「資格」の身分的性格：「であること」と「すること」（丸山）／身分から契約へ,GemeinschaftからGesellschaftへ／「偉い人になりたい」と思うか？／「運」の話 fortuna=fortune（運命の女神）：Machiavelli／敗北覚悟：「瘦我慢の説」（福澤諭吉）,吉田松陰

◎国立大学の系譜

1869 大学南校	大学東校		
		[司法省]	[工部省]
			[内務省]
		1871 明法寮	1871 工学寮
		1872 法学校	
			1874 農場修学場
			[農事修学場——編者]
1877 東京大学 [法,理,文,医学部]		1877 工部大学校	1877 農学校
		1884 東京法学校 [文部省]	
		1885 (法学部)	1886 東京農林学校
1886 帝国大学に改称 [法科,医科,工科,文科,理科の各大学]			
		1890 [農科大学]	
1897 東京帝国大学に改称／京都帝国大学創設			
1919 学部制に転換,経済学部新設			
1949 東京大学,京都大学等に改称 [改称は47——編者]			／以後各地に新制国立大学創設

◎参考文献（順不同）

- ◇日本の法と法律学一般 田中成明『転換期の日本法』（岩波書店,2000年）／川島武宜『日本人の法意識』（岩波書店,1967年）／大木雅夫『日本人の法観念』（東京大学出版会,1983年）
- ◇試験・大学 野村忠夫『古代官僚の世界』（塙新書,1969年）／中山茂『帝国大学の誕生』（中公新書,1978年）／J.ヴェルジェ『中世の大学』（みすず書房,1979年）／大竹秀雄・牧英正『日本法制史』（青林書院新社,1979年〔正しくは大竹秀男・牧英正編。また初版は1975年——編者〕）／上山安敏「知の資格制—法学部の思想」（『中央公論』1981年5月号）／天野郁夫『試験の社会史』（東京大学出版会,1983年）／天野郁夫『教育と選抜の社会史』（ちくま学芸文庫,2006年）／望田幸男『ドイツ・エリート養成の社会史』（ミネルヴァ書房,1998年）／望田幸男編『近代ドイツ＝「資格社会」の制度と機能』（名古屋大学出版会,1995年）／清水唯一郎『近代日本の官僚』（中公新書,2013年）／吉見俊哉『大学とは何か』（岩波新書,2011年）
- ◇法・法学の歴史 碧海純一他編『法学史』（東大出版会,1976年）／F.ハフト『正義の女神の秤から』（木鐸社,1995年）／勝田有恒他『概説西洋法制史』（ミネルヴァ書房,2004年）／西村稔『知の社会史』（木鐸社,1987年）／西村稔『文士と官僚』（木鐸社,1998年）
- ◇その他 青木保『日本文化論の変容』（中公文庫,1999年）／『新訂福翁自伝』（岩波文庫,1978年）／竹内洋『立身出世主義』（NHKライブラリー,1997年）／竹内洋『教養主義の没落』（中公新書,2003年）／佐藤俊樹『不平等社会日本』（中公新書,2000年）／立花隆『東大生はバカになったか』（文藝春秋,2001年）／笠谷和比古『武士道と日本型能力主義』（新潮選書,2005年）／丸山眞男『日本の思想』（岩波新書,1961年）／P.ブルデュー『再生産』（藤原書店,1991年）／F.K.リンガー『読書人の没落』（名古屋大学出版会,1991年）／M.ウェーバー『職業としての学問』（岩波文庫）／Q.スキナー『マキャヴェヱッリ』（未来社,1991年）

資料5 丸山眞男と「法学部」

——教養との関わりから

[編者は、西村先生が2015（平成27）年5月30日開催のアスコナ会で「丸山眞男と「法学部」——教養との関わりから」をご報告された直後に、先生からご使用になった資料をご提供いただいた。以下はその抜粋である。——編者]

丸山眞男と「法学部」——教養との関わりから

アスコナ会 2015,5,30 西村稔

はじめに 蛸山道雄「丸山さんの思い出」（中）（『丸山眞男手帖』20号、2002年）

- ・丸山が東大法学部で胸襟を開いた友人は「実証的社会的価値」を共有する辻と川島だけ。
- ・東大法学部：法律学と政治学という異質の学問共存→異常→政経学部とする方が政治学にとり自然。
- ・東大の構成は、プロイセンにおける統治学としての国家学と国法学が法律学と連携する学問として輸入されたため。法学部＝官吏養成学部。
- ・大正デモクラシーで英米の「近代政治学」が輸入されると、法律学との差異は一層拡大。

①法学部と政経学部の関係

*沿革 M.10年東京大学創設〔、法理文医学部設置——編者〕、文学部に「史学、哲学及政治学科」と「和漢文学科」設置→M.12年前者を「哲学政治学及理財学」に→M.14年後者を「哲学科」と「政治学及理財学科」に分離（中身：理財学、統計学、日本古今法制論、国法学、日本財政論、国際公法、行政学、法理学）→M.18年帝国大学〔M.19まで東京大学——編者〕。〔M.18に——編者〕「政治学及理財学科」は法政学部に移管〔「政治学及理財学科」を法学部に移管し、法学部を法政学部に変更——編者〕→M.19年帝国大学令：法政学部→法科大学（法律学科と政治学科）→M.41年経済学科、42年商業学科分離→T.8年経済学部分離独立。

*上山安敏「知の資格制——法学部の思想」（『中央公論』1981年5月号）…伊藤博文の法科大学構想では、L.v.Steinに影響を受けた「法政学部」が基礎。「国家学」（政治学・官房学）重視の姿勢。法学部は法曹養成よりも行政官養成。だが、法学部での学問・教育体制は独型の法律学重視。

・伊藤＝Stein路線は、国家学を哲学部に置くプロイセン型と違って、壘型の法国家学部。官僚像の違い。Steinの反Pandekten法学→社会問題をはじめとする現代的＝実践的官僚→挫折

→法学部＝官僚養成学部と学部構成とは必然的關係に非ず。

*国家学（Staatswissenschaft）：官房学の伝統を引く経済学を中心にした概念。19C後半

の独：歴史学、とくに独史学が代替、第二帝政以降講壇社会主義の政策学（西村『知の社会史』）→北独：法律学と政治学・経済学分離

- ・国法学（憲法学）：18C末以降、自然法論・Kant学派の影響を受けたりべラルな国法学と政治論の一体化→19C後半期以降、Gerber=Laband学派：実証主義的国法学構築
- ・早稲田大学初代学長（1907年）高田早苗：M.15年東京大学哲学政治学及理財学科卒業

②学問観

- ・「社会科学的価値」：「実証的」？丸山の「クソ実証主義」批判。法哲学・政治哲学は必ずしも「実証的社会科学的価値」観に立たず。
- ・法解釈学者の間で「孤立無援」：友人関係と学問観を短絡できるか。戦後宮沢俊義との近い関係（八月革命説！）、逆にイデオロギー的に対立する田中耕太郎と親しい関係。

③蠟山の主張の正当性

- ・「川島さんじゃないけれど、そもそも解釈学は Social Science なのか」／法解釈学は *Geschlossenheit der Rechtsordnung* を前提とし、法の欠缺を整合的に埋めていくもの／三島庶民大学（前身三島文化協会）（1945年）、青年文化会議（1946年）、平和問題討議会（1948年）、平和問題談話会（1949年）、で川島と「共闘」／講座派的な近代主義者／レッド・ページの際法学部で危ないのは丸山、辻、川島という噂。
 - ・法学部の法解釈中心の教育に反撥。60年代後半期東大法学部5年制の立場から、政治学が法律学の付属物にすぎない状態を改めて政治学の独立性を高め、実質的には「法政学部」にする狙いも。
 - ・助手任命時からの同僚・親友の辻清明：平和問題談話会、憲法問題研究会で協働。東大法学部改革を「政治[学]の独立」のために行おうとともに奮闘。
 - ・丸山「科学としての政治学」（1947年）、「現代政治学の課題」（1947年）…日本政治学の発育不良。経験科学としての政治学は西欧民主主義国家で発展。独では政治学は「国家学（*Staatslehre*）」として展開、とくに「国法学（*Staatsrechtslehre*）」乃至行政学の成長に併呑される。市民的自由のひ弱さと官僚機構の磐石。
- 政治学説で最大の影響を与えたのは吉野作造。政治学の著作が一番多く出た時代は T.7年～昭和初期のデモクラシー運動勃興期

I.文学部と法学部

（省略）

II.丸山と法学部・法律学

①東大法学部との関連（戦前のみ）

☆職業選択

- ・一高時代独文学志望→菅虎雄の意見、父幹治の意見→法学部へ。法律が嫌いで政治学科を選んだが、後から顧みて、「法学部で法律、特に実定法の解釈学」を勉強したことは、

「非常によかったと思う」。ほとんど講義に出ず、出たのは法律関係の講義と経済学部の名講義

- ・ジャーナリスト希望もあったが、諦める。
- ・元々独文志望であったから、「学者になろうという気が全くなく、高文試験も受けなかつもりでいた」。他方、大学1年時岡義武の政治史講義で、日本の政治史について論文を提出したら試験の際考慮→「ぼくは優を一つ稼ごうと思って」論文を書いた。総じて図書館で洋書を読んで勉強したのは懸賞論文のためと「あまり勉強をしないで要領よく優をかせぐためでした」。→学者志望？
- ・大学3年秋に助手を「志願」した時、友人は就職が決まっていたので、「負け惜しみもあって、俺は[緑会懸賞論文で]人民戦線の国家論を書いた、あれが通るようだったら法学部に残ってもいい」という→東大教授志望？
- ・初めて南原のところに行った時（助手志願時？）、南原に中学の教師になる覚悟はあるかといわれたが、助手になることが決まった時には、スタッフとして考えているといわれ、仰天。「東大に残るなんて夢にも考えていなかった」から。→藪の中

☆法律学講義への関心

*宮沢俊義（一般国家学・憲法）：政治への関心（天皇機関説批判）？しかし匿名評論（「法学部三教授批評」 1937年）で宮沢が政治に沈黙していることを批判。宮沢の講義で「なるほど法律というものは面白いものだ」と思った。帝国憲法第三条「天皇ハ神聖ニシテ犯スヘカラス」は天皇が刑事訴追の対象にならないという意味だと「味も素っ気もない極地」で説明。

*末広巖太郎 [末弘巖太郎——編者]」（民法第一部）：「法律というのは面白いものだな」と思って最も熱心に聴講。全体として逐条説明よりも legal way of thinking をまず教えたところ。第一に裁判規範と行為規範の区別。第二に「法律学的世界像」になじむこと、すべてを法律学的な目で見えることを教えた。

・法律学の見方の「面白さ」...法律という観点から森羅万象を見る面白さ。

*田中耕太郎の商法概論講義は下手だが「ぼくには非常に面白かった」。民法と商法の違いを「商的色彩」という概念で説明、会社法における組織法と行為法との違いなど、商法の一般理論を独自に構築しようとしたこと（「経験科学としての商法学」）／「株式会社をやるには、この本 [ヒルファーディング『金融資本論』] を是非読まなければいけない。マルクス主義は何もかも悪いわけではな—い」。

☆商法は「優」、社会政策や社会学など政治学に近い方は「良」。あるいは民商法は全部「優」

☆抵抗...戦時中の東京帝大法学部が全体として「リベラル」。消極的であっても大勢に「抵抗」。

- ・「日本ファシズムの思想と運動」（1948年）：「インテリゲンチャ」と「擬似インテリゲンチャ」
- ・インテリは「教養において」本来ヨーロッパ育ち。その「ヨーロッパ的教養」は「頭か

らきた知識」「お化粧的な教養」であるため、ファシズムに対して「内面的個性」を守り抜くという「知性の勇氣」を欠いていたが、ファシズム運動の「文化性の低さ」に同調することができなかった。

- ・「消極的抵抗」...戦中の東大での経験：南原、河合榮治郎、田中、大内兵衛、矢内原忠雄等。

②法科大学教養派？

☆日本の教養主義...明治末期～大正前半期の大正教養主義。阿部次郎、和辻哲郎、安倍能成、天野貞祐等『思潮』（1917年）他で評論・創作活動。哲学研究（阿部、安倍他「哲学叢書」（1915-17年））。

*思想的核心：古今東西の古典の読書や芸術鑑賞を通じて「自己陶冶 Selbstbildung」。阿部『三太郎の日記』（T.3～7年）、和辻『古寺巡礼』（T.8年）。文学・芸術・哲学の領域で活躍。一高一東京帝大文科大学哲学科一教授

☆法科大学教養派...政治学者南原繁、法学者田中耕太郎・三谷隆正（六高一高教授）、経済学者矢内原忠雄・河合榮治郎。一高一東京帝大法科大学。一高時代の「煩悶青年」／南原、田中、矢内原、三谷、河合は新渡戸稲造の薫陶。河合以外は内村鑑三にも師事。阿部、和辻も。

・法科組：大正期前期にほとんど文筆活動なし？（未確認）田中は友人と翻訳（Wilhelm von Kügelgen（1802-67）, *Jugenderinnerungen eines alten Mannes* [Mannes——編者], 1910:『生ひ立ちの記』興風書院、1914年）。

*昭和期、河合は「学生叢書」編集（昭和教養主義）、南原、矢内原も教養を論じた。

→昭和期「法科大学教養派」ないし「社会科学系教養派」（大内兵衛、蟬山政道も？）

☆法学部教授南原と田中...内務省勤務後教職。ただし田中は内村から離反、教養派からも距離

・田中『私の履歴書』：一高時代関心事は「人生問題」。法・政治・経済には無縁。「魚住影雄、安倍能成、阿部次郎の伝統をひく一種の精神的個人主義者」。「主観主義、独善主義」の危険。「しかし人間は広い外界に、客観的精神に眼を向ける前に、一度は主観的精神に目覚め、徹底的に自己に沈潜する過程を体験する必要がある」。

・「法律学徒の任務」（1924年）：一度個人主義主観主義懐疑主義の洗礼を受けて、それを通過することにより、自己の深刻な観察から「人間性其のもの」の矛盾・複雑性の認識を獲得→「理想家」でありながら、自己と世間を「リアリスチック」に見ることの会得→社会生活の伝統や形式、客観的に存在する法律に向かうことが可能に。「自己」のみを世界観の中心としていたのが、それと並んで「家族、国家、民族、人類」の意義、すなわち個人の人格・尊厳・価値とともに「団体」の意義・価値に目覚め、これによって自己を完成。

→大正教養主義の原点を否定せず。それを経て「大人」、「職業人」に。

→自己中心の世界観の探求から客観化された世界の対象化可能に→「客観化」ないし「社

会化」された教養思想

- *南原「現代の政治理想と日本精神」（1938年）：西洋＝物質文明説は19C実証主義の像。
「西洋文化の本質」を見ず→インド仏教やシナ儒教に対し如く、日本文化の創造発展のための普遍的基礎となるように、西洋的で世界的な文化の最奥の精神と対決することが課題→「一般国民の教養」の問題。人間自由の自覚と合理的精神の養成は文化、とくに政治社会の進歩の基礎的条件→従来の「個人的人間教養」に対して「政治的教養」必要
- *田中「「教養」と「文化」の時代」（1929年）：大正期の「個人的修養乃至教養」の墮落形態（「真面目なる修養、又は真面目なる教養の追求の墮落」）を批判。その原因は、「明治初年以来我が国の社会が西洋の物質文明の輸入に汲々とし、精神的文化が輸入せらるるも是れ単に其の形骸のみが其れが生え出した地盤と無関係に断片的に移植せられしに止まるから」。「此の故に欧州大戦後に於ける文化の洪水」は真摯な要求に基づくのではなく、明治前半期に「物質文明が移入せられた如き状態に於て取り込まれたのだ」。

③南原・田中と丸山

- ☆丸山「盛り合わせ音楽会」（1948年）：「精神的文化の無政府的享受性」（Radbruch）
→日本の「教養の無政府的受容」→「文化の洪水」によりナチズムに道を開く「救いのないニヒリズム」の危険
 - ・「煩悶」や「自己陶冶」なし？／教養論：「哲学的」教養に対して「社会科学的」教養を
 - 南原の「政治的教養」継承
- ☆「新学問論」（1947年）：講演やジャーナリズムよりも「最も本格的な仕事」をする方が民衆のため。日本の学界には「本当のアカデミズム」欠如。「民の声は神の声などということは信じない」（Beethoven）＝「経験的な民衆に媚びない」。Beethovenは「あるべき民衆」に芸術を捧げたが民衆はロッシニーを選んだ。
 - ・「「である」ことと「する」こと」（1959年）：「ラディカル（根底的）な精神的貴族主義がラディカルな民主主義と内面的に結びつくこと」、「カール・マルクスがフリードリヒ・ヘルダリンを読む」ような世界。
- ☆「インテリゲンツィアと歴史的立場」（1949年）：大衆の登場と天皇制国家の崩壊によって生じた「特殊な日本的な混乱」の克服法は「民衆のヴァイタリティ」、「民衆の可能性」を尊重し、個性的な価値を守る精神にある→田中「ベートーヴェンと民衆」[「ベートーヴェンと民衆」——編者]（1927年）から。
- ☆学問論と芸術論の平行性：学問自身の社会的使命。L'art pour l'art→「学問のための学問」
 - ・南原から「学問の自律性」を学ぶ。以前は「文化の自律性」は19C的として批判。
- *丸山「ヨーロッパと日本」（1949年）：近代ヨーロッパの原理=Unity in Variety→「文化価値の自律性」の承認、「学問のための学問、芸術のための芸術」。学問・芸術の独立により「社会的職分」が最もよく実現される。
- *「学問のための学問」：一種の教養思想。学問はただちに実用性をもたないが、間接的に実践に裨益する「科学の実陶生」→フンボルト的教養思想？

④欧化論としての教養思想

☆麻生義輝『近世日本哲学史』の書評（1942年）…明治時代の評価：伝統埋没時代と近代化時代、「現代日本を墮落させた「欧化」と「興隆させた「欧化」」⇔「精神的文化」の欧化こそ日本の近代化の測定のバロメーター。近代日本は西欧精神を、「物質文明」を採用するのと同じ様式で受け取った。鷗外「洋学の盛衰を論ず」（M.35年）：西洋学問の「果実」ではなく、「雰囲気」／漱石「現代日本の開化」（M.45年）：「皮相上滑りの開化」

- ・和辻（1930年の講演）…資本主義の合理化（「文化に根を持たない文明」、自然科学・技術）をそのまま「輸入」。西洋文化の「精神的、古典的、哲学的教養」は顧みず。文化の「根」を取り入れずに、「実用の文明のみ枝葉のみ」を育て、「自分らの根」まで擲った。
- ・南原「時代の危機」の意味（1934年）…維新以来西欧から取り入れた制度文物は実証主義、自然機械的世界観、功利主義的世界観の思想に基づき、語の正しい意味における「文化」は深化されず。

→「物質文明」に反撥。「真の」西洋文化を輸入せよ。

→個人的「煩悶」を超えて客観的世界において理想の実現を追求。「欧化論としての教養思想」

*丸山・麻生書評…日本が輸入したもののうち「最も精神的内面的」なものは、当時西欧の精神世界を席捲していた実証主義、功利主義、自然科学的唯物論、進化論、すなわち「物質文明の哲学」→和魂洋才的→「西洋精神と功利主義との同視は今日でも決して稀ではない」→南原との同質性

III.丸山と和辻

（省略）

IV.学問と実践

☆「夜店」から「本店」へ…ジャーナリズムから「研究者」へ／「本店」と「座談」の使い分け。

☆「遊びとしての学問」（資料）

*東大教養学部自治会主催の座談会（1963年）：科学は対象に対する「直接的な利害とアタッチメント」、「当面する問題」から離れて「好奇心、オモシロイナという気持ち」から出発すべき。

*早稲田大学自主ゼミナール（1983年）：学問は「役に立つことを第一にして駄目」。ニュートンのように「ただ見ることの面白さ」から出発して、結果として実用に貢献するもの。

☆「民主主義の原理を貫くために」（1965年）：「学問には問題意識とか目的意識のない、

ただの「遊び」の要素がある。パズルを解くような面白さ、あるいは歴史でいえば、べつにそれを解明しても現在の社会をよくすることとは何の関係もない小さな実証への興味がある。それを問題意識とか、変革の要求に答えろとかいうことばかり言っていると、大きくのびない。「しかし同時に、まさにその「遊び」の精神が学問を墮落させる要素でもある。」

→「遊びとしての学問」：学問の直接的実践性を忌避しつつ、学問それ自体の課題を追求する中で間接的な意味で実践性に裨益（かつての「学問自身の社会的使命」）。

＊「面白さ」、「好奇心」の強調→「ディレクタント的」興味の評価：学問は内村の信仰からパッションを得るようなものではなく、「もっとディレクタント的に追求する。ディレクタント的というのは、いろいろなこと〔に興味がある〕っていう意味じゃなくて、学問に対する姿勢そのものの中にありますね」（『生きてきた道』1965年）。

☆学問には、「面白いな、これをどうやって説明したらいいかな、と思うからやる要素」と、「自分の問題意識からして、問題の複雑な側面を自分の問題意識を貫徹するためにある側面を抽象して意識的に切っていく側面」との二つ。戦争直後は後者、つまり「戦後の日本をどう再建していくかというための問題意識が」強かった（『『著作ノート』から長野オリンピックまで』1988年）。

→変革を目指す「問題意識」に発する学問から「面白さ」を追求する「遊びとしての学問」へ

おわりに

☆竹内〔竹内洋——編者〕：「普遍的（universal）知識人」から「特定領域の（spécifique）知識人」へ→丸山は最後の「普遍的〔なんでも知っている〕知識人、最後の教養人」→「知識人の社会的使命」の観点欠落

☆松沢弘陽：「学問に遊びの要素は大事だけれど、面白がるだけになってゆくのはどうも、と思うんですが」→丸山：いずれ時代が変化してきて、「何のために学問するのかという問い」が当然出てくるであろう。長谷川如是閑と田中耕太郎の学者観。

〔このほか、レジュメ末尾に、蠟山道雄「丸山さんの思い出（中）」『丸山眞男手帖』第20号、2002年1月、55頁；竹内洋『丸山眞男の時代——大学・知識人・ジャーナリズム』、中央公論新社、2005年、189頁の図3-2「法学部と文学部」；丸山眞男『自己内対話——3冊のノートから』、みすず書房、1998年、216-217頁；「文学部和辻哲郎教授「日本倫理思想史」聴講ノート」（1939年）（東京女子大学丸山眞男文庫資料番号493100）35葉の抜粋が順に付せられている。——編者〕

西村稔先生年譜・著作目録（阪本尚文編）

西村稔先生年譜

- 1947（昭和 22）年 11 月 4 日 滋賀県に生まれる。
- 1963（昭和 38）年 4 月 大阪府立北野高等学校入学。
- 1966（昭和 41）年 3 月 大阪府立北野高等学校卒業。
- 1966（昭和 41）年 4 月 京都大学法学部入学。
- 1971（昭和 46）年 3 月 京都大学法学部卒業。
- 1971（昭和 46）年 4 月 朝日新聞社入社。
- 1972（昭和 47）年 3 月 朝日新聞社退職。
- 1972（昭和 47）年 4 月 大阪大学文学部聴講生。
- 1973（昭和 48）年 4 月 京都大学大学院法学研究科修士課程入学。
- 1975（昭和 50）年 3 月 京都大学大学院法学研究科修士課程修了。
- 1975（昭和 50）年 4 月 京都大学大学院法学研究科博士課程進学。
- 1976（昭和 51）年 3 月 京都大学大学院法学研究科博士課程退学。
- 1976（昭和 51）年 4 月 京都大学法学部助手。
- 1979（昭和 54）年 4 月 岡山大学法文学部法学科専任講師。
- 1980（昭和 55）年 4 月 岡山大学法学部助教授。
- 1988（昭和 63）年 4 月 岡山大学法学部教授。
- 1989（平成 元）年 4 月 法学博士（京都大学）。
- 1998（平成 10）年 4 月 岡山大学評議員（2000 年 3 月まで）。
- 2004（平成 16）年 3 月 岡山大学法学部退職。岡山大学名誉教授。
- 2004（平成 16）年 4 月 京都大学大学院人間・環境学研究科教授。
- 2012（平成 24）年 3 月 京都大学大学院人間・環境学研究科退職。京都大学名誉教授。
- 2019（令和 元）年 10 月 28 日 逝去。

西村稔先生著作目録

(2020 (令和 2) 年 2 月現在)

著書 (単著) (*: 書評、★: 注記)

1987 (昭和 62) 年

『知の社会史——近代ドイツの法学と知識社会』、木鐸社、1987 年 10 月 30 日。

- * 上山安敏「1987 年読書アンケート」『みすず』第 30 巻第 1 号、1988 年 1 月、59 頁 (本追悼集 2 頁に該当部分を掲載した)。
- * 三島憲一「今でもわれわれを縛っているドイツ——西村稔著『知の社会史』」『朝日ジャーナル』1988 年 1 月 22 日号、63-64 頁。
- * 筒井清忠「書評 西村稔著『知の社会史——近代ドイツの法学と知識社会』」『週刊読書人』第 1719 号、1988 年 2 月、4 面。
- * 上山安敏「書評 法学界の閉ざされた扉を開く異色の書 西村稔著『知の社会史——近代ドイツの法学と知識社会』」『週刊ポスト』第 20 巻第 30 号、1988 年 7 月、116-117 頁 (本追悼集 3 頁に全文を掲載した)。
- * 前谷和則「書評 西村稔著『知の社会史——近代ドイツの法学と知識社会』」『歴史学研究』第 590 号、1989 年 2 月、55-58 頁。
- * 海老原明夫「書評 西村稔著『知の社会史——近代ドイツの法学と知識社会』」『法制史研究』第 38 号、1989 年 3 月、320-326 頁。

1998 (平成 10) 年

『文士と官僚——ドイツ教養官僚の淵源』、木鐸社、1998 年 2 月 25 日。

- * 立花隆「私の東大論Ⅲ——東大法学部は『湯呑み』を量産している」『文藝春秋』第 76 巻第 5 号、1998 年 5 月、188 頁 (同『東大生はバカになったか——知的亡国論+現代教養論』、文藝春秋、2001 年 10 月 30 日、133-135 頁)。
- * 佐野誠「書評 西村稔著『文士と官僚——ドイツ教養官僚の淵源』」『週刊読書人』第 2240 号、1998 年 6 月、8 面。
- * 坂昌樹「啓蒙の『学識』と『公・私』のヤヌス——西村稔著『文士と官僚——ドイツ教養官僚の淵源』、木鐸社、1998 年を中心にして、別府昭郎著『ドイツにおける大学教授の誕生』、創文社、1998 年および松元忠士著『ドイツにおける学問の自由と大学自治』、敬文堂、1998 年にもふれつつ」『国際文化論集』第 18 号、1998 年 9 月、69-89 頁。
- * 上山安敏「1998 年読書アンケート」『みすず』第 41 巻第 1 号、1999 年 1 月、46 頁 (本追悼集 2 頁に該当部分を掲載した)。
- * 望田幸男「書評 西村稔著『文士と官僚——ドイツ教養官僚の淵源』」『歴史学研究』第 723 号、1999 年 5 月、44-47 頁。
- * 田村栄子「書評 西村稔著『文士と官僚——ドイツ教養官僚の淵源』」『学鏡』第 96 巻

第5号、1999年5月、40-43頁。

★1999年度東京大学後期入学試験（文科論文Ⅱ）で出題。

2006（平成18）年

『福澤諭吉——国家理性と文明の道徳』、名古屋大学出版会、2006年12月15日。

*竹内洋「ブックレビュー 竹内洋の読書日記（第4回）福澤諭吉の『交際の教養』に納得——日本人の輪郭を取り戻すには」『週刊東洋経済』第6060号、2007年1月、117頁（同「読書日記7」（同『学問の下流化』、中央公論新社、2008年10月10日）、250頁）。

*上山安敏「2006年読書アンケート」『みすず』第49巻第1号、2007年2月、91頁（本追悼集2頁に該当部分を掲載した）。

*佐藤卓己「福澤思想のダイナミズムを見事に交通整理——西村稔著『福澤諭吉——国家理性と文明の道徳』」『中央公論』第122巻第3号、2007年3月、270頁（同「方法論的二元論を駆使した啓蒙のレトリック」（『現代史のリテラシー——書物の宇宙』、岩波書店、2012年1月14日）、149-150頁）。

*河野有理「学界展望＜アジア政治思想史＞ 西村稔著『福澤諭吉——国家理性と文明の道徳』」『国家学会雑誌』第120巻第7・8号、2007年8月、589-592頁；同「福澤諭吉における＜社交＞の精神と＜教養＞の秩序——西村稔著『福澤諭吉——国家理性と文明の道徳』を読む」『福澤諭吉年鑑』第34巻、2007年8月、34-54頁。

*嘉戸一将「書評 西村稔著『福澤諭吉——国家理性と文明の道徳』」『人環フォーラム』第22号、2008年3月、60頁。

*安西敏三「書評 西村稔著『福澤諭吉——国家理性と文明の道徳』」『法制史研究』第57号、2008年3月、267-271頁。

2019（令和元）年

『丸山眞男の教養思想——学問と政治のはざままで』、名古屋大学出版会、2019年7月10日。

*都築勉「書評 西村稔著『丸山眞男の教養思想——学問と政治のはざままで』」『図書新聞』第3418号、2019年10月、3面。

*山辺春彦「書評 西村稔著『丸山眞男の教養思想——学問と政治のはざままで』」『週刊読書人』第3317号、2019年11月、3面。

*上山安敏「2019年読書アンケート」『みすず』第62巻第1号、2020年2月、91頁（本追悼集2頁に該当部分を掲載した）。

翻訳書（単独訳）

1985（昭和60）年

ウォルター・Z・ラカー『ドイツ青年運動——ワンダーフォーゲルからナチズムへ』、人文書院、1985年6月25日。

1991（平成 3）年

フリッツ・K・リンガー『読書人の没落——世紀末から第三帝国までのドイツ知識人』、名古屋大学出版会、1991年5月10日。

*杉山光信「書評 フリッツ・K・リンガー著『読書人の没落——世紀末から第三帝国までのドイツ知識人』、西村稔訳」『思想』第 811 号、1992 年 1 月、68-72 頁。

*上山安敏「1991 年読書アンケート」『みすず』第 34 巻第 1 号、1992 年 1 月、41 頁（本追悼集 2 頁に該当部分を掲載した）。

*倉橋重史「書評 フリッツ・K・リンガー著『読書人の没落——世紀末から第三帝国までのドイツ知識人』、西村稔訳」『大学論集』第 22 号、1993 年 3 月、289-291 頁。

*早島瑛「書評 フリッツ・K・リンガー著『読書人の没落——世紀末から第三帝国までのドイツ知識人』、西村稔訳」『社会経済史学』第 60 巻第 6 号、1995 年 3 月、857-859 頁。

1995（平成 7）年

マーガレット・A・マレー『魔女の神』、人文書院、1995 年 8 月 30 日。

*長尾龍一「書評 マーガレット・A・マレー著『魔女の神』、西村稔訳」『朝日新聞』1995 年 10 月 1 日付朝刊、第 13 面。

*上山安敏「1995 年読書アンケート」『みすず』第 38 巻第 1 号、1996 年 1 月、40 頁（本追悼集 2 頁に該当部分を掲載した）。

著書（共著）

1982（昭和 57）年

「エールリッヒの団体説——特にギールケと比較して」（岡山大学法学会編『岡山大学創立 30 周年記念論文集 法学と政治学の現代的展開』、有斐閣、1982 年 2 月 15 日）、399-434 頁。

*河上倫逸「書評 西村稔「「エールリッヒの団体説——特にギールケと比較して」（「法学と政治学の現代的展開 岡山大学創立 30 周年記念論文集）」『法制史研究』第 33 号、1984 年 3 月、339-342 頁。

1983（昭和 58）年

「啓蒙期法思想と知識社会——カントと啓蒙官僚」（長尾龍一／田中成明編『現代法哲学 2——法思想』、東京大学出版会、1983 年 11 月 1 日）、163-206 頁。

1984（昭和 59）年

「ギールケ« ドイツ団体法 »について」（飯田経夫他監修『今日から生かせるビジネスマンのためのザ・カルチュアバンク——人類の知的遺産・354 の古典情報』、PHP 研究所、1984 年 3 月 25 日）、121 頁。

1987（昭和 62）年

「ドイツ官僚法学の形成と国家試験」（上山安敏編『近代ヨーロッパ法社会史』、ミネル

ヴァ書房、1987年4月25日)、240-263頁。

「ドイツ第二帝政期の公法学」(上山安敏編『近代ヨーロッパ法社会史』、ミネルヴァ書房、1987年4月25日)、264-283頁。

「第二帝政期における法学者の政治意識」(河上倫逸編『上山安敏教授還暦記念論集 ドイツ近代の意識と社会——法学的・文学的ゲルマニスティクのアンビヴァレンツ』、ミネルヴァ書房、1987年4月10日)、288-315頁。

1998(平成10)年

「レトリックの遺産としての社交術」(植松秀雄編『埋もれていた術・レトリック』、木鐸社、1998年12月1日)、175-205頁。

2001(平成13)年

「現代日本の『教養』観念」(岡山大学法学会編『岡山大学創立50周年記念論文集 世紀転換期の法と政治』、有斐閣、2001年11月10日)、345-431頁。

2003(平成15)年

「比較文化論と思想史の『方法』について」(上山安敏編『法観念の比較文化論』、国際高等研究所、2003年6月16日)、161-173頁。

2009(平成21)年

「福澤諭吉と現代」(慶應義塾他編『慶應義塾創立150年記念 未来をひらく福澤諭吉展』、慶應義塾、2009年1月10日)、10-17頁。

翻訳書(共訳)

1979(昭和54)年

『ウェーバーの大学論』、上山安敏／三好敏博／西村稔編訳、木鐸社、1979年10月30日。

*荒川重勝「書評『ウェーバーの大学論』、上山安敏／三吉敏博／西村稔編訳」『法律時報』第52巻第6号、1980年6月、120-124頁。

1980(昭和55)年

H・ヘラー「法治国家か独裁か」、西村稔／宮本盛太郎訳、G・ライプホルツ「ドイツにおける自由・民主主義の崩壊と権威主義的国家像」、西村稔／初宿正典／宮本盛太郎訳(H・ヘラー他『ヴァイマル民主主義の崩壊』、宮本盛太郎他訳、木鐸社、1980年2月10日)、5-34、115-225頁。

*黒川康「新刊紹介 ヘルマン・ヘラー他著『ヴァイマル民主主義の崩壊』、宮本盛太郎他訳」『史学雑誌』第89巻第8号、1980年8月、1317-1318頁。

*中道寿一「書評 ヘルマン・ヘラー他著『ヴァイマル民主主義の崩壊』、宮本盛太郎他訳」『岐阜経済大学論集』第17巻第1号、1983年3月、203-214頁。

1984(昭和59)年

グスタフ・シュミット「エルンスト・トレルチ」(ハンス＝ウルリヒ・ヴェーラー編『ドイツの歴史家4』、ドイツ現代史研究会訳、未来社、1984年7月20日)、59-90頁。

2019（令和元）年

フンボルト『国家活動の限界』、西村稔編訳、京都大学学術出版会、2019年8月10日。

学術論文（単著）

1976（昭和51）年～1977（昭和52）年

「合法的思考の歴史的成立——歴史法学の価値理念と自由主義」（1）・（4）・完、『法学論叢』第99巻第5号-第102巻第2号、1976年8月-1977年11月。

- （1）第99巻第5号、1976年8月、18-53頁
- （2）第100巻第3号、1976年12月、67-99頁
- （3）第101巻第5号、1977年8月、31-63頁
- （4）・完 第102巻第2号、1977年11月、29-54頁

1979（昭和54）年

「ドイツ法社会学成立論序説——エールリッヒを中心として」『法制史研究』第28号、1979年3月、35-69頁。

*六本佳平「書評 西村稔「ドイツ法社会学成立論序説——エールリッヒを中心として」（法制史研究第28号）」『法制史研究』第30号、1981年3月、438-440頁。

1981（昭和56）年～1984（昭和59）年

「近代ドイツにおける法学と知識社会——オットー・フォン・ギールケを中心として」（1）・（8）・完、『岡山大学法学会雑誌』第31巻第2号-第34巻第1号、1981年11月-1984年9月。

- （1）第31巻第2号、1981年11月、1-50頁
- （2）第31巻第3号、1982年1月、1-82頁
- （3）第31巻第4号、1982年3月、81-122頁
- （4）第32巻第1号、1982年7月、85-192頁
- （5）第32巻第2号、1982年11月、25-120頁
- （6）第33巻第3号、1984年2月、63-121頁
- （7）第33巻第4号、1984年3月、123-173頁
- （8）・完 第34巻第1号、1984年9月、31-143頁

1985（昭和60）年

「ウェーバーと法律学」（1）、『岡山大学法学会雑誌』第35巻第1号、1985年9月、73-108頁。

1991（平成3）年～1992（平成4）年

「一八世紀の文芸と法——学識観念の変化を中心として」（1）・（5）・完、『岡山大学法学会雑誌』第40巻第3・4号-第41巻第4号、1991年3月-1992年3月。

- （1）第40巻第3・4号、1991年3月、259-308頁
- （2）第41巻第1号、1991年7月、95-165頁

- (3) 第41巻第2号、1991年10月、61-164頁
- (4) 第41巻第3号、1992年2月、115-159頁
- (5・完) 第41巻第4号、1992年3月、1-120頁

1994（平成6）年

「マックス・ウェーバーと『教養』」(1) - (2・完)、『岡山大学法学会雑誌』第44巻第1号-第44巻第2号、1994年9月-1994年12月。

- (1) 第44巻第1号、1994年9月、43-74頁
- (2・完) 第44巻第2号、1994年12月、1-45頁

1995（平成7）年

「ウェーバーと『リテラーテン』——『ゲレールテン』と対比して」『岡山大学法学会雑誌』第44巻第3・4号、1995年3月、255-322頁。

「カントにおける『クルークハイト』について」『岡山大学法学会雑誌』第45巻第1号、1995年12月、287-337頁。

1997（平成9）年

「カントとレトリック」『岡山大学法学会雑誌』第46巻第3・4号、1997年3月、133-203頁。

2000（平成12）年

「教養と作法——覚え書」(1)、『岡山大学法学会雑誌』第49巻第3・4号、2000年3月、41-113頁。

「司法改革ウォッチング 岡山大学法学部の法科大学院構想——『地方における法学教育研究会』に寄せて」『司法改革』第1巻第12号、2000年9月、12-15頁。

2001（平成13）年

「川島法社会学と『武士』の道德」『奈良法学会雑誌』第13巻第3・4号（上山安敏教授 中野貞一郎教授退任記念号）、2001年3月、1-44頁。

★付記「本稿を書くにあたって、[川島武宜—編者]『所有権法の理論』を一部読み返したが、目次の下に「7・4」、「7・8」「7・11 10:00AM・楽友」という書込みがあるのに気づいた。昭和四四年にある事情で演習を楽友会館で行うことを余儀なくされた際の情景がありありと甦ってきた。このささやかな思い出とともに、今後も先生の驥尾に付していく覚悟をもって、お礼にかえさせていただきたい。」

「作法の欠落——教養主義と現代」『大航海』第38号、2001年4月、171-179頁。

2002（平成14）年～2003（平成15）年

「福澤諭吉と武士の伝統——教養と作法を中心として」(1) - (7・完)、『岡山大学法学会雑誌』第51巻第1号-第52巻第4号、2002年1月-2003年3月。

- (1) 第51巻第1号、2002年1月、1-82頁
- (2) 第51巻第2号、2002年2月、45-90頁
- (3) 第51巻第3号、2002年3月、1-49頁

- (4) 第 51 卷第 4 号、2002 年 3 月、1-76 頁
- (5) 第 52 卷第 2 号、2003 年 3 月、11-61 頁
- (6) 第 52 卷第 3 号、2003 年 3 月、151-186 頁
- (7・完) 第 52 卷第 4 号、2003 年 3 月、105-168 頁

2004 (平成 16) 年

「福澤諭吉と『国家理性』——丸山眞男の『思惟方法』論を手がかりにして」『福澤諭吉年鑑』第 31 号、2004 年 12 月、3-34 頁。

2004 (平成 16) 年～2008 (平成 20) 年

「『欧化』と道徳——新渡戸稲造の道徳・礼儀論」(1)・(5・完)、『岡山大学法学会雑誌』第 53 卷第 3・4 号-第 57 卷第 3 号、2004 年 3 月-2008 年 3 月。

- (1) 第 53 卷第 3・4 号、2004 年 3 月、1-37 頁
- (2) 第 54 卷第 3 号、2005 年 3 月、79-125 頁
- (3) 第 56 卷第 3・4 号、2007 年 3 月、333-377 頁
- (4) 第 57 卷 2 号、2007 年 12 月、79-119 頁
- (5・完) 第 57 卷 3 号、2008 年 3 月、1-39 頁

2006 (平成 18) 年

「社会を斬る——一身独立して一国独立す」『人環フォーラム』第 18 号、2006 年 3 月、52-55 頁。

2014 (平成 26) 年～2016 (平成 28) 年

「知識人と『教養』——丸山眞男の教養思想」(1)・(6・完)、『岡山大学法学会雑誌』第 64 卷第 1 号-第 66 卷第 2 号、2014 年 9 月-2016 年 12 月。

- (1) 第 64 卷第 1 号、2014 年 9 月、103-194 頁
- (2) 第 64 卷第 2 号、2014 年 12 月、17-65 頁
- (3) 第 65 卷第 1 号、2015 年 8 月、61-129 頁
- (4) 第 65 卷第 2 号、2015 年 12 月、89-175 頁
- (5) 第 66 卷第 1 号、2016 年 8 月、1-88 頁
- (6・完) 第 66 卷第 2 号、2016 年 12 月、93-166 頁

学術論文 (共著)

2000 (平成 12) 年

岡山大学法学部ロースクール設置準備室ワーキンググループ代表 (西村稔/中村誠/服部高宏) 「ロースクール構想と地方大学法学部・法学系大学院の役割」『岡山大学法学会雑誌』第 49 卷第 2 号、2000 年 1 月、97-108 頁。

2001 (平成 13) 年

宮本盛太郎/西村稔「森鷗外とルードルフ・フォン・イエーリング」『書齋の窓』第 501 号、2001 年 1 月、37-41 頁。

翻訳

1975（昭和50）年

「マックス・ヴェーバーの大学論」（1）-（3）、上山安敏／三吉敏博／西村稔訳、『法学論叢』第97巻第2号-1975年-第98巻第2号、1975年5月-11月。

（1）第97巻第2号、1975年5月、87-94頁

（2）第97巻第4号、1975年7月、96-104頁

（3）第98巻第2号、1975年11月、101-106頁（（3）のみ副題：「ドイツの大学における所謂「教授の自由」）」

1981（昭和56）年

オイゲン・エールリッヒ「私法における社会問題」、西村稔訳、『岡山大学法学会雑誌』第30巻第3号、1981年1月、67-90頁。

書評・紹介

1980（昭和55）年

「書評 H・ミッタイス著『法史学の存在価値』」『日本読書新聞』第2058号、1980年5月、第6面。

「書評 笹倉秀夫著『近代ドイツの国家と法学』」『法哲学年報1979』、1980年10月、242-252頁。

1982（昭和57）年

「書評 長尾龍一他編著『新ケルゼン研究』」『日本読書新聞』第2141号、1982年1月、第6面。

1987（昭和62）年

「書評 上山安敏著『世紀末ドイツの若者』」『正論』第177号、1987年5月、206-207頁。

「書評 宮崎良夫著『法治国理念と官僚制』」『社会科学研究』第39巻第2号、1987年9月、181-190頁。

1989（平成元）年

「書評 佐野誠著「カリスマ法制化への道程——マックス・ウェーバーにおけるカリスマ的支配の創造と発展」（1）-（2）・完（『法学論叢』第118巻第2号、第119巻第5号）「マックス・ウェーバーの普遍史的思考における『法と支配』の位置——W・J・モムゼンのウェーバー論再考」（『法学論叢』第121巻第5号）」『法制史研究』第38巻、1989年3月、393-395頁。

1990（平成2）年

「書評 望田幸男／田村栄子著『ハーケンクロイツに生きる若きエリートたち』」『書齋の窓』第393号、1990年4月、52-54頁。

1993（平成 5）年

「紹介 ジェイムズ・Q・ホイットマン著『ドイツ・ロマン主義時代のローマ法の遺産——歴史的光景と法的変動』1990年」（1）-（2）・完、『岡山大学法学会雑誌』第 42 卷 3・4 号・第 43 卷第 1 号、1993 年 3 月・9 月。

（1）第 42 卷第 3・4 号、1993 年 3 月、73-117 頁

（2・完）第 43 卷第 1 号、1993 年 9 月、61-105 頁

2011（平成 23）年

「書評 佐々木有司編著『法の担い手たち』』『法制史研究』第 60 号、2011 年 3 月、174-177 頁。

2012（平成 24）年

「書評 木村俊道著『文明の作法——初期近代イングランドにおける政治と社交』』『法制史研究』第 61 号、2012 年 3 月、324-328 頁。

事典執筆項目

2000（平成 12）年

「生ける法」「概念法学」「ゲルマン法」「自由法運動」「註釈学派」「ドイツ観念論哲学」「パンデクテン法学」「法史学」「法曹社会主義」「法曹法」「法典論争」「法の継受」「歴史法学」（伊藤正己／園部逸夫編『現代法律百科大辞典』1-7、ぎょうせい、2000 年 3 月 25 日）。

2004（平成 16）年

「ギムナジウム」「啓蒙思想」（尾形勇他編『歴史学事典 11——宗教と学問』、弘文堂、2004 年 2 月 15 日）。

その他（以下の①～④は本追悼集に採録した。）

1969（昭和 44）年

①「ゼミ報告・上山ゼミ（西洋法制史）——創意を生かすゼミ」『有信会誌』第 16 号、1969 年 9 月、178-179 頁。

1980（昭和 55）年

「ドイツ啓蒙期における団体史素描——知識社会史によせて」（京都大学近代法史研究会編『近代市民法と知識社会の構造（昭和 54 年度文部省科学研究費補助金（総合研究（A）研究成果報告書）・研究代表者：上山安敏）』、1980 年）、45-60 頁。

1997（平成 9）年

「レトリックと社交術について」（『法とレトリック——その歴史・理論・応用（平成 5 年度～平成 8 年度科学研究費補助金（基盤研究（A）（2））研究成果報告書・研究代表者：植松秀雄）』、1997 年）、11-12 頁。

1998（平成 10）年

②「教養とは何か」『山陽新聞』1998年11月22日付朝刊、第23面。

2012（平成24）年

③「今は昔」『京都大学総合人間学部広報』第49号、2012年3月、8-9頁。

2018（平成30年）

④「竹下君の思い出」竹下賢追悼集編集委員会編『泰然自若＝悠悠閑閑「宙の如き宇の如き」人なり。竹下賢追悼集』、2018年5月12日、110-111頁。

学会報告

1976（昭和51）年

第168回法制史学会近畿部会（1976年5月16日）「歴史法学の価値理念と合法的思考の成立——F・ラサールの歴史法学像」京大楽友会館。

1977（昭和52）年

第25回法制史学会研究大会（1977年10月22日～23日）「エールリッヒ法社会学成立の歴史状況」大阪大学。

第179回近畿部会（1977年11月20日）「書評 Jan Schröder: Savignys spezialistendogma und die “soziologische” Jurisprudenz, in Rechtstheorie Bd. 7, H.1, 1976.」日独文化研究所。

1979（昭和54）年

第194回近畿部会（1979年11月18日）「近代市民社会における団体について」京都学生センター。

1981（昭和56）年

第209回近畿部会（1981年11月15日）「歴史法学の『学派』形成について」京大会館。

1982（昭和57）年

第30回法制史学会研究大会（1982年10月9日～10日）「法史学における法学史の可能性」関西大学。

1992（平成3）年

アスコナの会（1992年5月16日）「紹介 ジェイムズ・Q・ホイットマン著『ドイツ・ロマン主義時代のローマ法の遺産』（James Q. Whitman, *The Legacy of Roman Law in the German Romantic Era: Historical Vision and Legal Change*, Princeton University Press, Princeton, New York, 1990.）」楽友会館。（会の名称は過渡期のもの。）

1994（平成6）年

アスコナ会（1994年3月26日）「ウェーバーと『教養』」大阪ガーデンパレス。

1995（平成7）年

アスコナ会（1995年7月1日）「M・A・マレーの魔女論／その他」大阪ガーデンパレス。

1998（平成10）年

アスコナ会（1998年3月7日）「社交もしくは作法の歴史について」芝蘭会館。

2001（平成 13）年

アスコナ会（2001 年 12 月 15 日）「19 世紀の教義と作法」芝蘭会館。

2003（平成 15）年

アスコナ会（2003 年 9 月 27 日）「福沢諭吉と国家理性——丸山眞男の所説を手がかりに」芝蘭会館。

2005（平成 17）年

第 382 回近畿部会（2005 年 6 月 19 日）「福沢諭吉と『文明』」同志社大学光塩館。

2008（平成 20）年

アスコナ会（2008 年 5 月 31 日）「カントとウェーバー——政治と道徳」芝蘭会館。

2012（平成 24）年

アスコナ会（2012 年 6 月 30 日）「公德について」芝蘭会館。

★レジュメの一部を 63-65 頁に収録した。

2015（平成 27）年

アスコナ会（2015 年 5 月 30 日）「丸山眞男と『法学部』——教養思想との関わりから」奈良市北部会館市民文化ホール。

★レジュメの一部を 70-76 頁に収録した。

外部資金獲得実績

1977（昭和 52）年度～1979（昭和 54）年度

科学研究費補助金（総合研究（A）、課題番号：X00050）「近代市民法と知識社会の構造——ドイツ近代法史の社会的研究」、研究代表：上山安敏、京都大学、4,800 千円。

1980（昭和 55）年度

科学研究費補助金（奨励研究（A）、課題番号：X00210）「ドイツ近代法史における団体と団体説の意義」、研究代表：西村稔、岡山大学、980 千円。

1993（平成 5）年度～1996（平成 8）年度

科学研究費補助金（基盤研究（A）、課題番号：05401017）「法とレトリック——その歴史・理論・応用」、研究代表：植松秀雄、岡山大学、8,600 千円（「法とレトリック研究会」につき、『中国新聞』1997（平成 9）年 5 月 14 日付朝刊も参照）。

★『文士と官僚』出版に際して平成 9 年度文部省科学研究費研究成果公開促進費の交付を受けている。

審議会など

2000（平成 12）年 10 月～2002（平成 14）年 9 月

倉敷市個人情報保護不服審査会委員

2002（平成 14）年 10 月～2004（平成 16）年 3 月

倉敷市情報公開・個人情報保護審査会委員

跋

西村稔先生は2012年3月に京都大学を退職なさる際には最終講義のたぐいを一切なさらず、結果として退職のタイミングで年譜・著作目録が作成されることもなかった。そこで編者は先生が古稀を迎えるにあって私家版の年譜・著作目録を差し上げようと考えて16年の夏頃に作成を始めたところ、ご本人からも情報提供を受けることができ、いちおうの完成のうえ、同年秋ご本人にお渡しすることができた。これが本追悼集収録版の原型である。

ご逝去を知ったのは、2019年11月末のことである。先生ともうお話しできないという現実にはわかには受け入れられなかったが、何とか前述の年譜・著作目録を公表できないか、と考えるようになった。しかし、思い立っただけでは絵に描いた餅である。不可能が可能になったのは、吉原丈司様のご尽瘁のおかげである。西村先生からお話をうかがっていた上山ゼミ同期の吉原様に編者は思い切って前述の年譜・著作目録の公表方法について相談したところ、追悼集の共同制作をご提案くださった。こうして吉原様との「二人三脚」で作成にあたり、何とか校了を迎えることができた。それゆえ福島大学学術機関リポジトリへの登録の便宜ゆえにやむなく阪本編としたが、実質は兩人の共編というべきである。

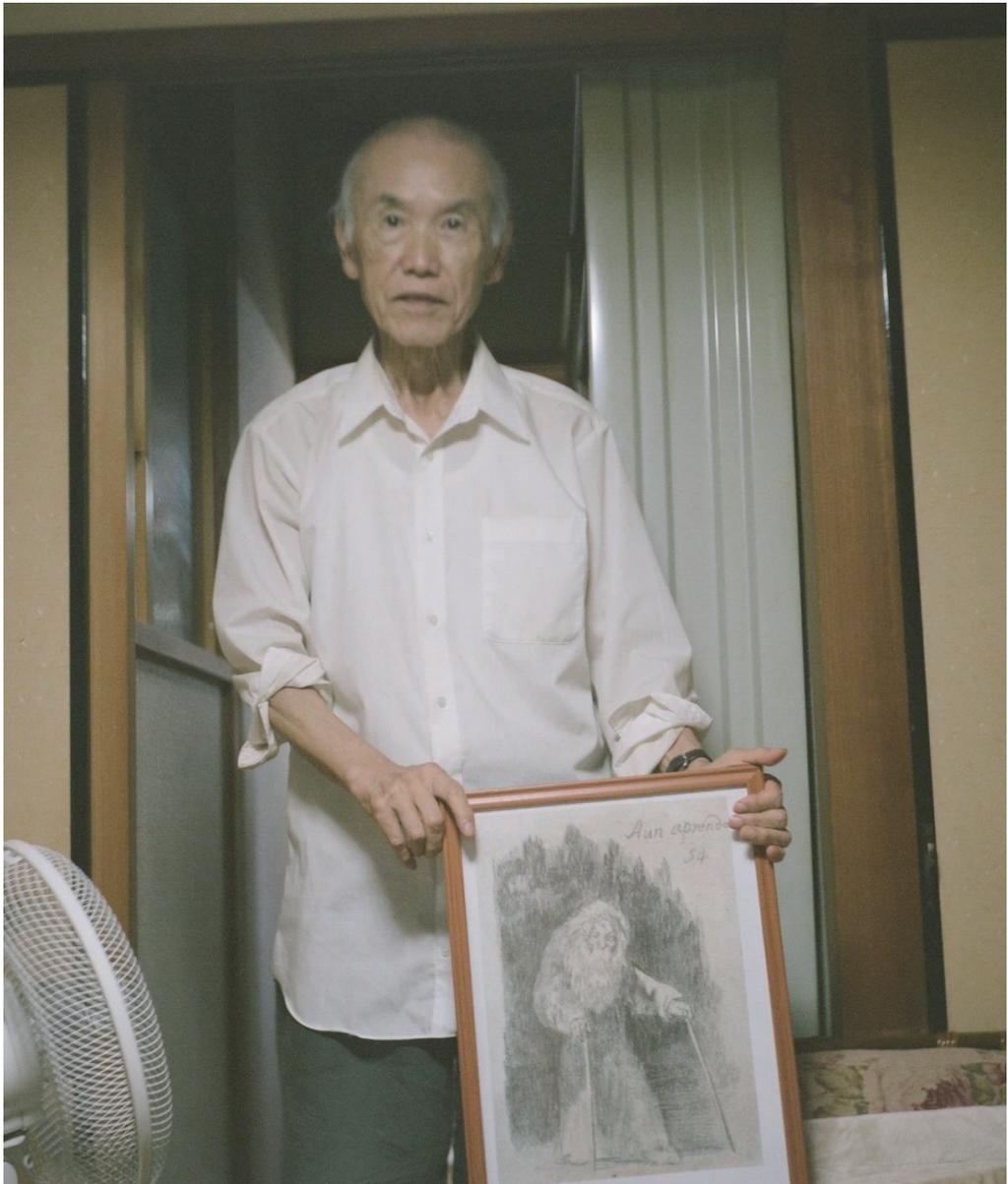
本追悼集の完成に際しては、まず上山安敏先生に深甚な謝意を表したい。西村先生が半世紀以上にわたって師と仰ぎ続けた上山先生に玉稿をお寄せいただけたことは、天国の西村先生のために何か行動したいと願った編者にとってこの上ない喜びである。

次に、西村百合子様には厚く御礼申し上げる。深い悲しみの中で百合子様は本追悼集の作成とそのための原稿の転載をお許しになり、家族旅行のお写真までご提供いただいた。

続いて追悼文をご執筆された小林宏先生、関静雄先生、中西輝政先生、深尾裕造先生、吉原達也先生、佐野誠先生、波多野敏先生、伊藤孝夫先生、井上琢也先生、林智良先生、中山竜一先生、黒神直純先生、小田川大典先生、佐々木健先生、石澤将人先生、上野大樹先生、貝瀬拓彌様、荻野仁志様、吉原丈司様に厚く感謝申し上げます。そして、貴重な助言を頂戴した松宇正一様、吉原薫比古様、横島善子様、および転載をお許しになった『週刊ポスト』編集部様、有信会様、山陽新聞社様、京都大学大学院人間・環境学研究所広報委員会様、竹下賢追悼集編集委員会様、本当にありがとうございました。

普段は気さくな西村先生は、いざ学問の話となると本当に「怖い先生」であった。むろん、日々のご研鑽が身に纏わせた「凄み」が言葉の端々からほとぼしり、圧倒される、という意味においてである。いつかあちらの世界でお目にかかることができたとしたら、先生は「こんなん作らんでええ」と嫌そうにおっしゃるだろうか。それともいくばくかはお喜びになるだろうか。編者としては後者に賭けたいが、心のどこかでこの賭けの結果はどちらでもいいとも感じている。何なら怒られてもいいから先生の声をもう一度聴きたい——これこそがけっして叶わない、しかし願わずにはいられない編者の望みだからである。

2020（令和2）年2月下旬 安達太良山と吾妻山の峰々が見える研究室にて 阪本 尚文



2019（令和元）年8月4日（71歳） 京都市左京区岩倉のご自宅にて

石澤将人先生の追悼文にあるように、西村先生は2019（令和元）年8月4日にアルフレート・ウェーバー研究会を開催され、その直後に再入院された。本写真はその後となった研究会の折に石澤先生が撮影されたものである。病が色濃く影を落しているお写真を掲載することには躊躇いもあったが、一方で、扉裏で触れたように本追悼集の表題の由来となったゴヤの素描を手にする先生の眼光の鋭さはまったく衰えておらず、この写真からは「それでもまだ学ぶぞ」という強い御意志が伝わってくるようにも思われた。そこで、西村百合子様の許可を得て、本追悼集の末尾に掲載するものである。――編者

執筆者（執筆順）

上山 安敏
小林 宏
阪本 尚文（編者）
関 静雄
中西 輝政
深尾 裕造
吉原 達也
佐野 誠
波多野 敏
伊藤 孝夫
井上 琢也
林 智良
中山 竜一
黒神 直純
小田川大典
佐々木 健
石澤 将人
上野 大樹
貝瀬 拓彌
荻野 仁志
吉原 丈司
西村 稔

Aún aprendo それでもまだ学ぶぞ ——西村稔先生追悼集

令和 2（2020）年 2 月 28 日発行

編 者・発行者 阪本 尚文

〒960-1296 福島市金谷川 1 番地 福島大学行政政策学類

印刷・製本 株式会社 創 基（東京都千代田区赤坂 1-9-13）

©2020 Naofumi Sakamoto, Printed in Japan

